

国づくりと研修

第16号
1981・3



座談会 高齢化社会への地域の対

猪爪 範子 / 木下 茂徳

田村 明 / 長谷川 文雄

「紛争」とは何か ●千葉正士

街づくりを考える 第12回 韮崎市

内藤 登 / 松村 光雄



暮物降る秋の
初日

青作 春
陽

松林の
影

吹雪

上條勝久



今や、経済はいや応なしに国際化の一端をたどり、特に日本のように大量の原料を輸入し、大量の製品を輸出することによってささえられている経済は、国内だけではその何分の一も成立しえない環境になっている。だから国際経済機構が崩れれば、たちどころに国内の経済もあおりを食ってガタガタになってしまう。げんに石油ショックにより、日本の経済もだいぶ混乱した。それだけでなく、外国から小麦一つが来なくなっても日本経済に与える影響は大きいだろう。

もともと、経済学というのはデイスマル・サイエンス（陰気な学問）で、いろいろな要素が微妙にからんでくるため、経済予測ほどあたらないものはないとされている。そういう状態のもとで建設事業をやっていくとすれば、事業の長期予測もいたずらに財政や経済の変動

にわずらわされないように、いきおい最大公約数とならざるをえない。

＊

ところで、これからは「都市の時代」であるとか、「地方の時代」であるとか言われているが、地方都市も含めて都市化の時代であることはまちがいない。しかし、地方の時代という言葉には、私はいささか抵抗を感じざるをえない。

いわゆる民主主義の原則は自治にあるわけだから、本来、自主的に自治が行なわれているならば、今さら改めて地方の時代と言うことはないだろう。ところが、今いわれる地方の時代とは、多額の補助金や地方交付税を国に要求する、中央集権下の地方の時代ではないだろうか。もちろん、正しい意味で使っている人もいると思うが、もし真の地方の時代を主

張するならば、税制度、補助金制度を基本的に見直して、自主的な独立採算的な地方都市を建設経営すべきであると思う。国も地方もバランスシートがないということが、建設経営上の致命的欠陥である。また街づくりの点からみても、地方にそれぞれ特色のある都市をつくるならば、地方の時代と言ってもいいかもしれない。そうならば、全国至るところに「銀座」はできないはずである。

一方、都市というのは、経済の成長にともない多数の行政区画にまたがって拡大しつつあるにもかかわらず、統計などを見ても分かるように、もっぱら事実上の都市単位でない行政区画単位でものを考えている。この行政区画単位は、議会があり選挙があるために存在する歴史的残滓にすぎないとさえ私は思っているが、都市建設、都市計画という立場で見ると、理屈から言えば、行政区画の統廃合をやればいいということになる。それに目をおったまま、都市の実態をはなれた自治権の拡大ばかり図っておれば、いわずらに行財政ばかり拡大し、行政の混乱と非効率、税金のムダ使いを招くことになる。かくて、都市の住民は安住の地を求めて、長期ローンの返済に追われながら右往左往することになってしまっ

「都市の時代」と「地方の時代」

山田正男

（首都高速道路公団理事長）



あろう。
これは何も大都市圏に限ったことではない。地方都市およびその周辺の市町村にも、その傾向がないとはいえない。東京を例にとるなら、二十三区や都下の

人口が減少しているから、東京の人口は衰退傾向にあるという意見を聞く。ところが、実際の東京は一都三県五十キロ圏にまたがっているのであって、都市の中の人口配置が変わっただけの話である。

いわゆるドーナツ現象は、多分に地価、環境、交通施設に左右される都市構造の問題であって、その原因もその可否、対策も過去に実際の都市単位の都市計画、都市建設、都市行政が行なわれていたか、また今後行なわれるかどうかにかかっている。少なくとも、現実の都市単位に対応する都市計画行政組織の実現を期待してやまない。

＊

さらに都市計画の中・長期計画について言うなら、計画をつくった責任者は計画の中途でどんどん変わるし、公共団体の長も早ければ四年で変わってしまうことがある。そういう人が十年後、二十年後を予測するわけだから、自ら計画に対する責任態度もルーズになるし、事実、責任を

もてないのが実状だし、また当今のように経済情勢や社会情勢がめまぐるしく変化すれば、計画や予測自体も変更を余儀なくされることになる。

もう一つは、行政権限、行政組織や法律の細分化、多角化の問題がある。法律のできる過程をみると、一つの法律に主務官庁のほか、各省が「われも一口、われも一口」と入ってきて、許認可の手続きがひじょうに複雑になってしまっている。それでは、行政の簡素化も財政の再建もできないのが当然ではないだろうか。

法律ができると、かえって許認可要件や許認可の手続きにしばられて、ムダな時間や余分なお金がかかるだけでなく、その結果、事業実施のタイミングを失するということにもなりかねない。都市の市街地再開発が進まないのも多分にそのためでもある。この種の法律は、本来、こうしたことを奨励するのが目的なのだから、お得意の行政指導をするとしても、もっと大らかにやればいいという気がするが、どんなものだろう。

たとえば、民間デベロッパーが開発許可を得ようとする時、公共団体の各課がよってたかって、道路、公園はもとより学校用地から保育園に至るまで、過重な負担をかけるきらいも見られる。何も民

間デベロッパーを甘やかすという意味ではなく、やるべきことはやらせてもいいが、そのかわり公共団体の方でも、負担すべきものは負担しなければならぬ。

ミニ開発については、とかく批判のあるのも多いので、それは大いに規制すべきであろうが、要はミニ開発のさばらないように、まともな開発を奨励し、誘導しなければならぬのである。

*

ところで、当今は行政組織がこまざれになっていくために、行政を担当する人たちの知識の範囲もこまざれで、総合的な知識も総合的な判断力も欠けているのではないか。たとえば、具体的な都市の改造、建設をやるには、土地区画整理、市街地再開発などいろいろな手法がある。この場合、土地に関するどの法律を適用するか、どういう資金を運用するかなど、

ケース・バイ・ケースで最適の手法を比較判断する知識に欠けているという気がする。

ただ、市街地再開発は単なる公共施設計画だけではなく、広範な既成の市街地に手を加える総合的な建築敷地計画、建築施設計画であるために、一般的には国や公共団体の事業としては、本質的にも資金的にもなじまない。本質的には、民間資金に依存すべきものであり、またそうでなければ再開発の実現は望めない。むしろ、国や公共団体はプロデューサーになって、計画の推進役をつとめるとともに、公共資金で負担すべきものは負担し、民間の資金で足りないところを援助するという役割をはたす必要がある。

市街地再開発がかけ声ばかりで、なかなか実現しないという状況を見るにつけ、私は行政面と民間企業面の両面にわたり、幅広い専門知識と実行力をもった人を養

成する必要があるので、都市計画技術者の再教育をやりたいと思っている。

*

もっとも、最近の技能者（技術者）の中には、生コン時代のせいかわりにコンクリートの配合の仕方、たとえばコンクリートをどう配合したら、どういう強度になるかといったことすら知らないものが多い。きめの細かい専門知識を身につけた技能者、技術者の養成も急務である。

全国建設研修センターでも、そうしたことも含めた幅広い研修がやられていると思うが、研修を受ける方々も、資質の向上がたいせつであるということに目ざめてほしいものである。

（談・文責編集部）

座談会 高齢化社会への地域の対応

21世紀に向かって、わが国が直面する重要な課題の一つに、高齢化社会への移行がある。わが国の場合、すでに高齢化社会に至っているヨーロッパと比較すると、高齢化のスピードが四倍、高学歴化が同時に進行、労働市場に参入する若年層も増化する、などの特色があげられよう。

そういった方向に進むとすれば、現代の社会システム（雇用慣行、生活様式、都市の諸施設）をあらためて見直す必要があるのではないだろうか。

また、高齢化問題は同時に若者の問題でもあるといえる。両者の調和をはかり、活力のある地域づくり、都市づくり、町づくりをやっていくには、何を今からなすべきなのだろうか。

地域総合研究所研究員

岡大理工学部教授

横浜市技監

（司会）清水建設（株）技術開発部・元総合
研究開発機構研究員

猪爪 範子

木下 茂徳

田村 明

長谷川 文雄

（五〇音順）
二月十日実施

岡山県津山市

長谷川 将来の予測には不確実性が伴うんですけれども、なかには比較的確実に予測できるものもあります。たとえば、高齢化社会への移行というのは、人口動学的にみても、どうも日本にとつて避けられない問題の一つだと言われています。

総合研究開発機構のリポートをみると二〇〇〇年には、五人に一人が六十五歳以上になる。男女比でみても、女性のほうが三〇%多いというような状況になってくる。さらに二十一世紀になった時点で、八十歳以上の人口は、現在の百二十万人が六百万人と、約五倍になる。特に男女比では、三人に二人が女性と、ひじょうに厳しい状況がくるわけです。

それに伴って、年金、医療などの社会保障問題とか、高齢者が生きがいを喪失するとか、さ

高齢化社会のとらえ方

長谷川 まず最初に五人に一人が六十五歳以上というような社会が、すでにスウェーデンや東ドイツでみられます。各国には、それぞれ、その国の文化、歴史、風土というものがあって一概に外国と比較できませんが、スウェーデンでは、高齢者が公園にじっと座って、朝から日が沈むまで一点を凝視してほとんど動かないような老後を送る。それに対してフランスあたりで

さまざまな問題が生じてきます。きょうは、こうした問題を内包して、実際に高齢者が生活をする場、つまり地域はどのようになるのか、どのようにすべきか、といった視点で議論をしてみたいと思います。

ちょうど国土庁のほうでも、三全総のなかで定住圏構想を打ちだし、地域で高齢者が定住化していく傾向も高まってきていると思うんです。

従来の発想からすると、高齢者はややもすると社会的弱者として扱われてきた。高齢者といっても千差万別で、お年寄りになっても体がピンピンとしてマラソンをしている方、逆に病床に伏している方もいらっしゃると思います。そういった中では、必ずしも平均的な意見は通用しない。その辺もお含みのうえ議論をさせていただきますかと思ひます。

は、高齢者がたくさん集まってワインでも飲みながらワイワイおしゃべりする、といったような情景が出てくる。

因みに日本では意識調査等を行なうと、子供のほうが親と一語に住むというようないわゆる同居意識が高いという結果がでます。果たして日本では実際はどうなるか、地域における高齢化社会というものを一つ、イメージしていた

だかと思ひます。

地域社会、都市の受け皿としての生活空間

木下 日本の場合には、二〇〇〇年になると、人口比から見れば、ちょうど今の英国、西ドイツ並みになるわけです。そして、それから先の二〇二〇年までに、未だかつて、世界のどの国も経験したことのないハイスピードで高齢化社会になっていく。日本は受け皿が準備されていない間に、そういう事実がどんどん出てくるわけです。地域社会、都市の生活空間自体が、なかなかついていけない。今から準備していかないと、二〇〇〇年以後は大混乱になるだろう。今までの歴代の建設白書のみをみますと、建設行政の中で、高齢化の問題が基本的に、考えていかなければならないファクターとして出てきたのは、まだ二年ぐらい前からだと思ひます。

私は、日本の高齢化社会の問題というのが、日本の国土計画や都市計画に大変動とか大きな影響を与えるのじゃないかというところで、二十五年以上も前に学会に論文を発表しました。当時はまだ遠い将来のことと一般に考えられていたが、それが、どうやら、あらゆるところで高齢化問題がいわれて、これはたいへんだという実感が出てきたと思う。

ところが、今までの都市計画や基本的な地域



左から田村、木下、猪爪、長谷川の各氏

計画というのは、わりと今までの年齢構成が、そのまま受け継がれていくような錯覚のなかで議論されてきてたんじゃないか。ところが、夫婦からの出生数が一・七七人ぐらいになり、しかも平均年齢が、女性も八十歳を超す、男性も七十三点何歳ということで、一年に〇・五歳ぐらい寿命が伸びてきているわけですね。

そうすると、学校出てから定年までの年限と、定年になってから、その方がお亡くなりになるまでの年限とが、同じくらいになる。その生活は、いったいどのようになるのかを考えておかないと、地域計画にも出てこないと思うんですね。

ご婦人の立場で言っても、今までは嫁と姑の期間は十五年ぐらいだと思っただけです。ところが、これからは姑が九十歳で嫁が七十歳というような例は、いくらでもでてくるわけですね。

建設行政というのは、他の役所に比べて、わりと短

期的な見通しのなかで対応してこれたけれども、今後はそれではたいへんなことになるだろう、とまず最初に申しあげておきたいわけですね。

いかに老いないような社会をつくっていくかを考えることが必要

田村 一口に言って老人社会というのは、なかなか描けなくて、どういうふうなこれに対応するかによって違うと思うんですね。

ただ一つの典型的な姿というと、高齢化社会はすぐ、老人たちが黙って座っているスウェーデンの公園を、まっ先に連想してしまう。しかし日本ではおそらく、そういう姿はないだろうというのにはそういう公園もないし(笑い)、また南欧のようにワイワイやってワインでも飲みながらというのには、一部ではあるでしょうけれども、しかし、日本人の都市環境からいっても、老人のビヘイビアからいってもヨーロッパとは違うんで、これどこにもないパターンが出てくるんじゃないか。しかし、それが何かということとは、ひじょうにむずかしいですね。

もう一つは、条件としては、それに対して、社会的、あるいは物的システムが、どういうふうについていくかにもよるわけです。もし、何もついていかなければ、ひじょうに悲惨な断層が出てくるだろう。

これは公園もないんだからいくところがないし、ワイワイ飲んで楽しくやることもできない

老人になってしまふ。フランス人なんか、もともと若いときから人生をエンジョイしますからね。しかし、それもない。そして従来からの家庭も相対的に低下しているということになる状態であれば、世界でいちばん悲劇的な老人になるだろう。

しかし、これから十年、二十年の間に施策を行ってゆけば、必ずしもそうではなく、わりとおもしろい高齢化社会ができる可能性もなくなる。だからやるか、やらないかに私はかかっていると思うんです。

老いるということ、これは人間の宿命なんですね。肉体的年齢は十八歳がピークで、あとは老いてくる。意識をもって、ある程度、個を確立した途端から、肉体的には老いているわけだから、簡単に言うとならぬために生きているんです。だから高齢化社会の問題は、ある意味では社会問題でもあるし、個人については人生の問題だし、老人をたくさん包容しているのは都市ですから、もともと都市の基本的な問題であつたんじゃないか。

そういうなかで、寿命が引き延ばされてきたのですが、頭脳とか精神的な活動は、訓練すれば必ずしも簡単には老いないわけです。だから、老いるものだという宿命を身にかみしめながら、いかにして老いないような社会を長期的につくっていくかを考えなければいけないと思うんです。

たとえば都市の安全、あるいは防災が持ち出されません。急に言ってもおよその都市は防災的にできてない。しかし防災という問題提起は一つのインパクトとしては意味を持つわけです。高齢化社会も、ちよつとその防災問題に似てて、つまり、大災害がくるといって、十分にはその対応をやってない。なにも高齢化対策だけじゃないんですよ。都市づくりが、基本的に粗雑にできていたんだから、もつとキメのこまかい町なり、人間関係をつくっていくというところが、必要じゃないか。

しかし、それを言うためには、まだ世界にも例がないという高齢化問題をまず持ち出して、そこから、逆に現在のすべての都市のなかに問題を及ぼしていく手段も必要じゃないかな、という感じがしているんです。

地域社会に定年はない

猪爪 最近、日本海に浮かぶ典型的なある離島に行ったんですけれども、そこにはさまざまな悪い条件があるにもかかわらず、ひじょうに活気のある新しい地域振興をやっていました。人口は、この前の国政調査で七百人を切りました。年代別に数字を拾ってみましたら、六十歳以上の方が全体の三〇%近くいる。六十五歳以上が二二%。全国平均の一世帯当たりの構成人員が三・五人ですが、この村は三人を切って、核家

族化が進んでもいます。いわゆる、全くの高齢化社会です。

その島の中には四つの町村がありますが、この村は江戸時代に回船業をやっていて、昔、ひじょうに蓄財をした。土地と山林に投資をしたんですね。村有林が現在もたくさんあるもんで、すから、町村合併の誘いをことわって独立の道をと、今は山林を機軸にして新しい事業をつぎつぎに展開しているんです。

その村でたまたま集会を開いたら、ひじょうに元気なお年寄りばかりが集ってこられました。六十、七十は鼻たれ小僧で、八十を過ぎないと年寄り扱いしてもらえないというんです。それで、今、六十代で漁をなさっている方が地域でどういう役割を果たしていらっしやるか聞いてみたんです。そうしましたら、村の連合老人クラブの会長とか、地区の老人クラブの会長、選管の委員、公民館運営審議会の委員、集落の自治会長、それから漁協の理事などと、一人で十以上の役割をこなしている。もう一人、元教師の方に伺いましたら、教育委員とか、文化財の専門委員、視聴覚ライブラリーの委員、保育園の顧問のほか、子供たちに地域の生活文化を教えるような、自主的活動をなさっている。ともかく挙げ出すとキリがないような役割が出てくるわけです。

職業を聞きますと、二人ないし三人の世帯なんですけれども、家に職業がついていなくて、

あたりまえのことなのですが個人に職業がついています。ご主人がそういう具合であるところにもつてきて、奥さんも民宿とか商売をし、子供も別の職業を持つ。三人しか世帯人員はいないのに職業が四つぐらい出てくるわけですね。

そのかわらで、特に産業とは言えないんですけども、季節になれば、岩のり取りを地域全体でやるとか、いかを釣りに行くとか、四季折りの生活に密着した仕事がたくさんある。

それを見ますと、村全体が四百人足らずの会社みたいな感じでした。そして、地域社会には定年がないんじゃないかと思っただけです。

島では高齢者も、とにかく元気であれば、いろんな形で、第一線で働かざるを得ない。これは引き伸ばしてみれば、二〇〇〇年代にお年寄りが増えるという、具体的なイメージを描く上の参考にならないかと思っただけです。

長谷川 先ほど、田村さんのほうから、これからは老いさせないという社会が大事だ、というお話があったけれども、今の離島の話は、まさに老いさせないという社会の一つの例というよな気がします。





長谷川 文雄氏

高齢化社会への移行にともなう社会システムの変更

長谷川 いずれにしろ、ヨーロッパの四倍のスピードでこれから高齢化社会になる。そうすると、当然いまの社会システムが、そういった社会を意識して、つくられているというわけじゃないから、高齢者が総体的に多くなる以上、社会自体もある程度変更してゆかなければならない。といって、社会は高齢者だけのものでもない、いろんな世代がそのなかには住んでいる。こうした状況で、どうやって社会の構造を变革してゆけばいいのだろうか。

都市施設の見直しが必要

木下 実は、今年は国際障害者年ですが、老人の高齢化に対応する地域のあり方としてもやっぱり言えることなので、一つの例を申し上げます

すと、歩行者の安全のためのガードレール。あれも今、障害者団体のなかで、いろんな意見が出てきております。車イスに乗ってる人の高さでいきますと、パイプ型はまだいいんですが、プレス型の切り落としのガードレールだと、幅がずいぶん狭い通路にやっつてあるから、手のところをすって切っているんですね。切り落としのところをヤスリでうまくみがいてませんし、しかもホルトを道側から押して歩行者側にナットで止めている。「あれは実際に歩行者を守るのか、どういう発想でああいうやり方をしたのか」という質問が出ている。また、たとえば点字ブロック。私は個人的には、あれがベストだとは思っていませんが、地方へ行ってみますと、マンホールが出てみたり、ひっこんでみたりすると、そこは点字ブロックが張れないから

切り落としになっていて、盲人の方が、それ伝わっていくとガクンとなってかえってまづいというような意見も出てます。それは行政がバラバラなせいなのか、危なくてしょうがない。

老人の方、二百七十人ぐらいの調査をやったんですが、横断歩道で、われわれだと、青信号が、まだ渡れると思つたら、急いでかけ足しても渡っちゃうんだけれども、老人の方たちは、次の青信号まで待つてから渡り出すという自己防衛の本能がある。そういうようなところも、考えてみなければいけない問題だし、結局、車イスの老人が将来どんな出でくるということも考えますと、信号機の高さ一つでも視点が違うわけですよ。

いろんなこまかい問題が、随所に指摘されてきている。一つの例ですけれども、そういうこともひとつ見直しのなかで考えていかなければならないと思うんです。

きめのこまかい都市づくりの契機になる高齢化問題

長谷川 この間、雑誌を読んでいたら、あるブック・ユーモアが目にとまりました。電車に乗りますと老人専用のシルバー・シートというのがあってですね。これからは高齢者ばかりになっちゃうと若者の座る席がなくなってしまう、若者でも疲れる人がいるわけです。若者優先の、例えばイエロー・シートなんてのをつく

るべきだということです。

高齢化社会というのは、高齢者だけの問題でもないわけですが、その辺、田村さんどうでしょうか。

田村 さっき猪爪さんのお話のように、高齢者が、若々しく生きる島、山の奥でもなんでもいんですけれども、それはすばらしいことで、その人たちは幸せだろうと思う。

けれども、どうも残念ながら、これから一億三千万人ぐらいまでなるかもしれないけれども、その老人がどこに住むかという、大半はどうしても都市に住む。今は都市は相対的には高齢化率は低いんですけれども、これからは圧倒的に高くなってくると思う。

しかも、昔は老人といえばイメージとしては、仕事を辞めたら、晴耕雨読でした。しかし僕なんか都市で、生まれ育った人間にはそういう感じは全然なくて、生まれた都市に死ぬしかないと思ってるんです。これからは大部分は都市に生まれ、育ち、働き、死ぬという、そういう宿命を負っている。そういう人間が圧倒的に多くなると、なんとなくどこか他に、ゆうゆうとゆける場所がある、なんてことはもう考えられない。都市そのものを良くする以外に僕は、手がないという感じなんです。

今の都市はひじょうに粗雑にできている。ただそれに若者が耐えられるだけの話であって、別に若者向きでもなんでもない。これからは、

もう少しキメのこまかい都市をつくってゆくことが重要な課題だと思う。

たとえば、歩行者空間を僕はすいぶん都市のなかでつくってみましたけれども、ちょっと楽しくしてみるとか、歩くとき、楽しさ、美しさがあるとかね。老人がそこを歩いたっていいだろうし、若者が恋人と一語に歩いたっていいだろう、子供が歩いたっていいだろう。

これまでは、そういうキメのこまかさがなくて、ただ道があればいいんだと、せいぜいガード・レールぐらいつけておけばいいんだというような、粗雑な町しかつくっていなかった。都市といえるものをつくってない。まあ、こういうことを契機に、本格的な都市をつくってけば、いいのですよ。

たとえば、シルバー・シートの話なんかありましたけれども、大体あの混雑でやっているということが粗雑で、全然狂っているわけですね。僕もロンドンからケンブリッジへ、通勤時間に電車に乗ってみましたけれども、立っている人間というのは、一割はいないでしょう。地下鉄は立っていますよ、だけど、いわゆる郊外電車になったら、ほんとうに立ってない。それが普通なんです。だから、シルバー・シートなんて言ってるのは、この粗雑なイメージが都市だと、ひじょうに硬直的に思い込んでいたためですが、実は、それではまだ都市じゃないんです。今の都市構造全体が、ちゃんとした町をつくってこ

なかつた結果として、満員電車があり、その対症療法としてシルバー・シートがある。しかし、その根っ子のほうから時間をかけて変えてゆくということが、ひじょうに重要だと思う。

高齢者に潜在する労働意欲によって「もう一つの生産体系」をつくる

猪爪 先ほど言い足りなかつた点を補足したいんですけれども……。

先ほどの島の話は、特殊だというご意見がありましたけれども、学ぶ点はおおいにあるんじゃないかと思うんですね。

高齢化社会になると、日本のGNPを直接引き上げるような、最先端の力が落ちるといわれる。しかし、これからは、今までのような近代化、大量生産システムによる労働とは違った労働が考えられるのではないかと、思うんですね。たとえば、これから省エネルギーとか省資源の問題がありますから、再生産、リサイクルといったかなりキメこまかい対応が重要になる。資源消費型生産体系にかわる「もう一つの生産体系」が、ああいう小さな村での、実験に学べるんじゃないかと思えます。

たとえば、ゴミを回収して資源化してゆくと、修理、手仕事、あつらえものとか、キメこまかな環境と造成によるアメニティの創出、社会教育の面とか。とにかく大量にハイスピードにと進んできたところから落ちこぼれたもの



猪爪 範子氏

を、ていねいに拾い合わせてゆくということが、これからひじょうに大事じゃないかと思うんです。そういうところに、高齢者のキャリアを生かした場面が、開けるんじゃないかという感じをもっているんです。

岩手県にある会社なんですけれども、女の人だけでホームスパンをつくって、年商二億ぐらいをあげているところがあります。そこは手で糸をつむぎ、布地を織りまして、男性の背広地でメーター四万円ぐらいの高いものをつくっている。手紡ぎ、手織りという、人手をかけることによつていいものをつくらうとしている。その業界は、岩手県下に七、八社ある。ところが、工業試験所とか、県が指導しますのは、いかに省力化、機械化してやつてゆかかんです。そうしますと、四万円のものには、どうしても違つたものができるんですね。

その会社は年産たかだか二億ですけれども、お給料をもらつての方たちが七人。あとは七十人ぐらいの女性がパートや内職で働いていま

す。どうしても家にいなければならぬだけども、おカネが欲しいという主婦たち、子供や寝た切り老人にかかりっきりの主婦たちで、それでも月に七万ぐらいの現金収入を得ている。こういう地域でのいろんな事例には、おおいに普遍性があると思います。

女性の強さ、男性のひよわさ — 女性のバイタリテイを維持できるか —

長谷川 日本の女性は、世界でいちばん寿命が長くなつたわけなんです。八十歳以上のうち三人に二人は女性だということが、これから起きてくる。ちよつと考えてみると、どんなさんが先に亡くなつてしまひ、おそらく子供も一緒に住まないとなると、高齢者の女性が一人であるという状況が深まってくるだろう。

猪爪さんは、お若いから、女性が高齢化した場合のイメージは、しにくいとは思つてすけれども、女性から考えて、どうでしょうか。

猪爪 三人に二人が女性であるという数字にはあまり恐ろしさを感じないですね。なぜかと言いますと、配偶者に先立たれた男性は、三年以内に六〇％が亡くなるそうですね。それは生活者としてどちらが、熟成しているかということと語っています。女性のほうが一人で生きてゆくということに関しては、男性よりたけているんじゃないか。ただ、病気になるって一人で暮せなくなつたときが心配ですね。

これまで七〇％のお年寄りが子供と同居しており、家族に面倒をみてもらえた。ところが、これからは面倒みなければならぬ大人が増えて、面倒みる人が少なくなるわけですから、家庭の枠外で高齢者のことを考えなくてはならないわけです。そうしたときに、私は設備の整つたい施設に収容してもらいたいとは思わないんです。むしろ他人の介護を必要とする寝たきりの場合を除外して、元気な老人を、いつまでも現役としてあつかう社会になることを期待します。そういう社会になったら、たぶん我々女は健かにひとりぼっちの八十年代を過ごせるんじゃないかと思っています。

長谷川 そんなに危機感がないということですね。

猪爪 危機感がないということではなくて、そういうことを認めあう社会にならないかと思つてす。

田村 女性のほうが、生物学的にも、はるかに

強じんだと思う。

ウチのおふくろなんか今、八十四だけれど、毎日元気で歩き回っておりますし、お華なんか教えている。八十歳で、生まれて初めて絵の個展をしましてね。二十代で絵を書き、戦争で中断していたのが、七十になってから、また始めました。二十代の絵と七十代の絵を一緒にして八十のときに個展をし、今度八十五のときにまたやるんだと言っている。それくらい元気なんです。

ところが男性はダメなんです。一つは、生物学的な問題もあると思うんだけど、もう一つは、男性のほうは社会システムに深くかかわり過ぎていてから、たとえば横浜市役所でも定年になってね、少し前は平均して三年ぐらいで死んじゃう。最近は少し長生きするらしい。共済年金の運営がいいというんです。目的を失ったとたんに生物的にもダメになっちゃってね。社会的な存在として深く、かわり過ぎていんですね。ところが、その社会システムが、今の高齢化というのに全く合っていない。だからそれでいちばん打撃受けるのは男性で、女性は初めから、もともとあまり社会システムにかかわってないんだから、はるかに強いですよ。ますます強さと弱さの差が出てくるんじゃないですか。

木下 そうですね。サラリーマンが、一番男性として弱い。結局、定年で辞めてから何年か内

に亡くなる方がひじょうに多い。その点やっぱり女性は、最初から自分の生き方、生きがい、バイタリティが、そのまま生活に浸透して伸ばしてゆけば、生命学的に自分の可能な限界まで、一人でも生きてゆける。男性はダメですね（笑い）。

田村 女性は、初めからよく老いるために生きているんですよ（笑い）。ところが男性は、老いてないとはかり思っているんだけど、あの時期にきて、ガクツといっちゃって、もうおしまいと……。

猪爪 ところが実際のところ女の人は最低二人の老人の面倒をみるそうですね。どちらかの親と夫と。そういう事情によって、いろんな問題がおこり女が自由に動けないということは、あるんですね。

木下 今は、一家族に子供が二人を割っちゃってるから、結婚式にいきましても一人息子と一人娘が結婚するというチャンスが最近多いですね。そうすると、両方の親が長命だと四人をみなければならぬという現実が、もう目の前に一部出てきているわけですね。

猪爪 それを若い人が、とくに女性が持ちこたえるのか、それとも放棄するか。基本的には女の問題ですまないと思うところはあるのですが、田村 どちらかという、放棄してくるでしょう。女性が、もっと社会的に進出してくるから、これは確実です。そうすると、女性が社会シス

テムに逆に巻き込まれるということもあるんですね。だから女性が職業をもつということは、ひじょうにいい面もあるけれど男性と似てくるんですよ。そうすると、女性も本当により幸せになるかどうか、ちょっとわからない点もある。あんまり役割論をいうと女性におこられるんだけど、やっぱり女性のもってる、何か別なもの、バイタリティを与えているような気がする。どちらかという、これは好むと好まざるにかかわらず、女性がそれを放棄する方向にあるような気がするんです。

猪爪 西欧の場合は、個が確立しているの、日本とは違った老後の生活があるふうに聞いていましたけれど、その辺どうなんですか。

木下 エンジョイすることにたけてるうえに、個というものが、基本的な出发点になっているんですよ。だから、初めから社会や家庭のなかでちやほやされているんじゃない、まず個人があるから、その意味で相対的に長もちはいんじゃないですか。

変わってくる生活の基本単位

長谷川 高齢化社会を一つの契機にして、やはり都市そのものを変えてゆく。それは今、いろいろ議論が出ていたようにソフトの面を考慮して、具体的に都市構造とか、諸施設に反映させていかなければいけないと思うんですが、その

辺いかでしようか。

木下 老人がそれだけ増えてゆく、それを抱えた形で若者も共存してゆくことを考えると、基本単位が変わってくるんじゃないかという気がします。

最近のいろんな研究のデータですが、三百メートルぐらいの生活単位が一番いいんじゃないかという提案と、五百メートルぐらいまで伸びるんじゃないかというのがある。アメリカの研究の成果からいくと、五百メートル以内の生活地域、その老人の方々が、最小限度、役所や図書館、郵便局などに行ったり、買い物をしたという歩き回る距離を全部測定して、基本単位に考えていったらいいんじゃないかという発想も出てきています。今までの都市自体が、ひじょうに粗雑な形でできているから、これを機会に少し見直しの意味で、新しい都市を再編成していくためには、やっぱり定住圏構想などを、基本的に考えていく単位として見直さなくてはいけないんじゃないかなという気がいたします。

ます。

それにはやはり、歩行者である老人ということが、一応前提になってますがね。やっぱり足が悪くなってくれば、ある程度トランスポートインションとして、もつと軽便な自転車と自動車の合の子みたいなので動くようなことを考えたほうがいいのかですね。そういう移動システムの基になる補助的な機械、足腰が不自由になれば車イスに乗る方もいるだろうし、もつと安直な乗り物に乗る方もいるでしょうし、そうすれば当然また生活の距離が伸びてきます。

この間も、車イスに乗っていらつしやる方々の座談会があつたんですが、もつと何キロでも行こうと思えばいけるけれども、一応身の回りということでは、三百メートルぐらいが、いいんじゃないかという意見も出てました。そういうような生活の基本単位が、今までと若干変わってくるんじゃないかという気がいたします。

対症療法ではなく、 基本的な街を考える

長谷川 ヨーロッパでは、かなり自然から手がけているという話を聞きましたけれども……。

田村 もともとキメこまかくできています。日本では、例えば歩道橋を一時ワーツとつくりました。そうするとあるパターンができて、一番安上がりのやつばかり何十カ所つくったなんて喜んでる。なんか怪物みたいのつくっちゃってね。

スウェーデンなど、見ている、そこにあつたほうがひじょうに街としても美しい歩道橋が現にあるわけです。わざわざ車を止めて、降りて渡りたくなるような感じですね。基本的にキメのこまかさが違うんで、急に老人社会だからというので、やったのではないですね。都市というのは、やっぱり老人が弱者なんです。

僕は高齢化社会というのは、生物的に言えば本来は、むしろまん中の働く期間を伸ばしたという意味だと思う。人生の前と終りはだれでもダメなのが宿命なんです。これが伸びただけで、例えば戦国時代なんていうのは、もう四十になつたらクタクタでね、織田信長の四十九なんてのは、よく生きたほうです(笑い)。ただ生き生きしている期間が、生物的には伸びたのに、社会的には、それを受け入れるようになってませんね。だから、むしろ今後は積極面を生かしたよ



木下 茂徳氏

うな施策があらゆるところに、展開しなければいけない。これは職業とか所得、生きがいが必要だと思っんです。

簡単な話をする、たとえば歩道橋がみっともないとなると、今度、地下歩道だ。ある町では、代議士の先生が地下歩道にしたと威張っているわけです。これは数倍おカネがかかる。それで問題解決したかというと解決してないんですよ。地下へ入ると、ジメジメとして不愉快

なうえに、省エネで薄暗くて陰惨な感じで、ちっとも楽しくない。そんな対症療法じゃなくて、基本的な街を考えなきゃいけない。そうすると、ほんとうは土地利用を含めて十分なおカネをかけて、初めからいいものを考えることをすればよい。もつと言くと、土地利用から、スペースを十分にとってゆくと、という根本に帰ってくるんです。

たとえば、電車の問題なんかだって、大体一時間半も、二時間もかかって通勤してくること自体が異常なんで、二時間もかかりや往復四時間もムダに費しているわけですからね。

ひじょうにマクロに言えば、大部分の人は三十分で通える都市構成にしなければいけない。

ところがそういうこと全然考えなくて、地下鉄をどんどん延ばしていけば便利になると思っで、逆に不便にしている。この面でもひじょうに粗雑の町をつくっているわけです。それでは老人にとってだけでなく、一般にも悪い町なの

です。

だからマクロな都市構造から、ミクロな一つ一つの歩道橋の設計まですべてが粗雑なんですよ。だからこれをどうにか直さなければいけないし、また直してゆける経済力がすでにあるはずなんです。

きめの細かい都市づくり

木下 今、ミシガン大学の老人問題研究所では、高齢化社会に適合する都市づくりのために何が問題か、ということをかかなり研究している。高齢化した場合、視力が落ちてきます。年齢別に平均的な視力を取り出して、それ以上の視力が出ないようなメガネを研究員にかけさせて歩かせてみたり、それから、それだけの聴力しか出ないような器具を使って既存の町を歩かせて、問題点を指摘しながら、この街づくりはこうしてゆかなければいけない、というようなことをやっている。われわれが考えたら、バカげていると思っただけで、振り返ってみると、そういう基本的な見直しから本当はやらなければいけないと感じました。

ドイツ辺りの例ですと、やっぱり建物とともに、生活圏のなかに、若者も交えて、どういう老人のためのスポーツが必要かがキメこまかく言われてまして、市民に開放されているプールでも、高齢化した老人が泳ぐプールは、温度を

変えているわけです。

都市といい、計画された建物といい、そういう配慮が必要になってくるということなのでしようね。

ひじょうに世の中で活躍する期間が長くなってくるから、それに生理的に相当差があるわけだから、その受け皿としての街だとか施設は、うんとキメこまかく、幅が広がっていくということじゃないでしょうか。

「高齢者のための都市づくり」は老人差別につながるのか

長谷川 われわれはどうも粗雑さに慣れ切っちゃったわけですね。ヨーロッパみたいな快適な生活空間ができて、逆にどう使ったいかわからないかもしれない。ライフスタイルということも大きく問題になると思っんですが、その辺、女性の立場から考えてどうでしょうか。

猪爪 最近よく新聞などで、シルバースティとか、高齢者のための都市づくりとか、取りざたされておりますけれども、少しピンとこないところがあるんです。老人といいますが、共通点は年を取ったということと、やや体力が落ちていだけなんです。あとは千差万別いろんな方がいらっしやる。それをただ老いているという事実だけをとりあげて、それにふさわしい街をつくるというのは片手落ちというか、紋切り型に老人臭く生きると強いるような、むしろ

老人差別ではないかと感じるんですけれどもね。ただ、ハンディキャップに対する配慮は、都市づくりのなかで基本的にどうしても考慮すべきことと思うんです。高齢者に限らず、さまざまなハンディキャップのある人々に対する配慮はまだまだ不足していますから。

社会の活力維持の方法

長谷川 これからお話しすることも、ひよっとしたら、まだ僕自身もドグマに陥っているのかもしれないけれども……。

先ほど、猪爪さんが話された離島の例では、生産性ほどの程度寄与するかという尺度でみた場合は、およそダメだろうということだったんですが、これからは、従来の経済的な概念、つまりGNPにどの程度寄与するかといったことだけではもちろんないと思うんです。

もし高齢化社会のなかで社会のダイナミズム（活力）を維持するという視点に立つとしたら、いったいどういふことが必要なのか、を少し議論していただきたいと思うんです。

きことと思うんです。高齢者に限らず、さまざまなハンディキャップのある人々に対する配慮はまだまだ不足していますから。

高齢者が生きがいとして貢献できるシステムを

木下 ひじょうにむずかしい問題ですね。結局定年になったらボンと辞めて、生産には全然寄与しない、それから先は年金だけでという社会では、日本の場合やっていけないと思うんですよ。労働力人口も五十五年に、大体四十五歳から六十四歳が三三・二%ぐらい、六十五年になると、四十五歳から六十四歳の労働人口が三八・四%、二〇〇〇年つまり七十五年になると、六十四歳までの労働人口が四一・九%ぐらいになつてしまい、統計だと中高年の労働者がひじょう

に増えていく。定年のあとは年金だ、という形をやりますと、おそらく日本の年金政策が崩壊してしまうんじゃないかという心配がある。

そうすると、やっぱり体力があり、働く意欲のある方は、フルタイムでなくても、一週間のうちに三日とか、一日のうちに四時間働きに行くというふうには、なし崩しの政策をやらないと、雇用で、ある程度吸収していかない。やはり高齢者を交えて働けるような職場や業種をどんどん開発していかないと、いけないんじゃないか。その場合、働き方は必ずしも賃金に結びつかなくとも、いわゆるボランティアなり社会的に意義あることに、生きがいとして貢献できるシステムを考えていかなければいけないんじゃないか。

また、今でこそ寝たきり老人が六十万、七十万ぐらいと言っても、もっと比率は高まってくわいで、そうすると、四人のうち一人ぐらいは寝たきりになるでしょう。それを公的な病院だとか、特別養護老人ホームみたいなところでカバーしようとしてもできない。そうすると、在宅ケアが必要となつて、家庭の女性だけがそれを引き受けるという形が、今までの日本では出てきてしまうだろう。

ところが、ご婦人が働きに出ているということになれば、やっぱり地域の中の連帯的な向こう三軒両隣のようなどころで、若い人たちが働きに行っている間、健康な老人の方が、一日



田村明氏

のうちの一時間とか、二時間とか、お互いに出向いて行って、寝た切り老人の方を見てあげようかなことをやらないと、うまくいかないんじゃないか、という気がする。

地域社会、家庭を根本的に見直し、ベースから少しずつ変えていく

田村 まあ冒頭に言うべき問題かも知れないけれども、老人問題は、政策的には五つほどに分けているんです。第一が基本的に所得の問題、第二は環境も含めて住まいの問題、三番目が医療の問題、四番目がいちばんたいへんな、体が不自由になった場合の身の回りの問題、五番目が生きがい、精神的な問題です。どれが重要ということではなくて、相互に関係をもっていると思うんです。

日本のいいところは、職業に対して一つの生きがいを見出すということです。しかし、これからは、併存的に個人としての生きがいがあってもいいんで、職業がなくなればポックリというんではいけない。自分自身もってる精神的な充実が九十ぐらいまでだったら、持続的に上昇していくことはやれば可能なんです。変に社会にただ従属しているのはダメですね。

定年延長をうまくやれば、確かに所得の問題なんか解決します。だけどそれだけでは、ちょっとイメージなんで、もっと生きがいの問題を強調してもいい。今までは、いろんなしがらみ

のなかで、遠慮しながら暮していたけれども、もっと別なものがあっていいわけです。老人になって急にそれを発揮しようといっても無理なんで、むしろ若いときから、どこかの組織に属してやっつけていても、自分自身として別の生きがいを持つことがたいせつでしょうね。いちばん危険なのは、みんな働き好きで、戦後によく日本の経済をここまでやってきた、私あたりのところの年代でね。戦争中に育つて、ろくな趣味もなく、付き合いでゴルフに行くくらいのこととで、本当に趣味かどうかからない。しかも、子供にも理解がよすぎてキチンとした世代間闘争もしてないわけですね。しかし、自分が老人になってしまつと、子供は全然離れてしまつ。最近、私の極く知っている同じ世代で、子供の結婚問題なんかをめぐって、えらくトラブルに巻き込まれている。それなんか見ると親が今まで甘過ぎるんですよ。でも気の毒なんです。よく働いてきて、そして子供にも捨てられちゃうような、ひじょうにさびしくなっているわけです。

どちらかというところ、家庭のなかの親と子とか夫婦というものが、相対的に低落しているわけでしょう。そのままいいのかどうか、そこから考え直していかないとけない。

また体の自由のきかなくなつたときは、いざ在宅ケアを考えなくてはならないが、問題は多い。しかしわれわれ自治体なんかでいってみた

ら、全部収容してやるなんてことは、事実上おカネもないし、できない。だから在宅ケアなり地域ケアにしなければいけないと、われわれはだいぶ前から言っているわけです。しかし、そういう地域も、ベースになる家庭もちつともつくとてない。この乖離がちよつとあり過ぎるんですね。

やっぱり今の家庭とか地域とか根本的に見直して、これが一つの契機になって、物的なキメのこまやかさやソフトな意味の地域社会、家庭というものを、もう一つ見出す必要がある。

そして確実に、この高齢者の問題はだれでも逢着するわけですから、時間がかかるけれど、ベースのほうから少しずつ変えていくということに着手しない限り、今のままにシステムを放つておいて、何かいい手はないかとか、薬張りをいくら繰り返していてもダメじゃないかと思えます。

いろいろなケースの範囲の広さに制度がどう対応していくか

長谷川 そうしますと、現状では、家庭とか、地域社会でのかなり重要な役割が女性にシワ寄せされていると思うんですが、その辺いかがですか。

猪爪 仕事をしている仲間の女性の間で、このごろ、どういふふうにしたら、すてきなおばあさんになれるかという話をよくするんです。確

実に、年を取ったら一人で暮さなければならぬ時代になるだろう。そうなったときに、どういう形が私たちにとって現実的な姿かということなんですが、第一にかなり長く働くという生き方をこれから選択していきたい。

第二にそういう人たちが、三人でも四人でも集って共同の生活空間を持ち、それぞれにハンディが出てきたときに、お互いに互助関係を結んで暮らそうというんです。まず自力で生きる方法を見つけて、そのうえで必要なところに社会的ケアがほしいということなんです。実際にそれが可能かどうか、詳しい人に聞きましたら、大きい施設をつくって老人を収容するということも可能であるし、在宅の場合にはヘルパーだとか給食とか、そういう制度もある。しかし、老人が自前でなにかをしようとしたときには、ほとんど対応できないだろうというんです。

たぶん、これから個別なケースがたくさん出てくると思うんですね。でてきた、そのケースの範囲の広さにどういふふうな制度がついていくかどうか、ということが問題にならないかと思うんですけれども。

長谷川 その問題にやや関連してくるかもしれません、たとえばヨーロッパ、特にスウェーデンなんかでは、課税及び社会保障負担が六〇%（日本が一八%か二〇%）を超えています。働いても手元にお金が残らないので、若者の勤労意欲が低下し、いわゆる「ヨーロッパ病」に

かかっているわけです。ですから、日本では年金、医療、田村さんが挙げられた五つのようなものを全部公的に負担するというのには、当然問題が出てくる。その辺をどうやって克服していくかは、今、猪爪さんがいわれたように、個別な対応をせざるをえないと思うんです。

ストックホルムやヘルシンキの街を歩いてみると、町並み自体は高齢者のことを考えたようなきれいな町なんです。その街のもつダイナミズムを考えた場合、何か活気がない。街にダイナミズムをもたせるには何をしなければならぬか、を伺いたいと思います。

生産であれ休養であれ、バランスが保てるような都市でなければならぬ

木下 どちらかというところ、若者がどんどん増えていく時代は、わりと都市自体がスピード化した時代だろう。ところが高齢者人口が増えていくということは、そのテンポが、やっぱりスローになって行かざるを得ないだろう。

そこでダイナミズムということになった場合、やはりすべて生産であれ休養であれ、バランスが保てるような都市でなければいけない。

公園にしたって、若者を含めて、いったい憩いとは何か、と掘り下げて考えなければいけないですね。老人でも、視力障害はどんどん増えてきますから、公園づくり一つにしたら、匂いによって季節感が味わえるようなイメージが

描ける公園が必要でないかということ、現にできつつありますね。キメのこまかいことをやっていくのが、結局、それに対応できることになる。

ただ、やっぱり活力が全然なくなってしまうといけないんで、その活力をどのような形で引き出すかが重要です。また、若者は働いても、みんな税金に取られちゃうんだということじゃなしに、自分たちも、やっぱり老いてゆくんだと自覚する必要がある。その中で、お互いにそれぞれの立場を尊重しながら、どういう形で、地域社会を構成してゆくか、一かなり断層が出てくるでしょうけれどもやはり話し合っただけかなければならないと思います。

そのためには、結局、将来、高齢化社会になった場合に、どういふのが理想的な家庭なのか、すべてかかわってくるんじゃないですか。基本的には経済なんだけれど、住宅の問題を考えてみても、老人も一緒に住むような家庭がいいのか、別居がいいのか、二世帯、三世帯までが基本単位であって、四世帯は別なのかが、基本的にまだ暗中模索の段階なんじゃないですか。

長谷川 そういう段階で、住宅は三世帯がいいと提唱しても、ベーシックなところの議論がハッキリしてないので、かみ合わないわけですね。

世代間のダイナミックな交流、異質な社会間の交流が活力を与える

田村 高齢化社会になるからダイナミズムがなくなっているかどうかは問題で、むしろ他の原因のほうが強いんじゃないか。

私もいくつかの大学で教えていますけれども、学生諸君をみていると、役所に入ってくる若者たちを見ていても、最近どうも四、五年前と比べても元気がない。こじんまりと要領がいいというのか、むしろ若年寄りみたいな感じですね。社会のなかでも、わりあい早く若年寄りになるんです。うっかりすると三十歳前で組織の中に入っても若年寄り化する。これはどうも昔よりも強くなってきている。だから、なにも高齢化しただけでなくて、負担が増えたからでもなくて、社会全体がダイナミズム失っているんじゃないかと思うんですよ。

その中で活性化を与えるためには、もつと世代間のダイナミックな交流があつていい。老人が老人だけで、同じ世代の仲間とばかりゴチャゴチャ話してたつて、年食つてしまえばかりですよ。いろんな世代の連中がやり合つてみると、意外に老人のほうが若かったり、若者のほうが年負つていたりするし、それに気がついて若者も若くなつてみたり、老人も若くなつてみたりする。そういう世代間の問題は、もつと考えるべきだと思う。

たとえば役所のなかでも、三十代なかば以上は大体くたびれていてダメですね。あんまりそういうのを相手にしない(笑)。僕は三十五以

下を相手にしていろんな研究会をつくつています。そうするとやっぱり、おもしろいし、こつちもひじょうに若くなりますね。もちろん同世代の会もあります。しかし、そういうことを全然超えた、タテ、横十文字にあつて、自分の同じ職業だけじゃなくて、全然専門の違う人なんかとやってみると、これまた刺激を受けていいですよ。もつと異質の社会の間の交流、あるいは地域的にも、都市の人とさっきの離島の人なんかが交流すると、お互いに刺激受けるかもしれない。そういうシステムと場はとも必要だと思うんです。都市なんか、その点はなんだつて入っているんだから、うまくそういう場と条件が合えば、できるはずなんです。

長谷川 確かこれは慶応大学の高橋潤二郎さんがおっしゃつたと思うんですけども、コミュニティの「コミ」というのは共同という意味ですね。今おっしゃつたように原則として、東京のように、世代とか故郷がばらばらの異質な人間が集まっているのを、彼はコミュニティではなくてヘテロシティ(異質)だといっているわけですよ。今の田村さんのお話は、むしろそのヘテロシティを逆手にとつてうまくやっていくということが必要だという気がしたんです。その辺、逆に女性は、みていると、わりと世代間の交流は、うまくやつてるような気がするんですけども……。

猪爪 異質なものを、世代間の交流がたいせつだ

という点からすれば、シルバースーツ、シルバースーツの「シルバー」ということばは、光り輝いて、さん然としているイメージがあるんですね。ところが、老いというのは苛酷なもので、だんだん落ち込んでいくものですから、そういう方たちだけを集めてというのは、ひじょうに陰惨な状況をつくり出すことじゃないか、という気がするんです。

田村 それを無理に入れたから、シルバースーツ・シティとかという景気つけた名前をつけるんですよ。だから、それだけ切り離しちゃうと気がつかないうちに老いてしまつて、やはり違うものが交流しているということが、僕は絶対必要だと思う。このごろカルチャー・センターで、お年寄りとか若い婦人が一諸に教室で学んでいるというのは、楽しくて、いいんじゃないですか。

猪爪 新宿の朝日カルチャーセンターの受講者は常時六万人だそうです。主婦が大半、老人もポツポツ目立つという状況で階層としては片寄つてますね。

田村 だから普通の働いているわれわれ壮年男性というのは、いちばん非教養になつちやうつね。老人とご婦人は非常に教養が上がつてアンバランスだ(笑)。

猪爪 元気でいられる期間が長いので、その間に何をするかということを考えるには、ひじょうに手頃なきつかけだと思います。でも、どう

いうふうには自分の人生にとり込みなじませていくかとなると、かなり関門が大きいと思いますね。

田村 せっかくある、そういうものを引き出したという意味がいいと思うんです。多少アンバランスが出るの当たり前で、むしろアンバラン

高齢化社会への街づくり

長谷川 高齢化社会の街づくりは際立って高齢

者だけを意識する必要がない、というような結論になってくると思うんですけれども、たとえばアメリカのアリゾナにあるサン・シテイは、民間がやっているということに特色があります。高齢者だけを集めて、そのなかに病院をおいたリショッピングセンターもできている。町の管理は高齢者が自主的にやっている。「高齢者の町」ということで、うまくいっているという。理由としては所得が高い層が集まっているとか、子供から全く独立して別な生活を送るといふアメリカ的家族関係とか、あるいはアリゾナという地域が南方に位置し、気候がマイルドなところだといった理由もあると思うんです。いっぽうスウェーデンでは老人ホテルがあるんですが、ここはあまりいい感じじゃなくて、スウェーデン人の気質というか、年を取ったら、人にあまり干渉されずに老後の生活を送りたいというこ

スによって、ダイナミズムが生ずる。なんとなく、うまく収めて問題ないようにという社会ではダイナミズムが起きない。今の社会全体が、何かを恐れるんですよ。これが若者も含めじじいように活性化を失なわしているんじゃないかと思う。うまくやらない精神がないとね。

とで、ひっそりと生活している。

今までの議論からすれば、必ずしも高齢者だけを集めて街づくりをするというのは、うまくないだろう、やはり世代間の交流が必要だということが出てきたと思うんですが、今後、高齢化社会がハイスピードでやってくるとしたら、今からいろんな対応をしなければいけないと思うんです。街づくりは、具体的に今後どういふふうにしてゆけばいいか、お聞かせいただきたいと思ひます。

高齢化社会のモデルは バラエティに富んだものを

木下 お料理にいろんなメニューがあると同じように、高齢化社会のモデルにはいろんなメニューがあつていいんじゃないか。有料ホームのデラックスなところに入って悠々自適、同じような経歴の人たちが集まって、ゴルフをやった

りするというのもいいでしょう。また、老人の村、サン・シテイのもっとすばらしいものができて、そこで生活できれば、それもいいでしょう。ただ、言えることは、人間の社会は、赤ちゃんなら老人までいろんな人が入りまじって円満な社会が形成されてゆかなければいけないんであつて、今、過渡的な段階ですね。そういう意味では、どれがいちばんいいということはない、言い切れないんじゃないかと思う。

一部の社会学者が言うように、アメリカ的な老人の町はダメだとは言ひ切れないし、日本には日本的な老人の町があつてもいい。それはサン・シテイみたいに一万五千から二万、三万になり、今まさに六万にならんとしているような大型のものが、日本で成功するかどうか、これは別問題ですけれども。地域ごとに、定住圏構想のなかに何千人単位のものが入り合つた形でも構わないだろう。現にアメリカの老人のコミュニティというものは、大体、千五百カ所から二千カ所、あるいは三千カ所になつたんじゃないか。その中で、発生の基盤からみていくと、老人だけの町が多いけれども、最近では、開発段階のなかで、老人のゾーンをいくつか分けて、あとは生産年齢対象の若者や子供を混ぜてコミュニティをつくっていくというやり方もずいぶん出てきています。それぞれの経験をもとにして、つくり上げてゆけばいいんじゃないかという気がします。

これからの施策は選択性の 幅を広げる必要がある

田村 基本的にキメのこまかい街づくりを、マクロの意味でも、ミクロの意味でもやるべきだと思います。

ミクロのほうは、さんざん申し上げたので、マクロのほうを言いますと、今みたいに自分の住んでいるところに関心を持たない人間を多量に抱えてしまったような巨大都市はやっぱりおかしい。しかし、なかなかこれは変わらないんですよね。

たとえば、通勤補助を会社が出すなんていうので、ひじょうに通勤圏を拡大させてしまったんで、昔は家賃との関係でそんなに外縁にいかなかった。今度逆に言うと、一時間以上の通勤者を抱えている企業なり事業体にペナルティを課すとか、そのおカネをプールして老人に対するいろんなことをやるとか、むしろもうちょっと小さく切ってゆくという施策が積極的に行われるべきなんです。そういうことを口では言いながら、施策は全然逆のことをやっているから、全く地域になじみのない、ただの動き回っている人間だけをつくってしまったら、これでは老人をかかえこめません。

きょう施策をして、あすできるというようなことは考えなくていいから、ペーシックに、キメのこまかい街づくりを、五十年か百年の調子



で、気長くやってゆくことが、どうしても必要です。

一人の人間が責任は持つけど、責任を負い切れないのが街づくりなんです。本来は次の世代、またその次の世代と、必ず継続的にバトンタッチしないといけない。そうすると、世代間でいつも十分な話ができていないといけないんで、急に切れちゃって、その次がまたやっているというんでは困る。

それから老人の町みたいなのは、日本じゃ個が確立していないんで、昔のようにそのなかでボスみたいのがまたできて、楽しくない世界になってしまふと僕は思う。

たとえば、今はひまごだったて十分みれるし、ひまごくらいまでみれる。自分との世代の違うものとかかわるといのは、最高に楽しいこととでね。

旅行だっって自分の経験してないことを経験す

るので楽しいんで、世代だつてそうなんですよ。ただ、それをぶつ切りにしてしまふからいけない。継続的にかんりの多世代が存在しているという、ひじょうに成熟した社会だから、いかにしてあと交流ができるようなシステムにするかが必要です。

それから、老人の世帯への融資をするなどは結構な話だけれども、そのほかにも、あらゆる可能性のある施策がたくさん併行的に用意されていて、どれでも選択できるという状態になっているのが望ましい。なにか制度ができた、というんで行ってみると、あなたのところは条件が合わないといつて蹴られてしまうようなものでは困る。いろいろなメニューを採用できて、問題をそれぞれの事情に合った解決をしてゆくことが必要です。単発的な、老人の施策というのではダメですね。もっと選択性の幅を広げることが、これからの施策で必要なんじゃないでしょうか。

木下 最近、スウエーデンなんかでも、都市計画立案のときに、老人問題の専門家が加わつて論議しているという話を聞きましたけど、そういう傾向になってきているんじゃないですか。アメリカの住宅対策も老人の住宅問題が、かんりのウエイトになってきておりますし、西ドイツでもそうですね。

特にスウエーデンなんかの場合は、室の内部を老人が住む場合に改装しやすいように考えて

います。やはり、かなり大きな都市の建物の地域をやるわけですから、そういう意味では、キメこまかくやったほうがいいだろうと思いますね。

モビリティ（移動）を高齡化社会の街づくり、地域づくりに加味

猪爪 日本に温泉が三千ぐらいあるそうですねけれども、温泉地というのは自然発生的な集落で、ひじょうに混乱している。その自然発生的にできた温泉地へのニーズが、今の世の中に合わないといふことで、温泉地をどうにかしなければならぬ、という声がたくさんあるわけですね。そのなかで、特に湯量が多くて、泉質も気候もいい大分県のある町で、高齡化社会に対応した温泉地づくりのプランを立てているんですね。今実際に三つぐらい老人を収容するホームがあるわけですが、もっと町全体のなかいろいろな形で組み込み、言ってみれば、高齡者を対象にした温泉保養都市をつくつて、町を経営してゆこうという考え方なんです。

われわれ世代で考えられる老後の姿のひとつとして動き回れる、住み分けるといった移住権のような考え方があります。高齡化社会の一つの街づくり、地域づくりにこの点も加味されて欲しいですね。

老人にモビリティがないということが、今までの議論の前提にあるような気がするんで

す。

木下 アメリカ辺りも、ずっと一年中住んでいる人たちがいないわけですね。寒くなりますと南のほうに下つてきて、また夏になると北の方へ行き住んでいる人もいます。

だから、ある程度経済力があり条件が許すなら、季節に応じて、あつちこつち歩き回る老人も出てくるんじゃないですか。日本の全人口からいけば、ごくわずかでしようけれどもね。

長谷川 最近、ウエルピングとかウエルフエアといふことばと同じように、ウエルエイジといふことばがあります。つまり、それぞれ人間はその世代に応じて、自分になつたいろいろの生き方があり、それを実現していくことがウエルエイジだと言われる。きょうのお話にも出ておりましたように、これからは、かなり、自分の意識で変革できる面もあり、今から準備できることもあるわけですね。

これからの地域では、高齡者は高齡者だけということで一カ所に集めるんでなくて、そのなかで、ダイナミックに世代間を交流させていくようなことが、ひじょうに重要ではないかという印象を受けたわけです。この方向に向かって、行政のほうも、いろいろな施策を展開していくことになると思いますが、きょうのみなさんの議論が、少しでも役に立てば……ということ、終わらせていただきます。

道路管理研修に参加して

研修の成果を
今後に生かしたい

上条 恒嗣

(松本市)

ひじょうに有意義な研修であった。普段の仕事では、道路行政のなかでも自分に関係のある分野しか理解できていなかったのが、集中講義により、広く全般を見ることができ、明日からの仕事に大きく生かせそうである。

私にとって、これに劣らない収穫は、参加された六十八名(六十八市町村)のそれぞれの「生きた姿」に接したことである。それぞれの市町村ごとに、「道」に対する考え方、条例等の理解、判断には相違があったとしても、それなりの良い面を学ぶことができたように思う。

また、カリキュラムにもとづき各部屋で行なったセミナーは、すばらしい成果であった。機会があったら、もう一度参加したいが、希望として、参加者一覧表に各人の担当する仕事も記載してほしかった。

道路管理研修に参加して

地方道管理の
重要性を再認識

中山 正汎

(岡山市)

研修のことについては、先年受講した同輩から、あらかじめ聞いてはいたが、それでも不安と期待の入り混じった気持ちで上京した。

研修を終って地方道管理について感じたギャップをあげてみたい。

一、地方自治の独自性、自立性を尊重するあまり、地方分担の役割が過大になってはいないか。

二、地方道ことに市町村道に至っては、住民の日常生活の中で毛細の構造機能を持っており、住民権利意識の高揚による道路管理の対応は複雑多岐で、必ずしも国と一体ではない。

三、機能の管理における費用の負担問題も、一部に不満な要素がないでもない。

しかしながら、全国的な研修の中で得るべきものは多かった。

宅地造成技術研修に参加して

プロフェッショナルな
講師に接して

岩井利高

(広島県)

私は開発審査という仕事に携って一年八カ月になりますが、これは考えようによっては、ひじょうに多様な仕事だと感じております。法律論、技術論どちらが欠けてもいけない。一つのプロジェクトを個人ですべて把握するのは不可能に近いと思っています。

そんなことで日ごろ、ある一つのことを集中的に勉強したいと思っても、実務に追われてできないのが実情です。そこで、いつかは基本に帰って勉強する機会を得たいと思っていました。

今回、研修に参加して感じたのは、山崎講師のように開発のプロフェッショナルが、その経験の上に立って話をされたことが、ひじょうに役に立ったということです。また、石井講師の「水」の話もたいへん参考になりました。開発における水、防災と水との関係、について今後も大いに啓発してほしいと思います。

宅地造成技術研修に参加して

有意義だった研修を
ふり返って

高浜和幸

(兵庫県)

今後ますます増えるであろう宅地造成事業等では、民間デベロッパー等の指導という大きな役割があるが、それを補足する意味からも、研修内容はひじょうに有意義で、自分にとり大きなプラスとなった。

全国各地から集まった研修生同士が、お互いのそれぞれ違った地域環境の中で、どういった開発指導行政がなされているかを話し合ったが、ソフトウェアな面での話の展開は、まだ未熟な私にとって、これから兵庫県の開発指導行政を行なっていく上でのよき参考となった。

短いが、極めて効果的な研修の六日間であった。



街づくりを考える

第12回 韮崎市

韮崎市民憲章

- 1 自然を愛し、
美しいまちを、
つくりましょう
- 1 勤労を尊び、
豊かなまちを、
つくりましょう
- 1 教養を高め、
文化のまちを、
つくりましょう

韮崎市長



内藤 登

財地域開発研究所
企画部長

松村 光雄

定住圏構想のなかで

松村 定住圏構想のなかで、これだけは実現させたいという、中心的な課題は、ございますでしょうか。

内藤 やはり一番大きな課題は、道路問題でしょうね。縦の道路はできているのですが、横がありません。とくにこの地域は釜無川と塩川と

によって分断されておりまして、これらをつなぐというのが長年の夢でした。現在二つの事業が進行中で、一つは韮崎市の七里岩トンネルであり今年の三月までに用地買収が終了します。もう一つは、武川村から須玉町そして須玉インターチェンジを結ぶ道路です。この事業には全体で七十億円かかりますが、韮崎市の場合には二十億でありますので、割合に楽にできると思っています。

松村 道路行政は、昭和三十年以降、国家予算のなかで大きなウェイトを占めていたわけですが、峡北の場合、若干遅れてしまったという感じでしょうか。

内藤 峡北圏というのは、行政のなかで一番県境に近いところにありますから、どうしても目の見なかつたということだと思います。

松村 その他のご計画は。

内藤 昭和六十一年に山梨県で国体が開催される予定になっておりますが、韮崎市の場合、サッカーに歴史と伝統がありますので、サッカー場をつくらうという計画があります。国体のためにはコートが七面必要なのですが、現在五面しかありませんので、あと二面つくり、さらにバレーボールやテニスコートなどいろいろな施設を加えまして、スポーツ公園にしようと考えています。今年、十ヘクタールの用地を買収いたしましたので、来年から着工するだんどりになっています。

次に大きな問題としましては、都市計画街路事業があります。以前、これが完成するには二十年かかると言われていたのですが、長くても八年で仕上げてしまおうと努力しています。今までは一億五千万円しか予算がつかなかったのですが、今年は一億四千万円もつきまして、この調子でいけば七年で完成しそうです。

さらに、峡北圏は山梨県の穀倉地帯ですが、減反政策が進んでおりますので、矮化リンゴを栽培するようにしたり、米にかわるものがつくれない場所では、ほ場整備をすすめています。現在、山梨県全体のほ場整備率は二五パーセント、峡北圏では十二パーセントにすぎません。県では昭和六十五年には五五パーセントにしたいと言っておりますので、峡北圏もせめて五十パーセントにしたいと考えております。

山梨県内での韮崎市の位置



新展する工場誘地

松村 定住圏構想は、韮崎市が旧来の遅れをとりもどす、いいチャンスでもあるわけですね。韮崎市にかぎりますと、どのようなプランをおもちでしょうか。

内藤 下水道計画は広域で計画されておりますので、少し遅れますが、農業では、先ほどふれました矮化リンゴの生産が非常に高まってきています。韮崎市はリンゴ生産地の最南端なものですから、立地上の有利さがあり、明野村や須玉町をあわせて、すばらしいリンゴ園ができあがる予定です。

工業関係では、今度サカマキ製作所の本社が来ますし、さらにソニーと対抗しているテルメック、これはICの会社ですが、これがたいへん伸びておりまして、用地の買収がどんどん進んでおります。

松村 IC関連産業は、地方振興の最優先産業ですから、たのしいですね。

内藤 来年の三月には、中央自動車道が全線開通します。そうすると、東京へ一時間半、名古屋へ二時間になります。空気はいいですし、緑につつまれた環境も素晴らしいです。また土地も安いですから、理想的な工場立地が可能です。

御勅使地区に、十年ほど前に工業団地ができましたが、現在三十ヘクタールほど残っています。しかし県の工業団地がすべてうまってしま

いましたので、この工業団地も今後どんどんうまっていくと思います。さらに穂坂地区は地価が安く、日本で一番日照のあるところですから、ソーラーを中心にした工業団地をつくらうと思っています。現在この地区に立地を希望している会社が四社ほどあります。

商都としての進取の気性

松村 台地面をつかってソーラーの応用をしようというのは、非常に時代の先取りといえますか、先行的なお話ですが、そういう着想はどのようなところから出されるわけですか。

内藤 省エネルギーの時代ですからね。昔から家の屋根などにみな活用しておりましたし、家畜のし尿処理からメタンガスをとったりしておりますし、そんなことから、何か太陽を利用できないか、なにかうまいことはないかということとで、おこるべくしておこったということではないでしょうか。

松村 韮崎には、何か進取の気性というものがあるんでしょうね。

内藤 それはありますね。韮崎は、山梨県では甲府について二番目に古い町なんです。昔から峡北一帯でとれた米を、舟山橋のところから船に積み、静岡に出て、さらに江戸に持っていったのです。そして帰りには塩を運んできまして、売ったわけです。ですから長野県一帯からも、

多くの人々が買物をしに來たりしていましたが、まあ商都と言いますか、商人としての進取の気性があるのだと思います。財界などにも著名な人が出たりしておりますし、パイオニア精神があるようです。

最近、温泉でも掘ってみようではないかというので、掘ったのですが、三十四度のお湯が出ました。現在はそれを利用して、さらにソーラーなども取入れまして、老人福祉センターをつくっています。これは今年の三月に落成します。

街づくりの基調

松村 韮崎市は、過去、立地条件が悪いため、すぐれた人材を含めまして、人々が外へ出ていってしまつたケースが多かつたわけです。しかし中央自動車道によって、大きな都市とのつながりもでき、流出した人々を逆にこちらに呼び込むことが可能になつたのではないのでしょうか。その点で、中央道の影響をどのようにお考えですか。

内藤 全線開通することによって、商売の状況はきびしくなるでしょう。しかしこれはしかたのないことだと思ひます。農業面では、都市近郊農業が可能になるわけですから、いつそう有利に展開できることになりまふ。実際に人口の減少が止まりまして、現在ではむしろ増加して

います。

松村 昭和三十年代から四十年代に活況を呈してしまつた町というのは、街づくりという点で乱雑で、計画も後まわしになつてしまひ、結果だけが先に出てしまつた。そういう町が多かつたわけです。韮崎市では、ぜひいい街づくりをして欲しいと思ひます。

内藤 韮崎市の場合、駅周辺から北へ一四一号線に沿つて、無限の発展の可能性がありまふ。そこで、家が建つてからでは、いろいろな計画たとえば道路をつくつたりするのに、補償問題などでたいへんですから、去年の十二月までに、一年三ヶ月かかりましたが、十二メートル道路を十文字につくる計画で、土地買収をすべてしてしまひました。あとはもうつくるだけです。**松村** 用地買収に無駄なことをしてきたのが、日本の街づくりの現状だと思ひます。今、市長さんが言われたように、先行投資をいかになさるかということが、大きな業績になると思ひまふ。

ところで、地形的にみまして、治山治水ということがたいへんだと思ひますが。

内藤 昭和三十四年に、八十年に一回というような大災害がありました。朝起きてみると、南アルプスの山が朝日でキラキラ光っているんです。きのうまでは、そんなことはなかつたのです。木の植つたまま、山肌がそっくり落ちてしまつたんですね。それが鉄砲水になつた。それ

以後、治山治水には力を入れてきました。主要な河川の改修は終わりましたが、支線のすべてが完成するには、まだ十年くらいかかると思ひまふ。

松村 今までのいろいろな計画からみまふと、もう少し商業力があつてもいいように思ひます。また、観光の拠点となりうる可能性を考えまふと、外部から來た人々の第一印象を大切にすることをあると思ひます。

内藤 商工会の調査によりますと、市の買物客の六十パーセントは、甲府などのスーパーやデパートに行つてしまふそうです。この周辺に駐車場がないことも一つの原因ですが、最も大きな問題は、サービスが悪いということです。韮崎の商人は、貸家だとか田畑などをみんな持っていますから、食うに困らんです。

現在、本町通りの街路事業と並行して、商店街の外観をかえるように指導しております。また、二十軒ぐらいの商店の人たちが、いっしょになつて、ショッピングセンターをつくらうという動きが出ています。とにかく、商店街に新しい時代感覚を入れなかつたと思ひまふ。

松村 住宅問題はいかがでしようか。

内藤 核家族化の傾向がありまして、つまり、農業をやつてゐる若い衆が嫁をもらひますと、自分たちは市営住宅に入つて、年寄りだけが残るようになるのです。ですから、今まで一つだ



蕪崎市商店街

った家が二つになるようなものです。このような状況ですので、毎年市営住宅を建てています。松村 ふつう市や県などで建てる住宅というのは、住宅がまだ貧しかった時期の面影が、そのまま残っていることが多くて、あまり人気がないことが多いようですが。

内藤 いや、近代的ない家ができていますよ。この近くの市営住宅なども全部売れました。七十坪の土地に、建坪二五坪ぐらいの住宅が、一千万円以内でできますから。

松村 それは、けっこうですね。一週間に三日ぐらいの勤務でしたら、私も蕪崎から通いたいぐらいです（笑い）。

内藤 なにしろ地価が安いですから。

リーダーシップのある市政運営

松村 市長さんのお話を伺っておりますと、非常に姿勢が明確でおられるので、たのもしく思っています。

内藤 私は県会議員を十二年間やっております。蕪崎の市長に迎えられましたのは、実は、統合小学校、病院そして市庁舎の問題が、どうにも行き詰まっております、これを解決するためでした。

私は一年目は「考える年」、そして二年目は「決断の年」だと思っています。去年の一月に職員全員を集めました、決断するから、みんな俺についてこいと言ったんです。みんなの意見もきき、大多数がこれでやむをえないという時になったら、市長が旗をふるるので、その時全員協力しなさいと言ったわけです。

第一の統合小学校の問題、これは北西小学校のことで、前市長が県下でも右に出るものがないくらい、そしてこれ以上金をかけることができないくらい、立派なものをつくったんです。統合すれば、こんなに立派なものが出てきて、メリットがあるということを示すために、そのサンプルとしてつくらせたわけです。

松村 通学の不便をもたらす、というような問題はございませんでしたか。

内藤 三町がいつしよになるわけですから、両端の人々は少し遠くなりますが、ご両親たちも、

千メートルぐらい歩かした方が、子供のからだのためにもいいと言って賛成してくれました。いなかの子供なのに、日陰のモヤシみたいな身体をつくったってしようがないですよ。

次に病院の問題ですが、お産をするにも、子供が病気になる時にも、安心感がなければ、若者が定住するわけがありません。ですから、立派なものをつくらうということで、六千四百㎡の敷地に六階建てのビルを、十六億円かけて建てています。これを建てるにあたって、いろいろと問題があったのですが、特に医師会とは、二十回ぐらい話し合いをしまして、説得いたしました。この病院は今年の十二月に完成予定ですが、峡北の殿堂になると思います。

松村 最後に市庁舎の方は。

内藤 これがなかなかむずかしいんです。現在の庁舎はあまりにも狭いですよ。最低でも一万平方米は欲しいですね。隣の須玉町は、蕪崎市の人口の四分の一で三千七百坪、それに長坂町は、三分の一で三千五百坪もあるのです。

西中学校、これは国道二十号線沿いにあるのですが、そこに千六百坪の土地がサラ地であっています。それに農協の土地を売ってもらいまして、つくすることにしました。これは去年の九月の議会で議決しました。なにしろ今年は「実行の年」ですから。

松村 多くの市長さんたちは、合意、合意と言っているうちに、一つも事業が進まなくなつて

しまうことが多いようです。やはり、リーダーシップを持った人がいるということが、結果的にはよいように思います。

市民との交流

松村 市民の方々ととの交流には、どのような工夫をなさっておられますか。

内藤 去年、神奈川県湯河原に温泉保養所を買取りました。なにしろ山梨県には海がないですから。そこでは一泊二食付で、だいたい三千八百円ぐらいで、市民の方々が泊まれるようになっていきます。中小企業のみなさんや、一般の市民のかたがたも、たくさん利用なさっております。

それから、移動市役所を毎年やっています。今年からは明日から始まりますが、旧一町十ヶ村に出ていって、市の考えはこうだ、みんなの考え方はどうだ、やってもらいたいことは何だと、じかに話し合いをやるわけです。十一ヶ所やるわけですから、たいへん疲れますが、市民のかたがたの声がじかに聞かれますから。

松村 若い人々は、なかなか出てこないのではないですか。

内藤 農村の役員の人が出てきますね。ただサラリーマンのかたは、なかなかむずかしいようです。

松村 市長さんのアイデアは、たいへんユニ

ークだと思えます。ただ人々は、なかなか面と向ってはしゃべりませんから、そのへんの工夫も必要なのではないのでしょうか。

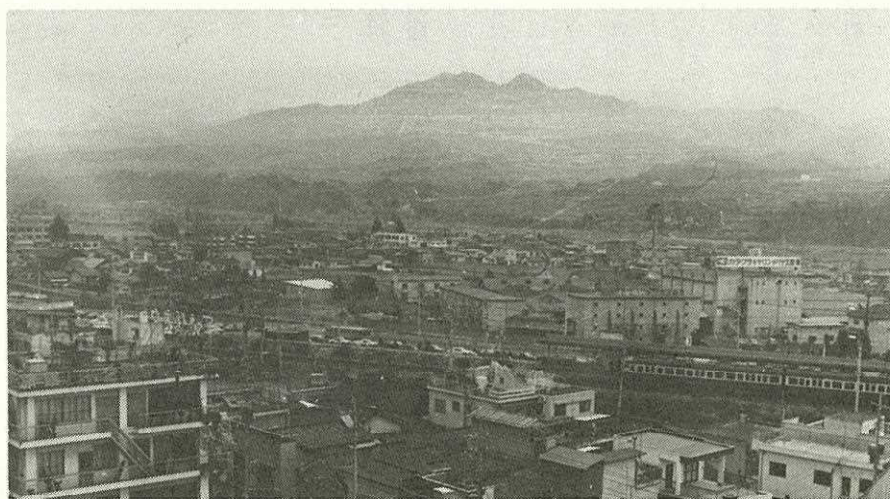
内藤 市職員のかたがたに、年の初めに自分が市長になったつもりで、初夢を書いてくるようにと言っています。優秀な作品には賞をだし、参加賞をだしたりしています。

松村 これは、秘書のかたがたいへんですね（笑い）。

内藤 まあ、そうですね……（笑い）。
今ここに何通かございますが、こういう手紙のなかから、いろいろなアイデアを取入れて、市政の運営に反映させています。去年から始めたのですが、旧蹟めぐりのマラソンとして、武田の里マラソンがあります。今年は全国から、二千人ぐらいの人が参加する予定になっています。

松村 着々とプランが実っているようで、今回のおたずねも、たいへん有意義でした。何か様々なプランのなかから、一つでもいいですから、国際的な行事をおこなってもらいたいような気がします。韮崎市の場合、台地面を利用したソーラー・システムなどの問題がよいのではないかなと思っています。なにしろ現在、国際的な問題となっておりますから。

今日は長時間にわたって、貴重なお話をどうもありがとうございました。



茅ヶ岳山麓

建設大学校測量部で 実施している研修の紹介

測量部では、国土地理院の係長、係長相当、新規採用職員のスラングに分けられる技術系の職員を対象とした、高等課程二、専門課程二、普通課程一の五コースの研修と、国、地方公共団体及び公団の測量、調査、計画等を担当する係長、係長相当の職員を対象とした専門課程の一コース、計六コースの研修を実施している。

測量部担当コースの特色は

一、高等課程測量科、普通課程測量科の二コースは、四月入校、翌年三月修了の十二ヶ月の長期間にわたること。

二、校内教官が研修時間の六十〜八十パーセントの授業を受持っていることである。

以下簡単に各研修を紹介する。

高等課程研修は、測量科と測量技術管理科の二コース。測量科は国土地理院の職員で、七年以上の測量実務経験者を対象に職務遂行に必要な高度の専門知識を養い、

技術管理能力の向上を図ることを目的としている。そのカリキュラムは、社会、心理、英語、数学、物理学等の教養関連科目から、基準点測量、写真測量、地理調査、画像工学等の専門分科科目を三百二十六日間にわたり研修し、その間、各研修員に、各職務に関連したテーマで課題研究を課し、論文を提出、発表させて研修効果の向上を図っている。

測量技術管理科は、国土地理院の技術系係長を対象に、技術管理能力の向上と新規技術の修得を目的とし、管理・計画技術及び時代に対応した新規技術等の研修を実施している。

専門課程研修は、測量科、地域情報科、測量技術(応用写真測量)科の三コース。測量科は、国土地理院の新規事業等に対処しうる技術者の養成がねらいで、専門知識と技術の向上を目的とし、各年度により専攻テーマを設定している。

五十五年度では、①、測量設計
②、一万分の一地形図の二分科で実施し、測量計画、精算、管理技術、都市地理、図形設計等について、それぞれ関連知識及び技術を修得させた。

地域情報科は、国土地理院の技術系職員を対象に、地域情報の処理、加工、利用等に必要の高度の専門知識及び技術を修得させることを目的とし、隔年ごとに、地理的情報に関するものと、画像情報に関するものとに主題を定めて実施している。

測量技術科(旧称一応用写真測量科)は、測量部唯一、建設省、地方公共団体及び公団の職員で、測量、調査、計画等を担当する係長または、係長相当の者を対象に、環境調査、地域計画、土木計画・設計等に必要の測量とリモートセンシングに関する専門的知識、技術及び応用能力を養うことを目的とし、カリキュラムは、写真測量の基礎から各種計画、調査への応用と、最新の測量技術等を配して実施している。

普通課程測量科は、国土地理院

の新規採用技術系職員を対象に、国土地理院の業務遂行に必要な基礎知識及び技術を修得させることを目的とし、研修期間も四月入校、翌年三月修了の一カ年、三百五十一日間の長期にわたり、修了後、測量士補の資格を与えている。従ってカリキュラムも基礎科目は、英語、数学、物理、化学、地学、地理学など、また専門科目は、基準点測量、地形測量、写真測量、地図編集及び製図、地理調査、画像技術、地図情報など、測量、地図に関する総合的な研修である。この研修では、野外を含めた実技実習が豊富に組み込まれ、研修効果を一層高めている。

建設大学校 測量部

昭和55年度 測量部研修一覧表

研修科名	定員(人)				研修期間
	国の職員	地方公共団体の職員	公団職員	計	
(高等課程)					
測量科	8			8	326日 25日
測量技術管理科	12			12	
(専門課程)					
測量科	25			25	36日 36日
地域情報科	12			12	19日
応用写真測量科 (測量技術科)	14	9	2	25	
(普通課程)					
測量科	18			18	351日



梶屋治紀 著

産業革命以来の石炭、石油に依存する文明はそろそろ先が見えてきた。本書は、「ソフト・エネルギー・パス」の訳者でもある著者が、石油文明の限界とエネルギー自立のシナリオを提示したものである。

構成は、第一章では、石油供給の限界と石油の大量消費がもたらす環境破壊を、第二章ではエネルギー

ギーそのものを手際よく説明している。第三章から第四章でソフト・エネルギー・パス、および、再生可能エネルギーとしての太陽エネルギーの利用可能性が詳しく展望されている。第五章では各国のエネルギー自立計画を検討し、エネルギーの安定供給システムと低エネルギー社会について研究がなされている。第六章では日本が国内エネルギー資源により環境を維持しつつ、エネルギーを安定供給するシナリオを明示し、第七章でエネルギー狩猟型文明からエネルギー耕作型文明への転換を唱えている。

いうまでもなく、わが国は、国民主権を基本原理とした国である。従って、国政は国民の意思に基づいて行わなければならない。そのためには、国民は国政に関する情報を十分に享受し、それを基礎にして自己の意見形成を行い、国政に反映させることが前提条件となる。

構成は、第一章では、石油供給の限界と石油の大量消費がもたらす環境破壊を、第二章ではエネルギー消費の削減を求める議論は数

多く行なわれたが、それは、安定供給なり、消費削減なりを意識し過ぎるあまり、しばしば現状の社会的、経済的枠組を無視し、目標への具体的アプローチを欠く傾向がみられた。

しかし、本書では、石油の限界と代替エネルギー（太陽エネルギー）およびそれが変化した風、波、バイオマス、水などのエネルギー）の利用可能性が、ひとつひとついねいに、かつ冷静に検討され、エネルギー自立のシナリオを示す試みがなされている。こうした態度は科学者として好ましく、議論の説得力も増している。

オイル・ショック後、安定供給、あるいは環境保護のためにエネルギー消費の削減を求める議論は数

本的な条件を明らかにしている。(1)低エネルギー社会を実現すること、(2)環境破壊を最小限度とすること、(3)安定供給しうること、(4)需要の形態に適したエネルギーであること、(5)ローカル・エネルギーであること、(6)人々がエネルギー生産に参加しうることである。特に(5)と(6)は従来の議論には見られなかった指摘であり、エネルギーの需給により社会に支配・被支配の関係を生じさせぬこと、そのためにも、人々がエネルギーをもつばら消費するだけでなく、生産にも携わらざることを求めている。多くの議論が供給量、消費量のいずれかに偏って展開されている中で、著者の需給両サイドを見通したプリンシプルは注目に値する。

しかし、本書で導かれた結論をもって、日本のエネルギー需給の長期安定、あるいは経済成長に対するエネルギー制約の解消が実現すると考えるのは、いささか早計である。最近のエネルギー消費水準の相対的低下は、産業におけるエネルギー利用効率の向上もさることながら、生活水準、生産水準

情報公開の制度化の要請は、原理的には、以上のような背景の下で生じ、特に、この一、二年で急速に関心が高まってきた。

こうしたなかで、情報公開問題の入門の手引書として、情報公開をめぐる諸問題を、豊富な実例に基づいて考察しているのが本書である。

本書は、まず序論で、「情報公開の意義と必要性」を述べ、つづいて第一部では、「国家・行政活動と情報公開」、「情報公開とプライバシー」、「地方自治と情報公開」といった主要テーマについて検討している。また、情報公開制度は欧米諸国で進展が著しいので、アメリカと西独の法制に関する紹介がなされており、今後の日本でのゆくえを探るうえで参考となる。

第二部は、執筆者の座談会であり、第三部では、情報公開に関する資料として、文献案内、東京都や神奈川県での実例、各政党や市民団体の見解、諸外国の立法例などが取められており、辞典的価値もつけ加えられている。

ただ、評者としては、本書全体の

印象として、あまりにも情報公開に期待しすぎるのではないかと感じたので、若干の問題点について述べてみる。

(一)まず、行政情報の公開には種々の困難が伴うことも事実である。例えば、防衛・外交といった国の存立と安全にかかわる情報は、公開の範囲が限定されることも止むを得ない

情報公開と知る権利

清水英夫編

と考えられる。また、行政情報は私人のプライバシーとも密接に関連している

ので、個人の人権との調和を制度上どのように調節するかはむずかしい。さらには、行政の効率性・機動性の要請との矛盾をどう解決するか、情報公開制を悪用する者の取り扱いをどうするかといった難問も残されている。従って、情報公開の

制度化にあたっては、さらに綿密な調査、研究が必要であり、性急な解決は、かえって国政の混乱を招くと考える。

(二)しかし、地方自治体では、防衛・外交に関する情報は原則として持っていないし、実際にも、神奈川県などが条例化を目標として検討作業の段階に入っている

ので、情報公開は、行政システムの分権化と並んで、八十年における地方のメインテーマとなる可能性がある。
(三)また、情報公開問題は、単に国内問題にとどまらず、対先進諸国との間における重要課題となることも予想される。現に、五十六年初頭の日米賢人会議で、米側より日本の政策決定過程の公開が強く要請されており、情報公開の制度化は、労働時間の短縮等と並んで、欧米側が日本に要求するイコール・フッティング(同等の立場)の主要論点となる可能性が高い。
従って、行政側としても、情報公開に関する十分な研究が必要であり、その入門として本書の一読をすすめたい。
(三省堂・二、〇〇〇円)

の停滞、または低下にも寄与している。生活水準の向上を考えるならば、消費水準の低下はそれほど容易であるかどうか、今後の検討が待たれる。

また、ローカル・エネルギーの生産については立地の問題が残る。大都市での部分的依存は現在でも実現しているが、地価や住環境の点で条件の異なる首都圏ではどうであろうか。ゴミ処理場での発電や個々の住宅でのソーラー・システムの導入が石油代替の決め手となるであろうか。都市、特に大都市の将来像とも併せて、これからの研究の課題である。

さらにエネルギー自立のプログラムは、長期間にわたり、高水準の投資を必要とする。マーケット・メカニズムが働く産業界、都市圏は、こうした投資に耐えられたとしても、財政のトランスファーに依存する地域はどうであろうか。言うまでもなく、現在は、財政再建下でもある。社会的、経済的な制約を踏まえた研究は今後とも重要であろう。

(東洋経済新報社)



話の広場

愛嬌物語



三遊亭 円窓

(落語家)

「芸人は愛嬌が肝心」というが、相手によりけりで、親近感をとび越えた非常識に近い線をウロウロしているような人間には、いくら人のいい芸人でも愛嬌は発揮しにくい。

私の行きつけの飲み屋に、悪い人間ではないのだが、酒がまわつてくると、言うことが徐々に大きくなり、それとともに無責任な口約束をボンボンと発する人間が幾人かいる。

「この間、円窓君の所属する協会の会長に会ってね、コマーシャルと剣道を少し控えるように言っ」といたよ」

「オレは、給料以上に酒を飲ん

でいるんじゃないかね。よく、女房が黙っているとと思ってね」

「こんなくつちやべりの間はいいのだが、」

「来年、うちの会社の創立記念行事があるんだが、来て一席やつてもらいたいねえ」

「今月の末に、部下の結婚式があるんだが、できたら司会を頼みたいね」

「うちの会社のカメラをプレゼントするから個展を開いてくれたまえ」

以下、枚挙にいとまがないのでやめるが、意気揚々として喋った言葉が一つとして実現されたためしがなから立派だ。

しかし、彼らの言葉に対し、われら噺家は生々しい返事もできない。

「その気、まったくありません」

「断りますよ！」

「面倒臭いから、イヤです」

「なことを言った日にゃあ、その酔客の顔は丸つぶれ。そこで、」

「ありがとう存じます」

「喜んで！」

「他のカメラを買わずに、待つてます」

「ぐらいいの愛嬌は振り撒いて、それでやめておく。」

「かりに、翌日、素面^{まへ}で勤務中の彼らに、」

「もしもし、昨晚、お話しの際、嘘じゃあないでしょうね！」

「と、きつく電話を入れりゃあ、彼らは必ず絶句して、二度とその飲み屋へは足を向けないであろう。」

「そこまでやると、飲み屋の営業妨害にもなりかねないので、そのまんまにしておく。と、彼らは相

変わらず店に顔を出し、同じような態度で、同じような言葉を私に

吐く。

「そして、私も、よせばいいのに同じように最少限の愛嬌を繰り返し……。」

「そんなとき、私は円鏡さんの体験談を思い出すと羨ましくなってしまう。」

「それは、浅草演芸ホール^{せんそうえんげいほーる}の楽屋で当人からじかに聞いたんだが――。」

「パチンコをやったたら『ヨオ、円鏡師匠。玉を恵んで下さいよ、師匠』って。酔っ払いが師匠、師匠、って寄ってくるんだよ。こつちもファンの一人だと思っから、愛嬌に五十個ほどわけてやったんだ。すると、またやってきて『取

られちゃったよ。もう少しおくれよ、円鏡さん』二度目は円鏡さんになつちまってさ。こつちも追っ

「払うつもりでまた少しやったんだ。しばらくたつと、またやってきて手を出すんだよ。俺は黙ってたん

「だ。そしたら『気取るね、円鏡！ たかが噺家じゃあねえか！』って、今度は円鏡になつちやつたよ、情けねえ。もう勘弁できねえと思っ



て「うるせえ、酔っ払いノ」と、玉を叩きつけてパチンコ屋を飛び出してきたよ。折角、出てた台なのに、損しちゃったよ、まったく」私は円鏡さんに同情せざるをえなかった。故人になった三平さんに勝るとも劣らないくらい愛嬌を振り撒ける円鏡さんが、怒り心頭に発してパチンコ屋を飛び出したんだ

「兄さんでも、勘忍袋の緒を切ることがあるんですね」

「そうじゃないよ。見たら、その酔っ払いが弱そうだったから、つい……」

「じゃあ、普段の鬱憤を晴らしたんだ、酔っ払い相手に」

「そう。相手が強そうだったら、もつと愛嬌を振り撒いたよ」

中年になったら「自分史」を 自己の内部を再発見する



小川 俊一
(株旭リサーチセンター
主任 調査 役)

中年論が花ざかりである。さいきんは、中年のことを「熟年」などと呼んだりもする。それは若い時代が、芽が出たり幹や葉がすくすくと伸びたりする「成長」のイメージであるのに対して、中年時代というのとはたとえ花は散りかけても、その下に何らかの実が

から、こりゃあ、ただごとではない。君はピカピカに光って、あきれかえるほど素敵」という年齢もよいが、同時に「ちがいがわかる」年齢の渡辺貞夫さんや黒柳徹子さん、の、じみ出るようなパーソナリティは、かめばかむほど味が出る。本物の美しさといつてよいだろう。ところで若い時代の「ピカピカに光った」美しさと、中年の「ちがいがわかる」美しさとは、いったいどの点がちがうのだろうか。

中味のみずみずしさ

植物はその成長の過程で、芽が出てから花が咲くまでの期間（前半）と、花が散って果実が熟してくる期間（後半）の二つに分けられる、と述べたが、よく観察してみると、花が咲くまでの前半は、エネルギーが「内から外へ」と向かうのに対して、実が熟して行く後半期は、エネルギーがしだいに「外から内へ」と向かうことがある。人は、年々、内にあるものは、より充実して豊かになり、果

の中味のようにみずみずしくなっていくのに対して、外見の方は知らず知らずのうちに、シワが寄り、乾燥して固くなって行く。ヤシの実もトウモロコシの実も、クリや大豆やカボチャもみんなそうである。

そういえば、どこか魅力のある中高年サラリーマンは、たとえ表面的には老化現象をただよわせていても、その中味がみずみずしく、長い年月の間に結実させてきた「自分」というものを、その内部に秘めていて、ふとした瞬間に、その本当の姿を見せてくれる人のことである。

「人生の後半をどう生きるか」

「中高年の人生設計は、どのような心がまえで考えたらよいか」といった議論がさかんであるが、ひとつとくにいって、自分の内部をどう充実させるか、という「果実づくり」の心がけが大切であると思う。

前進感覚がにぶると



話の広場

アウトサイドからインサイドへ
のである。

……人生の中年期はその転換期であるが、それを自分で気がつかず

にいると、何となく中途はんばで不安な心理におちこんでしまう。

いつまでも若いつもりでやっつけても、四十歳前後になると、何となく「前進感覚」がぶっつくる。

ふと「学生時代の友人はどうしているかなあ」と考えたり、「この頃の若い連中は、どうも何を考え

ているのか、さっぱりわからん」とボヤキがはいったり……。

同窓会の招待状がやたらに舞い込むのも、この時期の特徴であるし、友人の急死の報がポツンと飛び込んだりもする。毎日、毎日が、若いときのようにピチピチした新鮮な感動をもって感じられなくなり始めるが、そうだからといって「老境のあきらめ」などといった

思いは、まだ遠い。

「行こか戻ろうかオーロラの下を……」という歌ではないが、「中途はんばの状態」というものは、何となく不安な心理をকাশし出す

自分史をつくる

そんな気持になったら、「いよいよ自分も花から実の時期に来たんだなあ」と思ってみよう。そして、自分の足跡をふり返ってみて、これまで積み重ねてきた体験や知識を、自分の内部に再発見する、というインサイド志向をやってみよう。

もちろん人によっては「まず体をきたえることから……」と考えてジョギングを始めるかも知れない。別の人は「何といつても資格を取らなければ……」と公認会計士などのライセンスを目ざして勉強にはげむかも知れない。「いやいや、日本人は働き過ぎだよ。人生を心ゆくまで楽しむためには趣味を広げることさ」という人もあれば、「何といつても人脈の拡大さ。いろいろな業種の友人を得るために、社外勉強会が有効だ」という人もあるだろう。人生の折り返し点で何か新しいことを始める、

ということは大いに結構である。

しかし、人はほんらい、それぞれ自分ひとりの存在であり、世界でたったひとつの個性を持った「果実」なのである。そして後半人生がどうひろがって行くかは、すべてその「果実」の中に、どんな「種（たね）」が入っているか、によって決定する。だから「それ、明日からジョギングだ」とか、「まず英語会話のトレーニングから始めよう」といったアクションに入る前に、少し静かな時間を手に入れて、これまでの自分の歩んで来た道をじっくりふり返り、自分の歴史Ⅱ自分史といったものをつくってみてはいかがだろうか。

つまり「自分史」とは自分個人

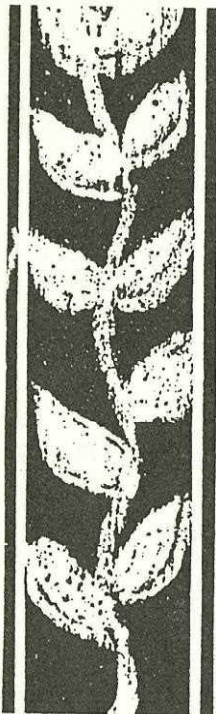
の物語のことで、ひとくちに

「自分はどこから来たか」

「自分は、どのように歩いて来たのか」

「自分史」といっても何もそんなに大げさに考えることはない。たとえば、自分のこれまでの歩みを、十枚くらいの紙芝居にしてみれば、ひとつのアイデアだ。それによって、思ってもみなかった活力が、自分の体の中から湧きあがってくることにビックリするだろう。

自分という「果実」の中を知ることが、中年期の大切な生き方なのである。



長野県の土木行政



長野県土木部長

大工原 潮

本県の土木関係予算は、土木部所管の昭和五十五年度十二月現計予算が、一般会計一千七億六千余万円と一千億を超え、そのうち道路関係予算は四六五億六千余円で、全体の四六・二%を占めてお

ります。また治水関係は二八六億一千余万円で二八・四%、都市計画関係が一〇六億八千余万円で一〇・六%等となっております。

次に、昭和五十五年の主な事業について申し上げますと、総合

交通体系の整備については、県政の最重要課題として総力をあげて取り組んでおり、特に高速道路の建設は県民の久しく待望しているところであり、お陰で、本年三月には中央道西宮線が県内全線にわたり開通するはこびとなり、

本県もいよいよ高速道時代を迎えることとなります。さらに、今後は中央道長野線および関越道上越線の建設にむけて、今まで以上に積極的に取り組んでゆきたいと思

います。また、広域的な地域住民の創造的文化的活動の場として、県東部の佐久市に建設中だった「創造の森」カルチャーパーク佐久駒場公園多目的体育館が完成し、地域における文化活動の中心として活動を開始しているところであります。

一方、昭和四十八年から県下初

の事業として建設着工してまいりました連続立体交差化事業長野電鉄長野線は、三月一日から営業運転に入り、都市機能の増進と交通安全を高めるため活動を始めることになっております。

昭和五十六年度の事業の執行につきましましては、昭和五十四年度に策定されました県政発展第三次五年計画に沿いつつ、新たな視点にたつて新しい発想と勇気をもって、県民の要望を満たしてまいりたいと考えております。

そこで、最近の事業執行にあたって感じておりますことからの一端を述べてみたいと思ひます。近年の土木行政は、土木工学の基本や、設計技術工事の施工管理技術さえ忠実に実行しておれば足りるという時代ではなくなっており、

行政側の考え方を地域住民に広く理解願うとともに、協力を得るためのコミュニケーション技術が必須であると思ひます。

特に最近では、大規模事業のみならず、土木事業の大部分は、環境アセスメントと取り組まなければ

ならない事例が極めて多くなつてまいりました。従来、ややもすれば行政側は自分だけよく承知しておるにとどまり、それを地域住民に押しつけておるというコミュニケーション技術が不足していたこと、また住民の意向を汲み上げ

るといふ努力も一部において足りなかつたことなど、反省しなければならぬ点が多いと思ひます。近年とくに、私どもが対象にしている土木構造物の建設に際しては、地域住民からは迷惑施設という認識が極めて強ま

つてきているため、総論としては賛成でも各論になって、個々人に直接かわりが出て来ると反対となる場合が多く、前述のような地域住民とのコミュニケーションの必要性が強調されるゆえんであります。

時代の変せんにより益々対話の要請が強まってくるものと思ひますが、今後それらの対話術をい

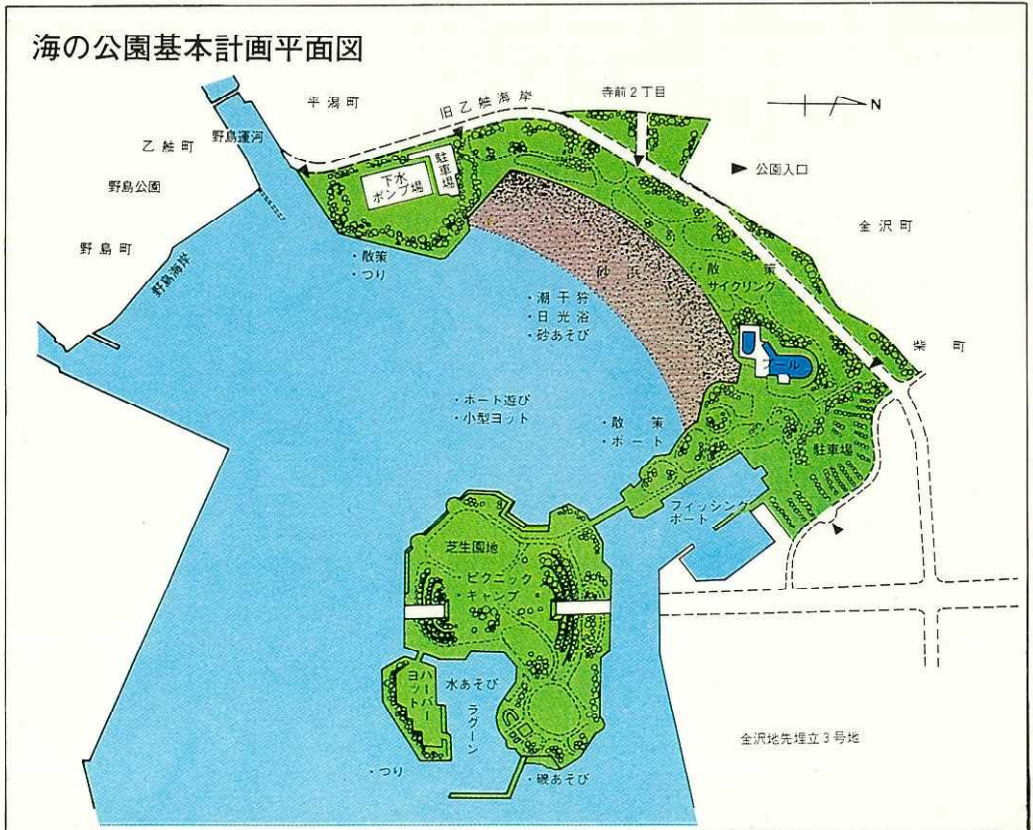
ますか、意思疎通の技術を研修の中に取り入れ、お互いの資質向上に役立てていくことが肝要と思ひます。



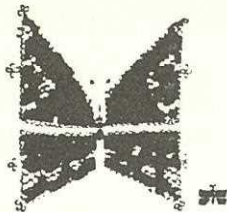
▲空から見た金沢地先埋立て地の全景 いちばん手前の埋立て地は根岸潟埋立て地。その上が金沢木材ふ頭。さらにその上は、一号地、二号地、三号地。

市民の要望にこたえようとして計画された「海の公園」が完成すると、ピクニックやキャンプ、スポーツ、サイクリング、釣り、砂遊び、潮干狩りなどに利用できる。

▶ 海の公園基本計画平面図



横浜都心部の再生をはかる 「金沢地先埋立て事業」



「東京湾最後の大規模埋立て」といわれる開発事業が、いま横浜市金沢区沖で着々と進行しつつある。埋立て工事そのものは九分通り完成し、広大な造成地が海面に姿をあらわしている。造成地の一部には、すでに大住宅団地や工業団地がつくられつつある。

「金沢地先埋立て事業」と呼ばれるこの工事の主体は横浜市。市内に散在する企業をここに移しかえ、その跡地を利用して、行き詰った横浜都心部の再生をはかろうという野心的な実験だ。「新しい国づくり」ともいえるこの事業のあらましを紹介しよう。

横浜の歴史は埋立ての歴史でもある

横浜の歴史は埋立ての歴史である。つねに埋立てによって発展してきた。横浜の開港は百二十二年まえの安政六年（一八五九年）だが、埋立ての歴史はさらに古く、いまの吉田町付近が埋立てられた三百二十四年まえの寛文七年（一六六七年）にさかのぼる。明治に入っても、いまの桜木町、生麦、磯子付近が次つぎに埋立てられた。埋立ては昭和に入って一そう盛んになったが、とくに三十年代の高度成長期には爆発的になった。

その主なものを挙げると、山下ふ頭造成（四

十万九千平方メートル、二十八―四十二年）大黒町地先埋立て（八十万四千平方メートル、三十一―三十六年、十七億円）根岸湾海面埋立て（四百六十六万七千平方メートル、三十四―四十年、百五十七億円）平潟湾埋立て（二十四万四千平方メートル、三十八―四一年、九億円）本牧産業用地造成（三百四十一万七千平方メートル、三十八―四十四年、二百三億五千万円）などで、これらには日本の代表的な重化学工業が進出し、さまざまな公害問題をひきおこしながらも、わが国経済の発展に重要な役割を果たしてきた。

これまでとくらべて、ずば抜けて規模の大きい埋立て

これらの埋立て事業とくらべると、こんどの金沢地先埋立ては、六百六十万平方メートル、四十三―五十六年、千七百七十七億円だから、面積でも、工期でも、事業費でも、ズバ抜けて大きいものであることが分かるだろう。現地を歩いてみると、まったく大きい。埋立て地は金沢区富岡町の地先から平潟町の地先まで延長七千メートル。横浜急行富岡駅で下車し、埋立て地を回って金沢八景駅にたどりつくまで、たっぶり三時間。

つい先ごろまで、このあたりの海岸は景勝の地だった。延宝年間（一六七三―一八一年）ここを訪れた明の心越禪師が中国・西湖の風光をしるしたので、「金沢八景」を選んだ。州崎の晴嵐、瀬

戸の秋月、称名の晩鐘、野島の夕照など八カ所で、びわ湖の「近江八景」とならび称されていた。鎌倉時代に北条実時が建てた称名寺と、その図書館である金沢文庫も近くにある。

さて、この埋立て工事は四十三年からはじまった。その土砂は、海底のしゅんせつと、市内の地下鉄工事、ビル工事などの残土でまかない、一部は、近くで行なわれている京浜急行の釜利谷開発工事の残土も利用した。そして一号地(百九十三万平方メートル)は四十九年六月に、二号地(百七十万平方メートル)は五十年八月に、三号地(二百二十七万平方メートル)は五十五年三月に完成し、いまは、ちよつと風変わりな海の公園(七十万平方メートル)の埋立てに取り組んでいる最中だ。

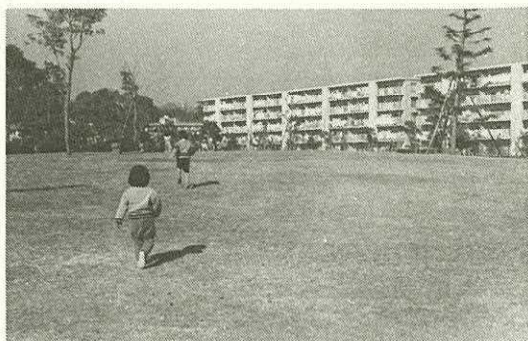
バラエティにとみ、公園、緑地などオープンスペースもたっぷりの環境のいい住宅団地ができた

早いうちに完成した一号地と二号地の一部には、すでに大きな住宅団地ができていた。名づけて「金沢シーサイドタウン」。一万戸、四万人の町をつくる計画だ。

ここに日本住宅公団、横浜市、市住宅供給公社、勤労者住宅協会などが分譲やら賃貸やらの住宅を建設している。十六階建ての高層や二階建ての低層が入りまじって、なかなかバラエティにとんでいる。公園、緑地などのオープンスペースもたっぷりあるから、まずは「環境良好



埋立て地につくられた金沢下水処理場



金沢シーサイドタウン
公園、緑地などのオープンスペースもたっぷりとつくれ環境良好

ということか。

だが、分譲価格となると、3DKで二千百万円台、4LDKで三千六百万円台というから、東京都内などよりは安いとしても、ふつうのサラリーマンでは、ちよつと手の出せる値段ではなさそうだ。

それでも、賃貸、分譲合わせて三千八百戸がすでに入居している。ことし八月までに、さらに一千戸が入居の予定だ。

土地分譲はすみ、立地企業は決まっているが、本格的な企業進出はこれから――

産業施設を回ってみよう。一号地の東端には、

木材ふ頭と木材センターが完成している。木材ふ頭は輸入木材の急増にそなえるためつくられたもので、年間七十五万トンの貯木ができる。そして木材センターは、その木材を処理する関連企業を配置するもので、ここでも一部の企業が操業をはじめた。

一号地、二号地とも、土地分譲はすみ、立地企業は決まっているが、まだ実際に進出した企業は数すくなく、これから建設がはじまろうとしている段階だ。それでも、すでに神奈川包材センター、横浜市紙器工業協組などが進出している。一号地での圧巻は、なんといつても五十七年からはじまる三菱重工横浜造船所の進出だが、これについては後述しよう。

最も遅く造成され、最も面積のひろい三号地も分譲先の企業は決まっているが、ここには建物はまだ一つもない。いまは西部劇の舞台を思わせるような荒涼とした埋立て地に、トラックやダンパーカーが砂ぼこりをあげて突走っているだけだ。来年あたりから本格的な工場建設がはじまるだろう。

樹林地や芝生園地、ヨットハーバー、釣り場、人口砂浜などのある公園が市民に解放される

さきに、ちよつとふれた「海の公園」について説明しよう。

前述のように横浜は、埋立てによって発展してきた町だが、埋立てのたびに貴重な海が失なわれてきた。公園ならば、山下公園や野島公園

のような立派な臨海公園があるが、市民が直接に水にふれて自由に遊ぶことのできる水際線はほとんどなくなってしまう。

金沢の海は、かつては市民の海水浴場としてにぎわったところだが、いまは工場になってしまった。このように、つぎつぎと海がつぶされることに對して、市民の批判も高まり、釣りや潮干狩りや磯遊びのできる海を求める声が次第に強くなってきた。「海の公園」はこうした市民の要望にこたえようとして、計画されたものである。

「海の公園」は二つの部分にわかれている。一つは三号地の西側の海面にポツカリ浮ぶ面積二十四ヘクタールの人工島。これがいま造成中で、島影はまだ見えない。

これが完成すると、島には樹林地や芝生園地、

ヨットハーバー、釣り場などが設けられ、市民のピクニックやキャンプ、コーラス、フォークダンス、演奏、スポーツ、サイクリングなど、なんにでも利用できる。水族館、海の博物館、ボート練習場などの建設も検討されている。

「海の公園」の、もう一つの部分は面積四十六ヘクタールの人工砂浜だ。これは五十三年に着工し、五十四年九月に完成、昨年七月から一般利用に解放された。

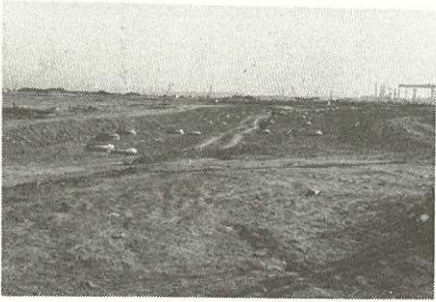
この人工砂浜は、これまで狭い砂浜のあったところへ砂をまいてつくりだしたもので、砂は対岸の千葉県・浅間山（せんげんやま）の山砂をもってきた。船で運搬し五年間海底においたものを、ポンプ式しゅんせつ船で吸い上げ、パイプで吹き上げるという工法をとった。

遠浅で、潮が引くと最大幅二百メートルの砂浜があらわれ、潮が満ちると六十メートルになる。かつての山砂はすっかり海の砂らしくなり、アサリなども順調に育っている。

海水はどうしても汚れているから、ここで泳ぐことはできないが、砂遊び、日光浴、潮干狩りなどには好適。初めてオープンした昨年七月には延べ約七万九千人、八月には十万七千人の市民がやってきて、久しく失なわれていた海の気分を味わった。冬でも、近くの市民たちが散歩がてらにやってくる。島と浜は百五十メートルの橋で結ばれる。



二号地では進出企業の建設が行なわれている



建設を待つ三号地



人工砂浜は1ヵ月10万人の人出でにぎわった（55年8月撮影）

人口と産業のバランスのとれた横浜を再生するのねらい

以上のように、金沢地先の埋立て地は工業と住宅と市民レジャーの三つの機能をもっている。それにしても、このような事業を、横浜市はなぜ計画したのか。それは市都心部の再開発のためである。この点で、大企業誘致が主なねらいであった先行埋立て事業とまったく異なる。それを、もう少し詳しく述べてみよう。

横浜市の人口は二百七十七万三千余人（昨年十月の国勢調査）。四十五年から五十年まで五年間の増加率一七・一％には及ばなかったものの、五十年から五十五年までの増加率は五・八％である。このように人口がふえたのは、大都市・東京からあふれ出してきたことによるもので、とくに戸塚区、緑区、港北区、保土ヶ谷区などでの増加が著しい。

このような横浜にも泣きどころがある。それは東京のベッドタウン化が急速にすすみ、昼間人口が夜間人口の九〇％に落ち込んでしまうことである。これは、大阪、名古屋、神戸、札幌、福岡などの都市が、それぞれの地域における中核都市として昼間人口がふえているのとは対照的な現象である。このままでは横浜は東京のベッドタウンにとどまり、都市としての自立性が失われてしまうかも知れないという危機感が市

当局にある。

そこで、人口構造や産業構造のバランスのとれた管理中枢都市として横浜を再生させなければならぬ。

だが、困ったことに、市内には大小の工場が散在していて、再開発のしようがない。それならば、これら工場の移転先をつくり、その跡地を再開発すればよいという発想法から、その工場の移転先として着工されたのが金沢地先埋立て事業である。

いま再開発の焦点は横浜駅東口一帯に向けられている。この地域は、大都市の表玄関としては珍らしいほど殺風景なところである。駅西口はデパートや商店街がこの十年ほどの間に林立して、にぎやかになったが、東口となると何もない。

横浜駅から桜木町駅までの間は国鉄高島ヤード、高島ふ頭、三菱重工横浜造船所などの港湾・貨物施設などがあるだけだ。中でも、この真ん中にデンとかまえた三菱ドック（三十三・五〇）は駅東口再開発の最大のネックだった。

だが、その三菱ドックが、横浜市の十二年間の交渉がみのって、昨年三月、金沢埋立て一号地への移転が決った。明治二十四年いらいこの地で操業し、いま従業員三千五百人をかかえる三菱の引越しは近くはじまり、五十八年四月には完成稼働の予定である。

横浜「都心臨海部総合整備計画」で東京のベッドタウン化に歯とめ

三菱ドックの移転に力をえて、横浜市は横浜駅東口一帯を対象とする大プロジェクト「都心臨海部総合整備計画」に取り組みはじめた。その中間報告が昨年十二月末発表されたが、それによると、三菱ドックを中心として、桜木町駅までの海岸線約百七十メートルをすっぽり埋立てるといふ。

この大プロジェクトのねらいは①市民の就業の場をつくりだすため、事務所を中心とした業務機能の集積を第一目標とする②町を生き生きと楽しいものにするため、ユニークな商業機能の集積もはかる③国際都市にふさわしい国際交流施設もつくる、などとされている。

そして、この都心臨海部の再開発地には、東京、大阪に本社のある企業や中央官庁の出先機関なども誘致し、計画がすべて完成した時点で、就業人口十九万人、居住人口一万人をふやして、東京のベッドタウン化に歯とめをかけることができるという。

横浜市の都心部再生への悲願をこめたこの大プロジェクトの目標達成年度は十九年後の昭和七十五年。まさに二十一世紀への入口の年である。すでに見てきた金沢地先埋立て事業は、この大プロジェクトに連動しているものである。

現場技術者の

工事測量必携

編集・全国建設研修センター

A5判 380頁
頒価 3,900円(送料300円)

すいせんの辞

建設大臣官房技術参事官

高 秀 秀 信

わが国の経済は、1980年代に入り高度成長の時代から、石油危機など資源問題をはじめとする複雑な国際情勢の中で、安定成長への切替えを余儀なくされ、今後、その状況は厳しさを増大していくことと思われます。このような状況の中で、建設省は社会資本の充実に努めておりますが、建設事業も他の産業と同様に高度成長時代の量的充足から質的向上への努力が必要とされています。

建設工事においては、近年、大規模化、複雑化が進み、その的確な施工のための施工管理技術の向上が切に求められています。

工事の諸段階で測量作業が重要な役割を果すことは認識されているところですが、実戦的測量教育の不足から、その技術水準がいまだに十分であるとは言えません。

このようなときに、従来より全国各地で工事測量の現地研修を実施している財団法人全国建設研修センターが、その経験に基づき工事測量の実習用テキストである「現場技術者の工事測量必携」を編集されたことは、誠に時宜を得たものであり、その内容が、工種毎に工事進行に伴い必要となる各種測量作業を、実務を中心として解説されておりますので、職場研修のテキストとして、また現場において役立つ参考書として、ここに推薦する次第であります。

昭和55年4月

主要目次

測量の基本

1. 距離測量
2. 角測量
3. 水準測量
4. 平板測量
5. 勾配

工事測量

- 第1章 序論
- 第2章 道路工事測量
 - 〔I〕 道路工事
 - 〔II〕 道路舗装工事
 - 〔III〕 道路埋設管工事
 - 〔IV〕 軟弱地盤の測量
- 第3章 橋梁工事測量
- 第4章 トンネル工事測量
- 第5章 河川工事測量
 - 〔I〕 河川工事
 - 〔II〕 砂防工事
 - 〔III〕 ダム工事
- 第6章 港湾・海岸工事測量
 - 〔I〕 港湾工事測量
 - 〔II〕 海岸工事測量
- 第7章 宅地造成工事測量
 - 〔I〕 宅地造成工事測量
 - 〔II〕 区画整理測量
 - 〔III〕 確定測量

単曲線の設置

クロソイド曲線

建築の墨出し

申込先

(財)全国建設研修センター 建設研修調査会

東京都千代田区永田町1-11-35 全国町村会館 Tel. 03-581-1281

小江戸・川越

渡 辺 栄

(社団法人全国建設業協会)

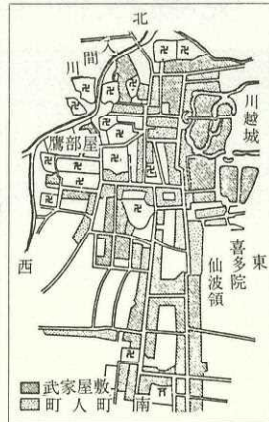


図1 江戸時代なかごろの川越城下町
資料：小野文雄著『埼玉県の歴史』より

東京都心より四〇軒、東武東上線で池袋から僅か三〇分のところに城下町川越市がある。ここには東京のどこよりも江戸らしい町並が残り、川越は一名、小江戸とも呼ばれている。徳川三代將軍家光の生れた家が、この町の喜多院の中にあり、また「栗よりうまい十三里半」

太田道真とその子道灌が川越城を築いたのは長祿元年（一四五七）のことである。以来上杉氏六代、北条氏三代を経て、天正十八年八月一日、徳川家康が関東二四〇万石の領主として江戸城に入ると、川越藩の成立をみた。江戸城周辺の主要な地域がすべてそうであったように、川越城にも譜代大名が配置された。徳川將軍は慶長年間以降、領内の城を整理して廃止する方針をとったが、この地方では忍（おし）および岩槻の二城とともに残り、とりわけ川越の場合は、幕政の枢機に参画した大老や老中を含む最重要人物が城主となった。（下表参照）川越が城下町らしくなりはじめたのは北条氏の末期頃（十六世紀後半）からであるが、繁栄を極めたしたのは酒井重忠が入府してからである。以来、城主諸侯は城下町の興隆を積極的に行ったが、寛永十五年（一六三八）の大火で、城内と町通りで家屋三〇〇戸を焼き、その飛火で喜多院も山門を除く堂塔のことごとくを焼失してしまった。

という焼芋の由来もここから来ていると聞けば、江戸と川越の因縁浅からぬものが感ぜられよう。これには歴代の川越城主と喜多院の住職、天海大僧正に負うところが大きい。今回は川越に見られる江戸文化について述べることにする。

家別	城主名	在城年代	領高(万石)
酒井	重忠	天正18—慶長6 (1590—1601)	1
酒井	△忠利、○忠勝	慶長14—寛永11 (1609—1634)	2~7
堀田	△正盛	寛永12—寛永15 (1635—1638)	3.5
松平	△信綱、輝綱、信輝	寛永16—元禄7 (1639—1694)	6~7.5
柳沢	○吉保	元禄7—宝永元 (1694—1704)	7.2~11.2
秋元	△喬知、喬房、喬求、 △涼朝	宝永元—明和4 (1704—1767)	5~6
松平	朝矩、直恒、直温、齊 典、典則、直侯、直克	明和4—慶応2 (1767—1866)	15~17
松平	△康英、康載	慶応2—明治4 (1866—1871)	8.4

歴代の川越城主

○徳川幕府大老
△徳川幕府老中

資料：川越市文化財保護協会

これに先立つ慶長四年（一五九九）、比叡山から南光坊天海が喜多院に入住し、同十一年に大修理を行って、荒廃した寺の面目を一新した結果、後陽成天皇から東叡山（東の比叡山）の勅額を賜わり寺勢大いに振った。この山号はのち寛永元年（一六二四）、江戸城の鬼門にあたる上

野に寛永寺が創建されると、これに譲って、再び星野山の旧号に復したが、天海はまた寛永寺の第一世住職ともなった。

天海は徳川家のブレン（頭脳）でもあり、家康、秀忠、家光三代の帰依を受け、同時に幕府の機務にも与った。

このように徳川家と天海は密接な間柄であったので、家康が駿府（静岡）で没し、一たんは駿河の久能山に葬られたが、その遺言によって遺体を日光に移葬する際、途中喜多院に安置し、天海が導師となって法要を営んだこともある。のち家康公像をつくり、遺体が留まった跡として、喜多院の一角に祀ったのが仙波東照宮のはじまりで、丘陵を築き、社殿を造営して寛永十

川越祭の山車、蔵造りの町を行く

写真提供・埼玉県



年に遷祀した。寛永の大火でこの東照宮も喜多院や城下町もろとも焼失してしまったのである。徳川家にゆかりの深い喜多院が焼けたのだから、家光じきじきのお声掛けで、自分の生家で江戸城紅葉山にある慶長年間に建てた別殿を移譲するなど直ちに復興にかかった。この解体資材を江戸から新河岸川を利用して運んだのが、新河岸川舟運のはじまりといわれる。

幕府の肝入りで、再建は二年で完了、仙波東照宮も同時に再建された。喜多院の客殿、書院、庫裡などは、もともと紅葉山の別殿であり、家光誕生の間、春日局化粧の間が川越にあるのはこのためである。鐘桜門、慈眼堂、東照宮などとともに国指定重要文化財であり、その他を含め江戸時代の重厚な建築が、ここにはよく保存されている。

寛永の大火の翌年入府してきた松平伊豆守信綱（智恵伊豆と呼ばれた名老中）は、焼失した町を再建するため新しい町割（区画整理）をした。つまり道路を整備し、武家屋敷、社寺領、町家等の職能による居住区域を定めることであった。（図一）

また信綱は正保四年（一六四七）、新河岸川に本格的な河岸場（陸揚場）を開設、はじめは主として領内の蔵米を江戸へ搬出した。のち藩中心の舟運から、一般の荷物も輸送するようになり、天保二年（一六八二）の江戸大火（八百屋お七の火事）に際しては、この川を利用して、

秩父西川材を大量輸送することができ、復興に大いに役立った。

江戸から成亥の方向（北西）へ十三里半（五三軒）、ここ川越で、寛延四年（一七五一）、近在の篤農家が甘藷を試作した。川越城主秋元但馬守の奨励によって収穫量が増大し、天保年間（一八三〇頃）から新河岸川を下る川越復舟で、新鮮な野菜とともに市場に積出され、九里四里うまい十三里半」ともてはやされた。

信綱の町割では上五ヶ町が商人町、下五ヶ町が職人町に区別されたが、下五ヶ町でも職人たちは次第に裏店に引込み、鍛冶町、志義町あたりも有力な商人で占められていった。

城下町の人口が増え、江戸からの需要も増加したことから、商家も次第に増え、かつ繁栄を極めていった。度重なる火事や特に江戸の大火の影響を受けて、防火建築である蔵造りが商家を中心に発達していった。現在では一番街と呼ばれる所に蔵造りの家並が続いているが、残念ながら江戸時代のものには数少ない。明治二年、二十二年に大火があり、特に同二十六年の川越大火と呼ばれる火事では、町の三分の一以上にあたる三、三二五戸を焼失する壊滅的災害をこうむったが、土蔵造りの約七割が外壁は焼けたものの全焼を免かれ、大火以後江戸様式の蔵造りの復興も多く、現在の町並を残しているのである。元町の大沢家は川越大火に耐えた寛政四年（一七九二）の建築で約二百年を経、国指定重

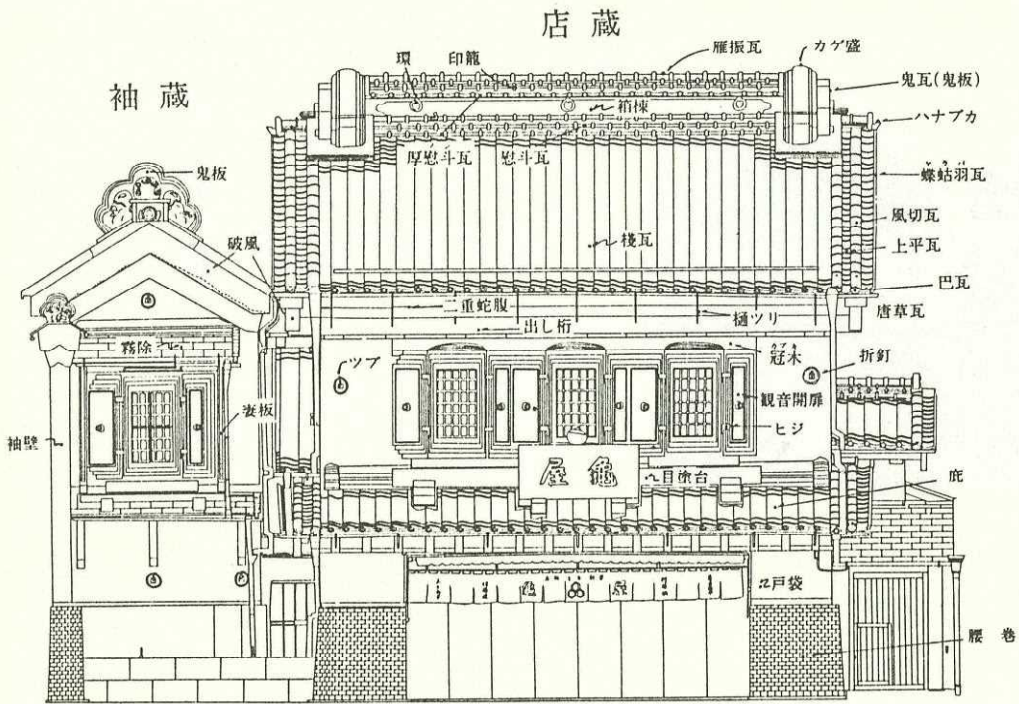


図1 2 亀屋の正面図

資料：川越市文化財保護協会

要文化財である。

注²「川、越鍛冶町、角の亀屋の嘉七のかかあが、蚊にかかとをかじられて、菓子箱かっくりがえして、蚊張の中へかっこんだ」とはやしうたわれた亀屋の外観は図1-2のとおりである。

幸町にある「時の鐘」(図1-3)は城下町の象徴だが、最初は寛永年間城主酒井侯が建てたといわれる。承応二年(一六五三)の城主松平信綱が、椎名兵庫に命じて铸造した記録も残っているが、川越大火で焼失、翌明治二十七年の再建では江戸時代そのままの様式であり、釣鐘には当時の大火の模様と鐘の意義などを銘文に残している。現在は電気装置で毎日四回蔵造りの町並を圧して鳴り響いている。

毎年十月十四、十五の両日行なわれる「川越まつり」は圧巻である。もともとは松平信綱のお声掛りで赤坂山王、神田明神の大江戸「天下祭り」を模して始められたが、祭りの主役は絢爛豪華な山車であり、戦災で焼失

図3 川越市の時の鐘

資料：川越市観光協会



した本家と異って、江戸末期から大正年間につくられた一〇台(県文化財)をはじめ、二〇台余が建在である。京都の祇園祭り、飛弾高山祭りとならんで、日本三大山車祭りと呼ばれる価値がある。古風な土蔵造り町並の中を引かれるその姿は、江戸時代の再現であり、魅力そのものである。

注1 譜代大名…関ヶ原戦以前から徳川家臣であった大名、外様大名に対する称

注2 亀屋の嘉七…亀屋は代菓子屋で、山崎嘉七を襲名、

かっくりがえす…ひっくり返すの方言
かっこむ…ひっこむの方言

参考文献 小野文雄著 埼玉県の歴史(山川出版社)
蔵造りの町並(川越市文化財保護協会)

一か年で測量を修得し、測量士補の資格が取得できる伝統ある学科です。

測量学部 ● 測量科

測量は西暦前二千年ごろ、ヨーロッパではピラミッドの建設、東洋では黄河の治水工事に行われ、今日では地表・地下・上空にわたる各種の事業に必須のものとなっている。科学の進展に伴い測量の機器・方法・精度は逐次高度化し、さらに空間位置に時を加える四次元測量へと発展した。

かつては物差、水平器と簡単な測角器によっていた測量は、ガリレオが発明した(一六〇九)望遠鏡、ピエールハーニヤの発明になる(一六三二)バーニヤを取り付けたトランシットと、ネピヤの発明(一六一四)による対数を応用することにより本格的な大地測量

が可能となり、また今世紀半に至り光波距離計が開発され、さらに電子計算機の実用化によって測量方式は格段の進歩をするに至った。光波距離計は、数mから数十kmを三〇〜五〇万分の一の精度で簡単に測定可能となり、精度・作業効率は著しく向上した。これは地震予知資料として重要な位置を占める地殻変動調査にも活用され、また大出力の光波距離計によって人工衛星を仲介とし、数百kmを超す大陸・離島間の相対位置を求めることも可能となった。

他方、測量事業量は、この三〇年間に急激に上昇し、これに伴い事業者数においても昭和三六六年に

一六〇社、三七年に五九〇社と急増し、五三年には六三六〇社となった。(測量法に基づく登録業者数)

このように急激な事業量増に伴い将来は多数の有能な実践的測量技術者が需要されるであろう情勢を洞察して、昭和三八年、日本測量専門学校(四五年四月、国土建設学院と改称)を創設し、測量科(一か年コース)が開講された。本校は私立では最初の測量技術養成機関であり、卒業生には国家資格である測量士補を付与されることとなった。その後、測量工学科その他のコースが併設されたが、伝統ある測量科は六千名に及ぶ卒業生を送り出し、それぞれ企業の幹部あるいは基幹技術者として国の内外で活躍している。

測量科の教育に当っては、学生の素養、測量技術の現況に鑑み、最も効果的教育を行うべく種々検討のうえ別表のカリキュラムによっている。入学生は、実業高校、測量企業等で測量を履習あるいは実務経験をした者の他大半は普通高校出身者であるが、測量に必要な基礎科目から順次専門科目の講義に入り、また多くの実習時間と機器によって実習を行っている。主な実習機器には光波距離計一二台、写真図化機二四台、電子計算機七台その他がある。

現在約二百名の在学生は卒業を目前にし学習の総仕上げに意欲を燃やし、さらに就職先も決定してよいよ測量のプロとしての活躍に大きな夢を寄せている。

測量学部長 小川幸夫

●測量科

基礎科目

規学	理学	概論	論学
乗地	地理	概論	論学
二算	算学	概論	論学
小質	木工	測量	器
法数	最地	電土	測測
見			

専門科目

量量	量量	量量	影図	集量
測測	測測	測測	川測	
測測	測測	測測	製編	測
文角	辺	準形	真	図
天三	多水	地写	路地	地地
			地地	



「紛争」とは何か

東京都立大学法学部教授 千葉正士

■ 一般に、「紛争」は起こってはいけない罪悪だと見られている。しかし現実には、さまざま

まな社会的な「紛争」がふだんに頻出してはいる。こういった「紛争」の特徴を整理して、よりよい解決への視点を明らかにしていただいた。なお、この文章は全国建設研修センター

主催の「紛争アセスメント研修」での特別講義をまとめたものです。(編集部)

私は本来は、東京都立大学法学部で法哲学を担当しております。紛争の勉強をするというのは、法学界においては全く例外です。しかし、なぜ法があるかと言うと世の中に紛争が起こった場合に、これを解決する手段としてあるという常識があります。それがあまりにも当然なせいか、なぜ法が紛争を解決できるのか、処理できるのかについて書いてある本が全くない。

そこで、いったい紛争とはどういうことなのだろうかと、紛争と言われるものには、なにか他の現象とは違った特徴、性格があり、どの面に注目して法がこれに働きかけると、なんらかの作用が起こつて紛争に変化が起こり、解決あるいは処理といわれるような事態が起こつてく

るであろうと考えて、調べ始めました。その結果をこれからお話しあげようと考えています。ただし、実際問題ではなくて理論ということでありますから、たいへん抽象的なレベルで概念的な説明を申しあげます。

それに比べみなさんは、お仕事のうえから起こつてくる、さまざまの問題に当面しておられるので、私自身などよりも、もっと真剣な経験の中から、紛争の正体はこうなのだ、ということを知っておいでだろうと思います。

そのようなみなさん方個人個人のお考えを伺えばいいのですが、その余裕もありませんので、私自身の考えを取りまとしてお話しいたします。

「紛争」の常識の問題点

まず、紛争ということばはあいまいですから、これに厳格な定義をする必要がある。その定義をする前に、この常識の問題点を探ることにいたします。

① 紛争罪悪観

第一の問題点は、私は紛争罪悪観と言っております。ふつう紛争と言うと、すぐそれは悪いこと、罪悪だという考え方があつた。これは一般の人よりも、私のように法律学を勉強している立場の者、あるいは、公務員の方にそういう考え方が強い。

しかし、学問の世界で社会学になると、紛争が罪悪だという人間の感情の告白ではいけないので、客観的に紛争とは、第一に反社会的現象である、という言い方になります。社会学では一般に人々が集まって一定の秩序を形成し、その秩序によってある統一がとれている状態を社会と言います。そこで、その秩序ないし統一の状態が崩れたり、混乱が生じたりしますと、社会的性格が失なわれたと言います。ただし、小さい混乱や紛争が起こつても、それで社会のすべてがなくなつたわけではなくて、全体の社会

の中の一部分が変化した、崩れかけた社会的状態、社会と言える状態の中にまじって社会でない状態が発生したと考える。これを反社会的現象といいます。いわゆる犯罪現象、それから社会的な病氣、非行、スラムとか、奴隸とかいうようなもの、さらに紛争というものも、それに数えられます。また別の言い方では病理的現象、と言うこともありまして、社会病理学というような本もボツボツ出るようになりました。

しかし、これを社会理論として、もつと抽象度の高いレベルで説明するために、「逸脱」という概念が出てきました。社会というのは秩序があるのが大前提です。秩序がなぜあるかという、これは家庭という社会でも、職場という社会でも、学校でも、広く民族社会でも、構成員一人一人がその場に應じた特有の役割を与えられ、その役割にふさわしい行動をしているからです。それに、役割に「同調」するという概念を使います。

しかし時には、同調できなくて、役割に反する行動をすることがあります。たとえば、いまこの教室において、こうして話をするのが私の役割、みなさんは聞くことが役割ですが、私がたまたま教壇のうえで声が出なくなつて一分間、立往生してしまつたら、これは私の役割のある種の逸脱ですね。あるいは、みなさんの中のだれかが突然部屋を出て行ってしまつたとか、両手を伸ばしてあくびをしたとかすると、これ

は役割の若干の逸脱です。このように、社会というものを説明する一つの理論的な考え方として、「役割の同調」と、「役割の逸脱」という組み合わせで説明するやり方があります。そのような理論からみると、紛争というものが、逸脱行動の主要な型と言うことになります。

そのように紛争は、一般の社会における常識的な考えにおいても、罪悪という感じが強く、それから、社会学という科学の世界においても反社会的、異常、逸脱現象だとみられている。この見方は、法学的な見地から言うと、「社会あるところ法あり」ということを大前提に考えますから、社会にあるべき法に違反して紛争が起こつたら、これが悪い、その紛争を起こしたものに、ただちに罰を与えよということになるわけです。

社会あるところに紛争あり

私も、最初は、その大前提を疑わないでいたんですけれど、だんだん考えているうちに疑問が起こつてきた。世の中を見ると、紛争は社会に起こつては困る逸脱現象ではあろうけど、実際には至るところに紛争というものはある。もちろん收拾がつかなくなるような大紛争は、そんなにたくさんはないけれども、中紛争、小紛争はどこにでもある。無二の親友の間でも紛争といわれるものが絶無ではない。夫婦も一生涯ぬまでの間、平和だけかというところではなく

て、非常に激しい紛争がたびたび起きる。常識的に言うと、親しいものの間のほうで、激しい紛争が起こつている。どの社会にも、至るところで大なり小なりの紛争がある。しかもよくみてみると紛争を起こすほうにも、一分どころか二分、三分、相当な理があつて、反対に紛争を起こしていかにんというもののほうに、むしろムリがあるというようなことが、あるんではないでしょうか。

そればかりではなくて、社会的なレベルをみると、戦後日本では、抵抗ということばが、非常に使われるようになってきました。私などは、戦前に天皇主義体制で教育を受けたものですが、社会とか、天皇とか、国家に対する抵抗というようなことは、夢にも考えられなかつた。

考えても、口に出せない時代でしたが、戦後民主主義の世の中になりますと、幸いにして、自由に抵抗ということが許され使われるようになった。社会的に抵抗というような現象をみると、むしろ抵抗する側にもつともな点がある。紛争を起こさないほうが当然で正義か、紛争を起こすほうが当然で正義か、これは判断のむずかしいところだ。そこにこそ、紛争というものの本當の姿があるという結論に達したわけです。これを綿密に観察していくと、その結論は、要するに紛争は罪悪である、逸脱であると決める考え方はなくて、紛争も当然で正義のあることがある、というように考え方を転換し

なければならぬと思うわけです。私は、社会あるところ紛争ありということ、第一の点の結論として申し上げます。

② 紛争局部観

次に、紛争局部観。一般に紛争が起こったとすると、だれとだれがけんかした、あるいはどここの国とどここの国で戦争が起こったというように、目の前に見える形で起こった現象を指していいますね。

紛争の深い根

ただ今のイランとイラクの問題も、あのような事件が起こるには、従来からの長い歴史的な伝統、あるいは両国間の政治的な対立関係もあったわけでしょう。同じイスラム教国といっても、違った派に属しますから、宗教上の食い違いというものもあった。詳しい人は当然と思うかもしれないけれど、私もは、突然起こった両国間の紛争であると理解しますね、つまり、一般的には、紛争は世の中にあつてならないものだと思つてますから、紛争がまだ十分に見えない形で存在しているときには、無頓着でいるものです。そして紛争が激しい、押え切れない、見える形になってから初めて紛争だと気がつき、あわてるといふ現象がある。

どこかの会社とか、役所という組織の中でも、

その内部のメンバーの人の間で表立って、ケンカ、争い、対立が起こったとか、あるいはその組織と外部の人や団体との間で、争いが起こつてしまつてから、はじめて心配し、あわてるといふことになりがちです。けれども、紛争というものは、むしろ、表に現われた以外、その底辺のほうにもっと深い根が一般にあるものです。そのような事情や深い根を十分に理解しなければ紛争をわかつたことにはならないということが、ここでまず申しあげたいことです。

紛争過程の変化

それから次に、紛争過程は変化するということです。紛争というものには、非常に長い過程があります。

ある一定の時刻に紛争が起こつて、途端になくなつてしまふということはない。起こつたら、必ずしばらくの間、継続してある。アラブとイスラエルのように、何百年来の紛争になるものもある。日本の国内でも、われわれが法律問題を扱っていると、入会問題というのがあります。地方からおいでの方はご存じでしょうが、特に戦前の農村にとっては、山林、原野などを部落のものが共同に利用する入会地が日本の農業経営を成り立たせたいへん重要な条件だった。ある村の者五十名が、ある原野を共同で所有して、そこに立ち入つて木を切つてきて家をつくる、マキを取る、草をとつて家畜に食べさせる、

というようなことをして利用していたわけです。そこに新しく他の部落から五人、十人入つてきて住みつくると、途端に従来使つていた山林、原野の資源が、各人当たり減ることになります。それで新入りのものにどのように権利を与えるかで、紛争が起こつたりする。

それでも、そういう内部問題ならまだいい。肝じんの使つている土地が、大きな製紙会社に買い取られたとなると、パルプをつくるために、だんだん木が切られますから、そのうち農民の使用ものがなくなる。これは農民にとって死活問題になる。そういう入会地をめぐる、農民と所有者との争いは、事実問題としても法律問題としてもよく起こつてきた。そういう問題になりますと簡単に片づかなくて、何十年と続くものもあります。

事柄は単に、両当事者の間の目に見える行動における衝突だけではなくて、実にさまざまの社会的な原因、理由があるわけです。法律制度が一方的である、あるいは不備であるということも、その背景になる。

こういうわけで、一つの紛争には、実にさまざまな原因、理由があり、それに応じて、紛争は、時に激化したり、時に鎮静して行つたり、長い過程の中でさまざまに変動するものです。

関係者の広さ

その次に紛争の関係者もいろいろと複雑です。

ふつう紛争は二人のものの間の争いと考えられている。確かに二人並んでいるものが、いきなり取っ組み合いを始めた、それからイランとイラクが戦争を始めたといえば、これは二人の当事者の争いに違いがない。しかし、実は第三者が、その二人に適当にささやいたり、誘惑したりして、仕向けてケンカさせるといふ、火つけ役、せん動者がいる場合もかなりあります。

総選挙の場合、政党の領袖が、自分たちの派閥の当選者の数をできるだけ増やそうとして、有力な高級官僚や有名人を引っ張ってきてそれぞれ立候補させる。しかし、それに当選されると他方の領袖は、自分の派閥の人員が減るからそれに対抗する。そうすると、それは候補者同士の間で争いますが、実は、代理戦争であって、自民党の二人の領袖の紛争に他ならない。そういうことは個人間にも、いろんな集団間にもあると思います。

つまり、紛争というものは、実際に戦い合っているその二人だけのものではなくて、それを囲む、非常に多くのものの争いだということですね。

今、仮に挙げてみたような過程の変化、関係者の範囲、そういうものが、さまざまに反応し合って紛争は複雑に展開します。これをできるだけ理解しなければ、紛争を理解したことにならない。それが紛争局部観の問題点です。

③ 紛争解決至上主義

それから第三の問題点が、紛争解決至上主義です。これは、紛争が起こったとなると、その関係者は、あわてて紛争を解決しようとする。確かに紛争が起こると、その周囲のものにも事実、精神的な不安がおこり、第三者まで物質的な損害をこうむることもある。しかし、いろいろ努力しても、なかなか解決つかないことが、

これまた多い。そのような事実をみると、紛争は解決したいと思ってもなかなか解決するものではない、むしろ紛争は、直ちに解決しないで継続していかまわらないんだ、ということも一面では言われます。この点を多少説明します。

裁判ですべてが解決するわけではない

社会において紛争を解決する最後の手段は、裁判だと言われますね。もう処理がつかなくなったら裁判に持ち出し、最後の最高裁まで行けば結論が出て、解決すると思っています。しかし、裁判にかけても必ずしも解決といわれない事実があるんですね。仮に最高裁で結着がついても、実際にはなかなか解決しない。みなさんご承知の、あの水俣裁判は、いくつかの民事裁判にもなったし、刑事裁判にもなった。判決が出たけれども、しかし、それでもほんとうの解

決はつかない。まだまだ水俣のあの病気に苦しむ人たちと、チツソの会社との間では、紛争が続いています。

紛争が裁判の外でも続くという例は、決してまれではない。第一、裁判ということもよくみるとそれ自体が一つの紛争です。原告と被告とがお互いに、オレのほうに権利がある、お前のほうが権利を侵害したと言いつ争っている。どうやら、裁判というのは、取っ組み合いの実力による紛争、武器による紛争、暴力行為を止めて、非暴力化した紛争、ルールによることばの争いに転換しているわけです。その結果、ある段階で判決がくだると、一部は解決するが、あとの部分は解決しないで残るといふ状況になります。

紛争の成形による処理

そうすると、紛争が起こった場合には、一度に解決することが望ましいが、実際には、むしろ漸進的に紛争がなくなっていくようにするほうが、一般のいき方だと考えざるを得ません。ただし、ただ放っておくのではなくて、紛争のやり方を変えさせていく、暴力的紛争ならば、まず暴力をやめて口頭による紛争にしていくようなルールを決めてやります。そのルールの一環整ったものが法律による裁判です。このように紛争の解決というのは、ルールに従って、紛争を變形し、加工していくことがあるというほう

が、むしろ正確ではないでしょうか。私はこれを「紛争の成形」といっております。

紛争の処理ということは、こうして、紛争の形を変えていく、人の意図によって紛争をコントロールする可能性を増していくことです。ここで人というのは、当事者自身ということもあるし、それに切実な関係をもっている第三者、それを囲む社会というものもあり、多勢の人の参加が可能です。

以上のことに気づきますと、今まで紛争の解決ということばがよく言われてきましたが、これは、適当でないのです、私は「紛争の処理」ということばで表現することにしております。つまり、一度の行為で紛争のすべてが解決することとは困難ですから、その紛争の成形をだんだん加えていって、徐々に紛争を終わらせていけばいいと考えています。そして、その結果によって、さらにまた新たな成形を加える、処理を進めていくというプロセスが、紛争の処理にはなりません。

「紛争」の分類

以上のように考えた結果、紛争を概念に整理分類すると、次のようになるのではないのでしょうか。

① 対争

第一の大きなタイプを「対争」とよぶことにいたします。対争では、まず、紛争の当事者が二人である場合、これが典型的です。二人と言いましたが、実はそれは不正確で、二つの社会的主体のことで、会社と会社、国家と国家との争いもあります。中には当事者であるけれども、その形が、非常に不明なものもある。たとえば、似田貝さんなんかの扱っている、住民紛争と言われるようなものでは、住民団体、住民グループの実態が、あまり明確ではない。そういうものも二つの当事者というように理解できる場合にはここに入れます。

そこで二つの社会的主体が、お互いに相手の持っている価値を奪い合う場合を「対争」ということにします。ふつう一般に紛争ということばは、実は、このことを指して使われています。典型的な場合は、二人の人間の間の取っ組み合いのケンカ、「それをオレに寄せ」、「オレの邪魔をするな」、あるいは国家間で、「その領土をこちらに寄せ」、「その人質をこちらに返せ」という場合ですね。お互いに相手方の所有している、あるいは支配権をもっている、なんらかの価値を奪い合う場合です。

② 競争

次に、当事者が二人に限られず複数のものが、その各自が所有するものではなくして、その当事者の外にある、なんらかの価値を排他的、独占的に入手しようとする争いを「競争」ということにいたします。「競争」は、そんな七面倒臭いことをいわずとも、何人かのものが走りつこをして、一等という賞品を取ろうとする、何人かの男性がただ一人の女性を手に入れようとする、あるいはなんかの地位を手に入れようとして、並行して争うという形だと言えます。

③ 混争

以上の「対争」と「競争」という形の二つの紛争は、すでに学界でも議論されてきましたが、私はその三つ目に「混争」という別の形のもの加えたいと思います。社会にはなんらかの秩序があります。この秩序を社会学上の概念では、別に均衡関係とも言います。しかし、そのバランスがどこかで崩れると、紛争が起こってくる。ふつう、これは混乱とか、騒動とかいわれることばで示されているのですが、三つの分類の形をそろえるために、「争」ということばを使って、「混争」と言うことにします。要するに多数のものが集まっている場所その秩序が乱れた場合のことで、これは、「対争」と、「競争」という二つの紛争の型と、やや性質が違う。従って、他の学者たちが、紛争を論ずる場合に「混争」

に言及しなかったというのも、その点では理由があります。

では、なぜ「混争」を特記するかと言いますと、それは先に申しました、紛争は局部的な現象ではなくて、もっと広い現象だということに関係します。仮に、三十人いるような場で、それが二人が突然ケンカを始めたなら、これは二人の間の「対争」です。ところが、この教室の場で、二人だけの「対争」ですむかという、そうではありません、二人が、ここで、口角泡をとばして取っ組み合い始めたのを、私も皆さんもおとなしく見ているわけにもいけません。この講義を中断しても、なによりもまず、その「対争」を止めさせなければならぬ。つまり「対争」が一つ起こるとするのは、それを囲む社会で、なんらかの意味の「混争」が起こることです。逆に社会の「混争」という形の混乱が起こりますと、それがあある場面では「競争」という形になり、ある場面では「対争」という形になってきます。そこである一つの「対争」なり「競争」なりが起こった場合に、それをどう処理し終結させたいかを考える場合には、どうしても他の形態の紛争を合わせて考えなければなりません。

4 争論

一般に紛争を考える場合、基本的な類型とし

ては以上の三つを分けなければならないのですが、実際的、実践的に問題を考える場合には、口頭による「対争」が非常に重要です。と言いますのは、一般的に考えますと、暴力的な紛争を処理するには、まず暴力をやめさせるという成形をすることが緊急に必要である。それで非暴力化しても、すぐ解決するわけでもないから、暴力を使わなければ、もうちょっと口でケンカをしてもいい、というのが社会科学の学問では *disputes* になるわけですね。

この非暴力化した *disputes* をさらに何段階かに成形することによって、この「対争」が処理されていくわけです。およそ、紛争一般を研究するとか、考察するとかいっても、実力的なものも含んだ紛争一般を表わす *con flicts* というよりも、実力的なものを含まない *disputes* を取り扱うほうが、もっと実物的であり、必要性もあるわけです。そこで、これに英語の *disputes* の訳として「争論」という名前を与えています。

「お前に貸してあるカネを返せ」、それから「お前の国が占領している領土をよこせ」とか「この書類に署名をしろ」とか、「オレに将来、大臣の役を与えろ」とかそういう特定の意味内容を求める、あるいはそれをめぐった言語上の「対争」が「争論」ということになります。通常、われわれが特に法律的な立場から扱う紛争というものは、「争論」であることが多く、これが具体

的には、われわれの一番実際的な問題ということになります。

従いまして、これからのお話で紛争ということばを使うことが多いのですけれども、実際には「対争」あるいは「争論」をさすことが多いと了解していただくようお願いいたします。

紛争の構造

第三の紛争の構造というのは、紛争にはどういう要素があるかを知るための一覽表、あるいは調査項目です。そのためのいわばチェックポイントを、まず三つに分けます。

第一には紛争にかかわる人がありますので、その人を紛争関係者と言っております。二番目にはその人が何かのものを手に入れようと思う、その紛争の目的となるものがなければなりません。これが紛争対象。それから第三には、人がそのものを求めて、なんらかの紛争という特殊な行動する、これを紛争行動と言っています。それぞれについて、その中身をこれから検討していきます。

① 紛争関係者

第一の紛争関係者というのは、ある一つの紛争に関係をもつ人のことでこれにも類型によつ

て三つを分けることが適當です。

当事者

まず第一には、なんとと言っても、その相争う主体、当事者があります。この当事者は、通常は個人でしょうが、団体や国家というような組織のこともあり、さらにはく然たる社会的なグループとか、階層といわれるものまでもあります。また世の中には一見当事者とみえるものが、実はほんとうの当事者でない、だれかに操られているというような場合もあります。

それと、もう一つ大事なことは、ある紛争の当事者が具体的に現われるのは、その社会の社会構造と私どもが呼んでいるものが関係していることです。現代社会は個人主義社会で、個人が自分の意思で社会を形成して生活しているというように理解していますが、なかなか実際は、そうばかりもいかない。

私は最近、ヨーロッパ的な近代社会ばかりでなくて、アジア、アフリカ社会のことも興味をもっている。読んでいるんですが、特にアフリカ社会には、伝統的な部族社会というのが、まだたいへん強く残っている。

多くの国が、アフリカで独立したけれども、その状態は、たくさんの部族が集まって相争っている状況なので、なかなか国家的統一がとれないという悩みがあります。このアフリカの部族社会は、ある祖先から分かれ出た親族一同が

強い社会的結合をもって生活している。このような社会では、人は個人として、その地位を認められない、行動する自由をもってない。それで、ある一人の人が、どこかの野に出て鳥やケグモノをとろうとして、そこで、たまたま通りかかった他の親族のものと争いを起こしてケガをさせてしまった、あるいはケガをさせられたというようなことが起ります。われわれの社会では、そのような場合には、加害者と被害者という個人の間の「対争」ですけれども、その社会では親族組織全体が、当事者となって、集団間の闘争になると言います。

それでは、個人に対する社会構造の反映ということは、われわれの近代社会にはないかという、そうではないんですね。だれかがケンカすると、そこに親あるいは派閥のボスが出てきたり、表に出てこなくても裏で当事者を操っている。そうすると、紛争当事者である個人に社会が力を加えるという事実は、われわれの社会にもある。これは言ってみれば、社会構造の問題であるといえる。ですから、当事者は目に見えても、その背後に社会構造という複雑な問題があります。

参加者

次に当事者と別に参加者というものがあります。この参加者は、当事者のどちらかに、積極的に援助するもの、いわば味方ですね。紛争は

当事者同士のケンカでありますけれども、これを囲んでいる社会の中からそれぞれに応援するものが、とかく現われるものです。

応援の型にはいろんな段階がある。内心では応援していても、全く第三者のように実質的な手伝いは何もしない、というものもある。そういう、はつきりが見えないものから、表立って物質や資金を提供する、時には一緒にあって議論をする、同盟者となって闘うという明瞭なものまでいろいろな段階があります。そうなる場合によつては、熱心な参加者は、当事者と変わらないくらいの立場に立つこともあって、区別はいまいになる場合もありますが、概念的には別だということにしておきましょう。

この参加者についても、やはり社会構造の問題がある。その社会に在る限りは、事件が起こったら、ある人を手伝わなければならないという状況があるものです。日本では、欧米の社会に比べて、そういうしがらみが多いようです。このしがらみを紛争当事者についてうまくみつけることが、重要な紛争処理の条件になってく場合があります。

介入者

三番目が介入者です。それは、第三者が参加者にならず、むしろ、その紛争を処理するために紛争に介入してゆくものです。この処理ということは、普通、紛争を止めさせる、終結させ

ることを目的としている。しかし、場合によってはむしろ、その紛争をたきつけるという役を演ずることもあるだろうと思います。しかし、この場合は紛争を処理する目的で介入するという面に限っておくことにします。これについては、あとの紛争処理の諸形態のほうで申し上げます。

② 紛争対象

財物

次に紛争対象として、紛争当事者から争いのマト、客体になつてゐるものは、まず価値のある財物です。このことは、説明の必要はないと思います。

人

しかし、争いの客体になるものは、必ずしも物質的な価値物だけとは限りません。ある場合には、人自体も争いのマトになる。一人の異性を争うこととか、このごろは離婚した父母がよく子供を奪い合うということがあります。アメリカ人と、日本人とで子供を奪い合っているというふうなこともある。

知識技術

それから、知識とか技術が争いの客体になる

ことがあります。いわゆる特許のある技術あるいはノウハウ、企業秘密と言われるものを奪い合うというようなこともあります。たとえば日本の伝統的な刀かじであるとか芸能とかになりますと、流派を形成して流派ごとにその知識技術が違つと、それは他所のものにはもらさない、従つて、それを盗み取ろうとする争いが起こつたりします。

地位

以上の場合に注意しなければならないのは、確かに外見上は財産とか、人とか、知識とか価値を争うのですが、もうちょっと突っ込んで考えてみると、単に物を争うだけではなくて、むしろある種類の社会関係を争うわけです。たとえば一人の異性を二人の人が「対争」で争うとか、あるいは複数の人が「競争」で争うということを考えて、これは、その人たちがその女性と特殊な関係、恋人か、夫婦という関係になりたいて思つて争うわけですね。それから知識技術で、ある産業のために、ノウハウを手に入れたいと考える場合は、手に入れたあととは、これは他の人に使わせちゃ意味がないから、こんどはそのノウハウを、自分だけで独占できる地位を得たいと思つたわけです。

だから以上多くの客体が紛争対象であるという事は、ことばを変えると、だいたいの場合においては、一定の社会的地位が紛争対象になる

つていうこととです。

態度

もう一つ、右の地位と同時に態度ということも考えられます。これは、先ほど申しました女性の問題ではつきりいたします。いくら女性を困らしても、当人が私はいやだといつて背を向けたら、これはなんにもならないわけで、向かうの女性が自分に特殊な愛情を感じてくれなければなりません。つまり、この場合はそういう相手方の特殊な態度を要求しているわけです。夫婦ケンカで「なんだ、お前の口のきき方は……」なんていうのは、妻は妻らしく夫に対して欲しいという要求もつてゐるからです。このように特殊な態度も紛争の対象だと言えらるわけです。

シンボル

ところが、そのようなくつかの紛争対象を通じて、なお別にもう一つ類型として考えたいのが、シンボルという問題です。

たとえば夫婦関係の場合、夫は「なんだお前のその態度は、もつとましな口をきけ」と、妻としては内心こんな亭主となぜ自分は結婚しただろうとくやしうてしようがない。もつとつと悪口も言つてやりたいけれど、ここでまたケンカしてもしようがないから、それじゃ亭主を奉つておけばいいんでしようと、「ハイハイ承

知しました、お帰えりなさいませ」と口で言う。胸の中では慣まんが煮えたぎっても、そういう妻がそのように下手に出れば、亭主のほうはそれで一応安心する。つまり、そこで妻の行動やことばに現われた態度をみて、夫は自分の紛争を仕掛ける気持ちをなくする。その行動なり、ことばに現われた態度が妻のあり方についてのシンボルになっています。夫からみますと、その妻のとった態度、口汚いことばをはいたということがシンボルとなって、その妻は夫に抵抗しているという意味を感じる。反対に、妻が口汚いことばをやめて、優しいことばをはいたということがありますと、それをシンボルにして妻は自分に従順になったという意味を感じる。実際は違っているかもしれないが、シンボルを通じてその意味をくみ取るわけです。

実は、あらゆるものには、そういうことがあるんですね。人が紛争でなんらかの客体、地位、態度を争っている場合、紛争当事者は、それを自分が手に入れたいからに違いありません。たしかにこれを手に入れたいんだが、実際に手に入れるということの意味をなんらかのシンボルによって実現されれば、つまり名儀か形式を認められれば、それでもいいんです。そこでシンボルもまた一種の紛争対象だと言えます。

一般に紛争そのものだけを考えている場合には、このシンボルの問題はそんなに考える必要はない。しかし、われわれが法の世界で考える

場合にはシンボルが決定的に大事です。というわけは、権利というものは、実はシンボルと見るべきものだからであります。法の世界の紛争は、権利がどちらにあるかで争われる。それで、いっぽうに権利があると決定すれば、紛争が処理されることが多い。ですから、その権利と言われるものが、どの程度、実際の紛争対象を反映しているか、あるいは逆に言うところ、権利を与えたことによつて、どの程度、実際の紛争対象についての処理ができたか、この関係を本当は正確に知らなければいけないんですね。場合によつては、実態は少しも変わらないのに、お前のほうに権利があるんだと言われると、それで喜んで紛争がおさまるといふこともあります。そのことが、あとで分かるとまた紛争再燃ということもあるでしょう。その辺の問題はたいへん大事だと思えますので、これを今後、もつともつと検討しなきゃならないという意味で客体と地位と態度のほかに、第四の類型としてシンボルというのを挙げておきたいわけです。

③ 紛争行動

それから三番目が紛争行動です。

行爲

人は紛争の過程でいろいろの具体的な行為をとります。なぐりつける、あるいは口汚くのの

しるというさまざまな具体的な行為があります。これは言うまでもありません。

手段

その行為には、通常なんらかの道具や手段を使いますね。口で言い合うのに声が届かなければメガホンや拡声器を使う。それでダメならば文書で突きつける。これが実力的なものになると、ピストルなどの武器になる。ここで注意することは、物質的なものだけではなくて知識とか、カネ、それからその他の資源もやはり間接的にはこの手段になるといふことです。

主張

それから、紛争行動の中に特定の「主張」というものがあります。特に「争論」は一定の主張に関する言語上の争いです。「カネを返せ」、「そこをどけ」、「オレにその土地を譲れ」と、そういう特定の内容を主張することが、紛争行動の一つの要素になります。

さらに、もう一つ大事な点として、主張には正当性の主張も含まれるということがあります。個人でも、国でも、相手に対して、必ず「オレが権利があるんだから、お前は引つ込め」、「オレのやっていることが法にかなっているんだから、オレの言うことを聞け」とか言います。これは、法とか権利をもって同時に正当性の主張をしているわけです。ここでも法と権利という

ものの特殊な意味合いがあります。

4 全体構造

以上のような紛争関係者、紛争対象、紛争行動と、三つのものが、紛争の基本的な要素をなして一つの現象をつくり上げております。したがってこの三つの要素によって紛争の基本的な構造はわかりますが、一つの紛争の関係する事からは、実際はもつと社会の底辺にまで及んでいます。

最初に紛争過程における当事者の相互影響を考えなければいけない。紛争はいっぽうの当事者だけの意図では絶対にいかないですね。オレは、この紛争をこうやってやろうと思っても、なかなかそうはいかない、相手の出方によって紛争の過程は、どんどん変わっていきます。この当事者の相互影響によって紛争のプロセスが変わっていくこと、これが第一に重要な点です。従いまして第二に、いったん始まった紛争は、ある場合には、どんどんエスカレートして行く。反対にある場合にはデスカレートしてきますね。ある場合には暴力的紛争から始まったものが、口頭の紛争に非暴力化する。逆に最初は何気なく目と目を交わしたところから、ことばのやり取りになり、ついに暴力的な紛争になる。こういうふうに分争自体が変化するという現象があります。そのような紛争の変化に対して社会

全体が関係する。まわりの人がそれをどう見てどう対応したか、そこにどういふ経済的な条件があったか、法律制度があったか、ということも関係して、紛争の展開の仕方が決まっています。

紛争処理

そこで、次は紛争処理の問題に移りまして、まずその性質を確認しておくことにいたします。

1 性質

紛争処理というのは、前にも申しましたように、紛争を成形することによって意図的なコントロールをしていくことです。コントロールをしながら、結局、当事者に紛争を終結するための自発的な行動をするよう働きかける。紛争が起こつた場合、第三者が「これはやめてしまえ」と言ったとたんに、あるいは頭から押えつけたらすぐさま、その紛争が解決してしまうということ、実は少ない。たいていの場合は、「やめなさいよ」あるいは「武器を使ってはいけません。両方で相撲を取って決めなさい」というように、紛争の形をかえて続けていく。そうしてやった結果、当事者自身が「それじゃここでやめましょう」とか、「しゃくにさわるからもつと

やろう」とか、自分の意思で展開してゆくのを待つわけです。したがって、紛争の処理ということ、最終的には紛争の終結を目的として、意図的にこれをコントロールをし、当事者に働きかけることに外なりません。

2 紛争終結の形態

そうしますと、どういふことが紛争の終結なのかを確かめておく必要があります。そこで紛争終結の形態を整理してみることいたします。

客観的不能

まず、当事者の意思によらないで、客観的な事情によって紛争ができなくなる場合を、要素の消滅と言っておきます。この要素というのは、前に申しました、紛争の構造における要素です。たとえば二人の当事者によって紛争が始まったのが、いっぽうの当事者あるいは両方が死んでしまったとすると、これは、相手がなくなりますから紛争もなくなってしまいます。もつとも訴訟事件などになると、死んだ人の権利を継承して、続く場合もありますけれども、まず当事者が消滅することは、紛争ができなくなるという客観的事情になります。

あるいは、紛争対象の消滅ということもあります。ある異性を二人が争っていた。ところが、その異性は第三の別な人と結婚してしまつた。

そうすると、二人が顔を見合わせて、なんだバカらしいと争いをやめてしまうというようなことが、その例です。

また、紛争行動が、できなくなるということもありま。取っ組み合いのケンカを始めたなら、まわりのものがやってきて両方を分けてしまった。あるいは、職場でどうも二人は膚が合わなくてケンカばかりしている。それでは一人を遠い支社に転勤させて離してしま。これももうケンカしようがないですね。

以上のように、当事者や周辺のもののお意思にかかわらず、紛争ができなくなるという事態がありうるわけです。

当事者による終結

しかし、そのような、いわば客観的状況任せよりも、やはり紛争の終結は意識的にやったほうが効果がある。意識的にやるのに、一番の頼りになるものは、いまも申しましたように当事者自身が紛争をやめようという意思を持つことです。

当事者自身の意思によって紛争が終結するとすれば、どういう形があるか。場合によっては、いっぽうのものが、他方のものを征服してしま、完全に勝利を占めてしま。ということもあるでしょう。また「宥怒」(ゆうじよ)といっ。いっぽうのものがたいへん寛大で、相手方の行動をすべて認め許してやるということもある。

従って「勝利」、「宥怒」と並べたのは、いっぽうのものの意思なり行動によって、解決してしま。いうことですね。

和解、妥協

これに対して、両当事者の双方によって終結する「妥協」、「和解」があります。物質的利益について両ほうが数量的な取り引きで解決させる、たとえば、片いっぽうは十の要求をする、他方は六しか出せない、それでは二で割って八で話をつけようと、両者が損得計算をして、取り引きで決定するのが妥協ですね。そのような物質的利益の取り引きではなくて、和解というのは少し違って、要するに「私も悪かったから、一つここでやめよう」と、お互いに価値観とか感情のうえで問題を解決する、あるいは行きがかりを捨てることによって紛争を終結することです。そういう「妥協」や「和解」が可能ですから、われわれは紛争が起こると両当事者が相互に交渉して終結することを望んで、まず両当事者の話し合いに任せます。

第三者による終結

しかし、当事者というのは紛争を起こした人だから胸の中が沸き立っている。だから第三者が脇から助言して紛争終結の道をつけるとい。うことが有効ですね。従って、その次は、当事者との紛争終結の努力を、第三者が手伝って

やる形態です。

まず、第三者の活動として一番弱い形のは、紛争の渦中にある当事者同士の話し合いのきつかけをつくってやることです。そして、両方がいくらか熱が冷めて話し合いを始めたなら、そこで第三者はいなくなってしまうという最初の段階ですね。それから、話し合いが始まっても、紛争がまたスグ再燃するといけないから、第三者がずっとついてやるほうが効果があるということになる。これがつぎの段階。それから進んで、両当事者のいろいろな相談に応じてやる、あるいは積極的に第三者のほうから「世間はそうは言っていないぞ」、「法律ではこうなっているぞ」とか、勧告をしてやる。そしてさらに「こういうようにしたらどうか」という処理案、その紛争を処理するためのある規準を示してやる。こういう段階になりますと、その第三者の影響力が強く、両当事者は紛争を終結しやすくなります。それでもなお解決がつかない場合には、強制的に紛争をやめさせる、あるいは強制的に一定のルールに従わせるということが有効になってまいります。

③ 処理の四方式

そのように第三者が入ってくるいろいろな場合を段階に応じて分けたのが、次の四つの方式です。「仲介」、「調停」、「仲裁」、「裁断」。この

四つの段階は、社会にもありますが、ご承知のとおり制度的には法律的な概念としても使われるようになっていきます。

第三者が両当事者の話し合いを促進するという性質のものが、社会では一般に「仲介」または「あつせん」と言われますが、法律上では労働争議などにあります。

それから、第三者が処理案を提出するような段階のものを「調停」と言っており、法律上では民事調停とか、家事調停あるいは労働調停とこのがあります。

それからもう一段進んで、調停案に受け入れの強制力があるもの、ただし、この強制力は、法律とかルールによったというより、当事者があらかじめ第三者の処理案を受け入れるという約束しておく場合ですね。これは、法律上は、労働争議の「仲裁」にあります。これは、あらかじめその仲裁委員の処理案に服することを約束して、両者が交渉の場につくものです。

さらにもう一つ進んで「裁断」というのは、第三者の処理案を両当事者が受け入れるという義務がある段階で、法律やルールで定められています。法律上の裁判が、その典型的な例になります。しかし、社会的に言うと、例は裁判だけでない。学校の先生とか、職場の課長とかの決定は裁判ではないが、第三者の強制的な効力ある処理案と言えますから、性質としては裁断ということに属するわけです。

情報提供

この四つを通じてもう一つ非常に大事なものに、「情報提供」という機能があります。第三者が紛争の過程で言ったりやったりすることを聞きまして、当事者は自分の考えを紛争の過程で変えていくものです。その結果、当事者自身の終結の意思が出てくるのですから、この第三者は情報提供という点においても、大きな意味があると云わねばなりません。紛争の当事者は、第三者だけでなく、実は他のいろんなものから情報の提供を受けている。現代は情報社会と言われるように、紛争当事者にとって、自分の置かれた状況を知る手段が、マスコミなどいろんな大きな作用があるはずなんです。特にみなさんの直接扱うような紛争は、紛争渦中にある人が、どういう情報を受け取っているかによって、紛争のプロセスが非常に違ってくると、私は考えております。

④ 法律的紛争処理

法律的紛争処理手段

社会には、以上に申しましたような諸種の紛争処理方式が発達していて、社会的紛争処理手段といわれております。そして、そのような社

会的紛争処理手段の中から、国家という政治的な団体は、いくつものものを取り上げて、特に法律で制度化して特別な権威を与えます。これが法律的紛争処理制度です。その典型的なものは、裁判ですが、二〇世紀になってから、特に第二次大戦後からは、世界的に裁判を補う制度がいろいろと出てきました。

なかでも、日本でもっとも有力なものは調停制度です。その他にも審判と言われているものがあります。家庭事件については家事審判、特許事件に関して特許審判、それから船が遭難した場合には海難審判、というような実例があります。それから、むしろみなさんにとって関係の深いのは、たとえば選挙管理委員会が、選挙に関する紛争を処理する、労働委員会が労働事件を処理するというように、行政委員会のいろいろな型のものができて、紛争を処理する形が増えてきている。

そのような裁判以外のものが、最近「準裁判」という名前と呼ばれております。そして、裁判と準裁判との二つの類型のものが、法律的紛争処理制度なのだということになります。

法の効果

しかし実は考えてみると、権利義務といわれるもの、あるいは法律制度そのものも、間接的には紛争処理制度の役割りを果たしていることに気がつきます。たとえば、どこかで二人の人

の間で境界紛争が起こったり、カネの貸し借りの問題が起こったりすると、まず二人で話し合いますね、直ちに裁判に訴えるわけじゃない。話がうまく進まなければ、それじゃ近所のおじさんに頼もうとかということになり、第三者が出てくる。その場合に、どういうようにして、その紛争処理の話を煮詰めていくかということ、まず法律制度を規準にして、「法律上こうなっているから、一つその線で解決しようじゃないか」と、話がだんだん落ち着いていく。カネの貸し借りでも、利子をいくら出すか、全然決めてない。実際は、「まあ世の中ではだいたいこうだ」とか、「民法ではそういう場合には五分にしているから、それにしよう」となる。つまり法律は決して裁判所や行政官だけが使うのではなくて、一般の社会生活の中で、各人がそれを参照して使うものです。そういう意味で、権利義務とか、法律制度も実は紛争処理手段になっています。

紛争処理の方法

最後に、こんどは、われわれがなんらかの紛争を積極的に処理しようとする場合に、どういう方法、方策をとったらいかが問題になる。

観察

今まで、私が考えたことから論理的に出てくる点を言いますと、まず少なくとも第一に、紛争が起こった場合に、これを解決しようとあせってはなりません。まず、その紛争がどういう性質のものか、どういう原因から起こってきているかを冷静に観察しなければいけない。一つの紛争がすべて全面的に有益であるとか、反対にすべて有害であるとかいうことは、おそらくないでしょう。両ほうが入り混っている。そこで、ある紛争について、どの部分が有益であるかを観察して、それを促進させる。それからどの部分が有害であるかを確実に見て、それを抑制することが必要なであります。

情報提供

二番目には、その紛争の当事者にいろいろ情報を提供して、当事者自身が自分の考え方を転換して、自ら紛争を終結するように仕向ける、外から紛争をやめろという前に当事者が終結を自ら決定するように、仕向けていくことが有効です。

成形

それから三番目に、紛争を成形する方向を当事者に示してやることです。この方向には、法律上の処理手段もあるし、社会に知恵として定着している手段もある。そのいろいろなものの中から、その紛争の性質に応じて、こういう手

段が適当であるというふうに教えてやることで。その場合、法律的紛争処理制度のことだけを考えずに、法律以前の社会的な紛争処理手段を使って、ある程度成形することができないか考えてみるのも大事なのではないだろうか。

制度の改善

最後に規範の修正、制度の改善ということですが。ある事件を処理するのに、法律的、社会的紛争処理手段を考え合わせて、段階的に使うとしても、どうしても制度自体に不備があるとすればこれを改善し、いい紛争処理制度をつくらなければならない。まだるっこいのですけれども、そのことが、最後の目標になってまいります。今まで述べてきたことは、学問として分ってまいりましたのを申し述べたわけです。ただし、実際については、豊かな社会的経験から出てくる知識がなければ、紛争の処理はどうにもなりません。これは一つ、みなさん方一人一人で、問題を考えて展開させていただきたいと思うわけです。

参考文献

- ジンメル『闘争の社会学』（法律文化社）
- レヴィン『社会的葛藤の解決——グループ・ダイナミックス 論文集』（創元社）
- ポールディング『紛争の一般理論』（ダイヤモンド社）
- 千葉正士『法と紛争』（三省堂）
- 似田貝香門・大森弥・永井進『地域社会と住民運動——社会的コンフリクトの分析と対応の諸問題』（編）（フジ・テクノシステム）

『法と紛争』

千葉正士

地域の実情に対峙しながら、じっくり
読むべき好著 〈評者〉 檜 貢

現代は高密度化、高速化を志向する社会である。文明や技術は高度化を志向し、それを社会システムの中にビルト・インすることによって、社会はさらに高度な文明や技術を必要とするようになった。このサイクルは社会に光明をもたらすこともあった。

しかし、社会は人間のものであり、人間の意識や行動、人間関係のあり様はその高度化に必ずしもついていけない。文明や技術の高度化と人間の行動とのギャップである。

このギャップが一つの病弊を社会にもたらしているといえなくもない。その病弊とは紛争である。

紛争はひらたくいえば争い、葛藤であり、人間（いや動物）が生存して以来存在しているものである。また、国際的な戦争から個人間の争いごとまで様々なものがある。しかし、ここで取り上げるのは国際的紛争や日常の個人的な争い事ではなく、個人の社会生活と密着した領域での紛争である。

新聞、テレビなどマス・コミにぎあわわしているように、原発立

地にまつわる紛争、新幹線等新線の通過、敷設などにかかわる紛争その他点・線・面的な公共事業に関する紛争、様々な消費者問題など、多くの紛争事例が現代社会に登場してきている。このような紛争事例の中には、問題のありかがはっきりしているために、ある特定の解決策をとることによって処理しうるものもあるが、多くはそうではない。

公共事業を例にとろう。たとえば、ゴミ・し尿処理場や火葬場などの迷惑施設の立地問題は多くの地域で紛争を引き起こしているが、道路、学校、保育所、老人福祉施設など、一見住民に喜ばれるような施設の立地さえも紛争の対象になることが多い。そして、これらの紛争処理は容易ではなく、結果的に事業の凍結に追いこまれたり、その事業とはあまり関係のない

い。施設の給付”が強いられたいようである。

現代社会にあって、このような紛争の発生はおそらく今後とも避けることはできないであろう。そして、その解決のために、多くのエネルギーをそれにさいいていかなければならなくなるであろう。そうであるとすれば、まずわれわれの社会に生じている「紛争とは何か」を考えることであり、その処理方を検討することである。

本書は各人が常識としてもっている誤まった紛争観を覆えし、紛争の本質を見る目を養うかてになるに違いない。本書の構成は四つに分れている。第一は「序説」で、法と紛争に関する著者の知的経験の承譜が述べられており、そのフィールドの広さをうかがわせる。

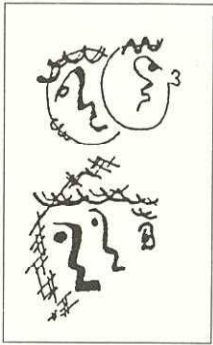
第二は「第一部・紛争と社会」であり、紛争の生じている社会の実態をふまえて、紛争の構造や処理のメカニズムを示している。第三は「第二部・法と紛争——その対立的相互連関」で、法概念、法秩序の原理的検討を行ないつつ、法の紛争処理機能にまで言及している。

そして、第四は「第三部・法と紛争——問題の諸観点」であり、これは四つの書評を通じての自己の見解の表明である。

法哲学者、法社会学者としての真贋は第二部、第三部にあるのであるが、一般の読者は第一部の内容に惹かれよう。そこでは、まず、紛争に対して多くの人がいっている罪悪観を正すことに力点が置かれており、紛争の基本的な構造を明らかにしている。そして、紛争が発生して終結するまでの動態的な過程を分析する。これは一種の社会過程でもある。このような分析に基づいて、紛争処理の性質を法律論としての枠内にとどまらず、社会全体の流れの中で示している。

しかし、本書は先に述べた紛争事例の処理の仕方まで述べているわけではない。今日、実務家は総論的な対応はあまり意味がなく、地域の実情に合った各論的対応が必要になってきているが、各々の地域の実情に対峙しながら、じっくり読むべき好著である。

三省堂 三五〇円



中国東北地方 技術交流の旅

武田要吉

(北海道測量専門学校顧問)

日中平和友好条約の締結により訪中ができるようになって八年、たまたま北海道技術士センター発足十五周年記念行事の一つとして、友好訪中団を結成し、中華人民共和国東北地方との技術交流をはかるための旅をすることになった。東北地方との友好の旅は、私にとってもかねてからの希望で、願ってもない機会であった。

団長は北海道技術士センター副会長、栗林隆氏。一行十七名、随員一名の計十八名である。このうち、解放前に東北地方(旧満州)

で生活していた者が過半数を占めた。訪問先は北京、ハルビン、大慶、長春、瀋陽、撫順の各地で二週間の行程である。では、以下、土木関係の技術交流の座談会を中心に、その概活的な紹介を試みよう。

科学技術協会との交流

私たちは九月二十三日、まず中国の科学技術行政のための機関・科学技術院に属する科学技術協会

を尊敬訪問した。協会にはすでに日本技術士会長が訪問しており、組織についてはある程度の子備知識があった。

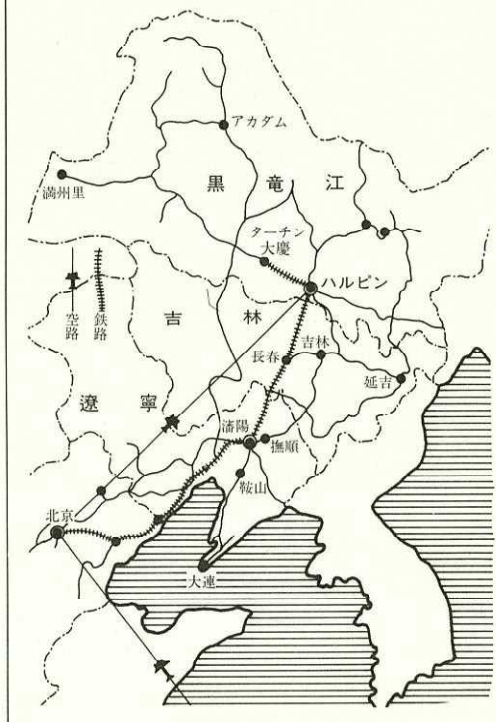
この科学技術院は中国の科学技術を司る機関で、協会は科学技術の普及・交流をはかるために、全国に九十五の団体のほか、各省に下部組織をもっている。協会員は大学教授や、その他研究機関の職員が兼務しており、現在の協会主席は北京大学学長である。

科学技術のあらゆる部門を網羅している協会は、毎年、シンポジ

ウム、出版、映画などの広報活動によって科学技術の普及をはかり、国際的な交流活動も行なっている。また地方協会では、その地方の技術研究の成果を取りまとめ、技術の発展に努めている。

今回の訪問に対し、王順桐副主席らが出席され、私たちの質問に答えていただいた。

今、中国では「四人組」裁判が目ざれているようだが、これについては「科学技術は必要でない」という彼らの考え方により、当時の技術者は迫害を受け、協会も解



散させられたため、中国の科学技術は数年のブランクが生じ、進歩が遅れてしまった」との答えが返ってきた。

しかし、今では、科学技術が国家発展にもっともたいせつであると考え、「四つの現代化」、つまり農業、工業、国防、科学技術を高い水準に引き上げるといふ目標を設定して、国内の政治的安定に努めている。そのため中国は、海外からの最新の技術、装備の導入や技術交流に力を注いでいるという。われわれの技術交流の旅の意義も、またそこにあつたのである。

日本は、千年以上前から、いろいろな面で中国から学んできたが、とくに日本の文化の底には、仏教の教えが揚子江の流れのように脈々と息づいている。日本と中国との関係は歴史的に深いといえよう。王協会副主席も「中日両国は、ひじょうに永い文化交流の歴史をもっている。今、中国ではあげて友好と近代化に努めているが、技術の面では、日本にまだまだ学ばなければならぬ。ことに日本とは隣同志だから、両国人民はもち

ろん技術者間でも、これからさかんに交流が行なわれると確信する」と述べられた。

近く、瀋陽市と札幌市との間に、姉妹都市の縁が結ばれることになっている。明春二月の札幌雪祭りには、瀋陽の故宮の雪像が造られる予定だ。これをきっかけに中国の科学技術協会の皆さんの来訪を期待したいものである。

*

ハルビン空港に着く。北国の秋の日は短かく、北緯四十六度の秋風は冷たい。市内まで約六〇km、広漠たる畑の中の舗装道路を私たちの車は走り続けた。

ハルピン市は黒竜江省の省都で、政治、経済、文化の中心地、人口二四〇万、面積一四〇〇km²、そのうち都市の面積は一五km²である。交通の要衝にあたり、満州里、綏

紛河、佳木斯、吉林、北京等への鉄道は、ここを出発点にしている。また、黒竜江省の道路は一〇万km、解放前はハルピン市から他の都市に行けなかったが、現在は黒河、通化、綏紛河、南は長春まで道路



中国科学技術協会前の筆者

ができたので、どこへでも行けるようになった。路面は大慶産のアスファルト舗装で、延長三〇〇〇kmに及んでいる。

解放後のハルピン市は、消費都市から工業都市に発展、中国最大の水力発電機もここでつくられた。その他、車輛、農業機械、製糖、製材などの工業もさかんになっている。

黒竜江省技術交流会議 (土木部門)

九月二十四日、国際飯店新館一階会議室で、黒竜江省交通局工程

師、王治中氏らの招待で、私たちは技術交流座談会に出席した。

(一) 橋梁について

黒竜江省では現在、主としてコンクリート拱橋が採用されているが、最大スパン五〇mぐらいである。

日本では、耐候性鋼材といつて、ペンキ塗りのいらぬ鋼材を長大橋に使用しているが、中国ではそこまで進んでいないようだ。

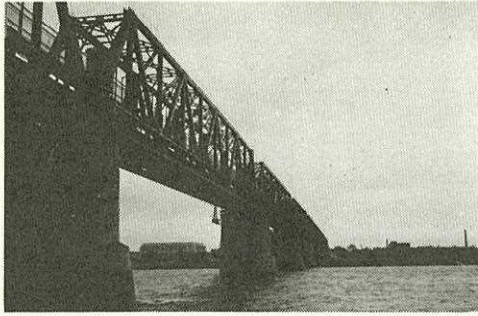
次に、橋梁の支承に使用する硬質ゴム沓の話に移ったところ、中国でも使用したのでカタログがほしいとのことであった。

(二) 道路の舗装について

道路舗装の基層と凍結深度に對する工法は、軟弱地盤については、凍土を起こさない砂利や火山灰、その他の材料で路床の入れ替え工法をとっている。

(三)、永久凍土層と橋梁基礎工法について

黒竜江省北部からシベリア、アラスカ、カナダ北部のように、ひじょうに寒い地方では、いったん凍った土が、夏に地面から溶けていっても、その期間が短かいためすっかり溶けきらないうちに次の冬がくる。凍っていた土をこえて下へ凍結が進んでいく。この溶け



松花江橋梁 (ハルビン)

たり凍ったりする層を活動層と呼び、その下の永久に溶けることのない土を永久凍土と名づけている。こういった永久凍土の対策や凍結深度と凍土などの諸問題について懇談し、今後の技術交流を誓って会談を終えた。

* 九月二十五日朝、私たちはハルビン発格達奇行急行で出発。途中の安達駅から三〇分を過ぎたあたりで、左手に石油精製工場、火力発電所が忽然と姿を現わすのをみた。大慶である。

この一帯は大平原だ。西には大興安嶺、北には小興安嶺が連なっているが、山影はまったく見えない。草原が地平線まで広がり、牛や羊がまばらに放牧されている。ひどい低湿地帯で、アルカリが白く点々と地表に噴きでている。松遼盆地と名づけられている。

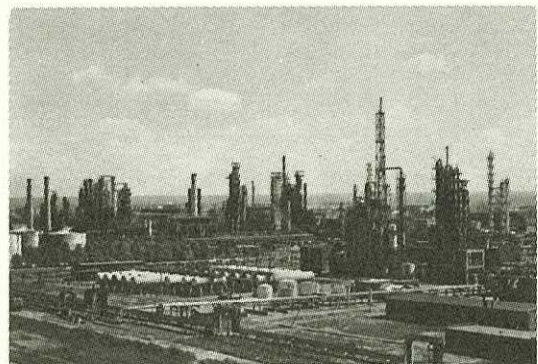
大慶で興味深いのは農工一体化システムである。華国鋒首相の指示、「大慶の上に大寨を」というのは、大寨農業生産方式によって、食糧、生活資材の地域自給を達成すると

いうのが目標である。麦、トウモロコシ、コーリヤン、米などの穀物、野菜、畜産物、魚、果物などの集団的生産を、この寒冷のアルカリ土壌地帯に推進している。この地域の人口七十四万に對する穀物自給はまだできないが、その他の副食物はほとんど自給しているという。

ところで、この松遼盆地に油田があると云ったのは、最近亡くなった李四元という歴史に残る優れた学者である。ロシアや日本が長い間この地域を支配していた、中国にとって不幸な時代があったわけだが、その間、両国ともこの無人の荒野に石油がでるとはまったく気がつかなかったのである。一九五七年から地質調査をはじめ、試掘を続けていたところ、一九五九年九月二十六日、ついに原油が噴出した。国慶節十周年の前だったので、大慶油田と名づけられたのである。

大慶技術交流会議

(地質部門)



大慶製油所

私たちは、大慶油田を見学後、九月二十七日、地質関係の交流を行なった。中国側の好意により、大慶地質処処長で主任地質師、張子堅氏を交えて座談会を開くことができた。

張先生から油田の現状、将来の展望などについて、次のような主旨の説明があった。

大慶は解放後、開発された東西三七〇km、南北七〇〇kmにわたる大油田地帯で、二六万km²に及ぶ鉱区を有する。この鉱区は人工地震

によつて発見されたもので、一九五九年に噴きでている鉦床の真中に最初の井戸を掘りあてた。

翌年、ソ連が中国への援助協定を破棄、技術者、専門家を引き揚げてから、大慶草原で中国は石油大会議を開き、全国から石油労働者、技術者幹部一〇万人を結集した。自力更生より三年足らずで、今日の大油田基地の建設に成功し、現在、国内消費のほか輸出もできるようになった。

「農業は大寨に学べ、工業は大慶に学べ」のスローガンは、ここから生まれたのである。

最近、大慶の東方の草庫屯で、また新しい鉦区が発見されたが、詳しいことは分かっていない。松花江を境にして南の方が吉林省、北の方が黒竜江省だが、今、南の吉林省の探鉦を行なっている。

大慶油田は開発されてから二〇年間で、地下の条件がいろいろと変わってきた。最初から注水したため、含水量が六〇%ととても高い。そこで、今は、主に注水した水を再度地表にだすようにしている。開発には次の三つの処置をと

っている。

(1) 産出量を拡大すること。
(2) 井戸の下の作業に手をかけること。地下の作業というの

は、主に水の流れている断層を防ぐことで、井戸一本に二〇もある断層のうち、いちばん含水量の多い断層を塞ぐのである。これは、各層にあげてあるパイプの孔を塞ぐとよい。年間の作業量五〜七千本とひじょうに多い。また同時に水のでない層を爆破する作業も四〜五百箇所ある。

(3) このほか新しい区域を開発している。

これらの作業で、生産量の安定をはかり、一九八五年まで五千万トンを維持する計画である。

その他、松遼盆地以外の現況説明があつたほか、地質関係技術士から、二、三の質問があつた。

*

長春は新京といわれていたころは、原野に広い道路が放射線状に走り、役所の建物が点在する程度であつた。ところが、今は道路は

完全に舗装され、その両側に建物が並び、並木も大きく成長して、吉林省の首都として十分な威容をととのえている。

人口一六五万の大工業都市。その中核をなすのは、西南郊外にある長春第一自動車工場である。労働者二万余、構内に並ぶ労働者アパートは七千世帯四万人に上る。また文化都市ともいわれ、吉林大学をはじめ、師範、工業、医科、地質、光学機械、体育、財政貿易、芸術など十二の大学、専門学校が広大な文教地区を形づくっている。

吉林技術交流会議 (農業部門)

九月二十八日朝、私たちは公主嶺農業科学院を訪問した。農業関係技術士が主体となつて懇談したあと、畜産研究所、植物保護研究所、機械化耕作栽培研究所、肥料研究所などを見学、さらに人民公社の農場を視察した。人力で稲刈りをしており、機械化はこれから。また稲の品種は、山形県から輸入し改良栽培を行なっているという。

長春県付近



農業関係は私の専門外なので、会談の内容はさしひかえるが、農業近代化はスタートしたばかり、今後の発展を期待したい。

*

長春から列車で六時間、瀋陽駅に着いた。瀋陽(かつての奉天)は遼寧省の省都、中国語の簡字体で「沈阳」と書く。東北三省を統轄する行政、経済、交通の要衝でもある。市の人口二五三万、郊外を合わせると四七〇万を超え、上

海、北京、天津につぐ中国第四の大都市である。

満鉄当時、線路の両側一帯は鉄西と呼ばれ、軽化学工業中心だったが、現在は工業地帯が昔の三倍ほどに拡がり、労働者は八千人を上回る。

瀋陽は私の第二の故郷でもある。中国側の好意により、昔住んでいた街や住宅、勤めていた鉄道総局、鉄道局、工務区などをスピーディーに回れるようにハイヤーを用意してもらった。

まず北陵の万年街(当時の名称)を訪ねた。当時の煉瓦造りの二階建の家屋をようやく探しあてたが、周囲に煉瓦壁がおおい中国風に変わっている。空地だった付近は、三階建のアパートが並ぶ広大な労働者住宅街になっていたが、昔の面影も残っていて、なつかしかった。

次いで、春日町の鉄道総局を訪ねた。五階建の鉄筋コンクリート造りの庁舎は昔のまま、鉄道部東北鐵路辦事站、鉄道部沈陽鐵道局の標札がかけてあった。この四階に建設局設計課があり、青年時代

の五年間、構造物設計に従事したのである。今にすれば、鉄道建設に従事したことは、ある意味で中国への技術協力であったかもしれない。

青葉町四五番地の煉瓦造りの平家だった私の住居は、そのまま残ってはいたが、今昔の感にたえなかった。

*

瀋陽出発の日、偶然、私は画店に働いている加納ヨネさん(五十八歳)という日僑人に会った。加納さんは、昭和十八年、二十一歳の時、ハルピンの軍事会館電話交換手を志願して中国に渡ったのだという。函館の人である。

終戦の時、病気で帰国できず、やむなく瀋陽に残り、二十一年に三つ年上の張威光さんと結婚したという。子供四人、三人の孫をもつおばあちゃんである。

彼女は、私たちの出発の間際、ホテルをたずねてきて、札幌に住む姉さんへの伝言を頼んだ。そして別れを惜しみながら帰っていた。彼女の心中を思うと、同じよ

うなたくさんの日僑の人たちのためにも日中友好をますます深める必要があることを、私は痛感した。

*

瀋陽をあとにして、私の脳裡には、良きにつけ、悪しきにつけ、両国の関係の歴史の重みと、その教訓、現在の国際政治のバランスの上に立つ両国関係の友好のたい

せつさ、将来の両国民の責任と次世代を担う人たちへの期待が二重三重にからみ合っていた。

以上、駆け足での紹介にとどまったが、現在すでに動きはじめた日中技術協力という大きな波の中で、自己を再認識することのできた新鮮で意義ある旅だったと、私はひそかに思っている。



鉄道部(旧鉄道総局)



撫順炭硯露天掘

公共事業関係者にとって、ことは「冬の年」になるかもしれない。

なにも政府の公共事業支出があの総需要抑制などでバッサリという二の舞がやってくるということではない。予算面では、五十六年度も直接分だけで六兆六千五百億円が計上され前年同率を確保したし、五カ年計画の公共総投資額についても計画の二百四十兆円が大蔵省査定で百九十兆円に圧縮されたといってもこれはいわば絵にかいたモチ。実行の面では様相が異ってくるのはいうまでもない。

「冬の年」とは、目の前に出てきた数字のことではない。政府の増税路線とひきかえに、いわば「生けにえ」として提出されるいくつかのもののなかに、公共事業が入りそうな雲行きのことなのだ。

五十六年度も歳入の三分の一は国債に頼るといってわが国財政の借金構造はもはや危機ラインに達したから、ここでひとつ区切りをつけないと大変なことになると打

ち出されてきたのが大増税作戦なのだが、大インフレで借金パールの「秘策」はまだ当分しまっておくことになるとすれば、自民党の安定多数が続くいまのうちに増税に踏み切ろうという計画は極めて「妥当」となりつつある。

その計画はすでに一部着手されたが、「新税」の形で表面化するの

心とする行政改革、もう一つはムダと公費天国の追放、最後の一つが公共事業の見直しである。実際には、二番目に「補助金の整理」が含まれそうだから、公共事業関係の打撃は二重になる。

「公共事業費退治」はここ数年、財政圧迫に伴い徐々に叫ばれてきた。五十六年度予算編成でも、自

冬の年の気配

は、次の国政選挙の予定される五十八年までの間となる。つまり今秋から顔をのぞかせてくるのだからう。

だとすれば、国民を「納得」させる「生けにえ」の方も早目に出さないとうまくいかない。目下、考えられている「生けにえ」は三つになりそう。一つは官公庁を中

動車関係税の道路から一般財源への振り向けが強調され、また「欧米では公共事業予算はせいぜい五、六%。日本のように一五、六%は大きすぎる」との縮小案が飛び出したりした。

ときあたかも、土光敏夫前経団連会長をトップとする第二臨調もスタートする。前述した「生けに

え」の三点が臨調答申でもなんらかの形で出てくる可能性が強い。つまり、公共事業関係は、財界からもいままでのように丸々守ってもらえなくなる。

「冬の年」の状況は、こうした一般的な世の中の変化にとどまるものではないようだ。それは、公共事業費の「暗部」に、どうやら最大の照明をあてようとの気配が感じられる。水増し、談合、入札工事内容、下請け構造といったものがやり玉にあげられそうと聞く。会計検査院の五十四年の報告で判明した本四架橋の「三億円水増し落札」は、「積算ミスで高くしてしまった」といいわけだが、それなら入札価格がみんな三億円を上積みした形になっているのはどうしてか」と会計検査院にいわれる疑問を残している。

こうしたことが「例外的ケース」で済むなら、「冬の年」も「冬の時代」にまで長引かずすむのだろうが。

戦後建設相小伝 7

亀岡高夫



若宮啓文

(朝日新聞政治部)

*

昨年八月の終戦記念日に、鈴木内閣の閣僚が首相を先頭にぞろぞろ靖国神社に参拝し、「右寄り姿勢」がクローズアップされて話題になった。農相の亀岡高夫もこの日、靖国神社へ参拝した一人。だが例年のように一般参拝の形でお参りをすませた亀岡は、この日ことさら大臣の肩書きつきで集団参拝をした大半の閣僚たちの行動を冷ややかに見ていた。亀岡は自民党の中に高まっている靖国神社国家護持の法案制定や憲法九条改正にも、大反対である。そうしたハト派姿勢は、昨年八月二十九日号の週刊朝日誌上でのインタビューにくっきり示されているので、少し長くなるが一部を引用してみる。

——憲法九条は堅持ですか。

「この条文は日本の憲法でも最高のものです。これがあつたから私は

政治をやろうと考えたといえる。日本の戦後の発展も九条のおかげですよ。しかし一方で日本人の生命、財産は自分で守るしかない。ここに自衛隊の存在の根拠があるわけです」

——最近ソ連の脅威が宣伝され、そうしたことを背景に防衛力の増強も着々行われている。

「確かにソ連の極東での軍事力増強は目を見張るものがある。しかしソ連が仮に日本侵略をはかったとして、軍事力だけで撃退できませんか。安全保障というのは政治や外交でやるもので、軍事力は第二義的なもの。(タカ派の人は)このへんがよくわかっていないのではないだろうか」

——靖国神社法案が話題になっているが。

「絶対反対です。憲法上疑義があるということもありますが、仮に法案が成立して靖国神社が特殊法人になったとすると、神社の職員は公団の職員と同じような立場になるんですよ。そして靖国神社労組なんでものができるかもしれない。靖国の鳥居に赤旗でも立ったらどうするんです。それじゃ英霊があまりにかわいそうだ」「私自身の考え方からすれば、英霊を祀るのは何も靖国である必要はない。富士の山麓にでも無名戦士の墓のようなものをつくり、神式なり仏式なり遺族の好きな形式でその都度お祈りするようになればいいと思います。そして遺族が子や孫に戦争の悲惨さと無意味さを伝えるための場所にすればいい」「靖国を軍備増強の手段として使おうとする人たちがいないとはいえませんが、実態的な防衛論を与野党でやろうとしているとき、自民党が『いつかき道』を歩もうとしているように見られることは断腸の思いです。こんなことで防衛論争がむなしく国民全部にとって不幸なことです」

タカ派の声が勇ましくひびく折、こうした亀岡の存在は地味ながら貴重なもの。しかも戦争に対する神経質なまでの彼の嫌悪感が彼自身の戦争体験からきているものであればこそ、亀岡の発言は説得力をもっている。

亀岡は大正九年一月、現在の福島県伊達郡桑折町の旧家に生まれた。

しかし中学二年の時、父親が事業に失敗し、土地や家屋敷を手離す羽目に。勉強好きで成績も良かった亀岡少年は、おかげで高等工業への進学を断念し、学費不要の陸軍士官学校へ入った。昭和十五年に陸士を卒業した亀岡は、歩兵第十六連隊旗手を振り出しに職業軍人の道を進み、太平洋戦争勃発とともに南方へ転ずる。ジャワ、ニューブリテン、ブーゲンビル、ガダルカナル、フィリピン、マレーシア、ビルマ、タイ、スマトラ、ベトナム……。有名なガダルカナルの戦いをはじめ、苛烈な戦いの連続である。日本を出発する時に百二十人だった彼の率いる部隊で、生き残った者は何と八人だけ。亀岡も度重なる負傷と飢えに襲われ続けた。まさに死地をかくぐり、地獄の淵をのぞき込んでの帰還であった。亀岡が靖国参拝を毎年欠かさないのは、部下たちの霊がそこにまつられているからである。亀岡は先のインタビューの中で「ひどい戦争を体験して思い知ったのは、どんな理由があろうと他人の領分に出て行って生命財産を奪うなんてのは、許せることではないということです」とも語っている。こうした体験が政治家としての亀岡の原点になっているわけで、とかく勇ましい軍備増強論や観念的あるいはイデオロギー的な平和論の多い中で、亀岡の存在が光る所以である。

*

陸軍少佐として終戦を迎え、郷土へ帰った亀岡は、生活のためかつぎ屋のようなこともしたが、うまくいかなかったうえ、結核で二年半の闘病生活を余儀なくされた。そうした試練の中で、亀岡は政治の道を志す。悲惨な戦争を二度と引き起こしてはならないという思いと同時に、農山村の格差是正をなしとげようという思いが、その動機だったという。幸い秀子夫人の親戚に自民党代議士の渡辺良夫（元厚相Ⅱ新潟二区）がいた。亀岡は渡辺の秘書となる一方で二十五年、「積雪寒冷地帯両院議員

連盟」を作り、事務局長に就任。さっそく平衡交付金（現在の地方交付税）に積雪、寒冷の補正制度を確立させたほか、「積雪寒冷単作地帯農業振興臨時措置法」の制定に成功するなど、大いに奮闘した。

いまや田中派有力幹部の一人である亀岡が、田中角栄と知り合ったのも、このころである。田中は渡辺の隣りの選挙区であり、その新潟三区は亀岡の郷里福島と同様の積雪地帯だ。「積雪寒冷特別地域に於ける道路交通確保に関する特別措置法」という何とも長い名前の法律がある。国道の除雪を国に義務づけたこの法律は、雪国を閉ざされた世界から解放し、地域格差の是正と日本の工業化に役立ったものと評価されているが、実はこれは田中の発案のもとに亀岡らが走り回って成立させたもの。こうした仕事を通じて亀岡は田中を尊敬するようになり、田中も亀岡の誠実さ、熱心さを見込むようになる。雪のとりもつ宿命的な出会いであった。

厚相となった渡辺の秘書官を経て亀岡は三十五年、福島一区から出馬し、予想をくつがえして見事に初陣を飾った。そして佐藤内閣のもとで郵政政務次官、内閣官房副長官、自民党通信部会長などを歴任。田中内閣でついに建設相として初入閣を遂げた。西村英一、金丸信、小沢辰夫、竹下登ら建設相経験者には圧倒的に田中派が多く、公共事業に対する田中派の「強さ」を物語っているが、田中が初入閣の亀岡をこの重要ポストにつけたことにも亀岡への信頼があらわれている。

亀岡の建設相就任は第二次田中内閣スタートの四十八年十一月二十五日。この時、亀岡は運輸相になった徳永正利とともに「元職業軍人の入閣は、大臣の要件を『文民』に限っている憲法に違反する」として、ある弁護士から罷免要求をつきつけられるというハプニングにあった。政府は「文民」でないものの定義について①旧帝国軍人で軍国思想に深く染まっている者②自衛官——とする統一見解を出して切り抜けたが、職業軍人だった亀岡が、前述のように鈴木内閣の「最左派」というのも皮肉だ。

*

さて亀岡建設相就任の日、熊本市の太平洋デパート火災に見舞われ、初閣議を終えた足で熊本へ飛ぶという忙しいスタートを切った。長い懸案となった建築基準法の改正問題の発端は、この時である。一方、このころ第一次石油ショックに見舞われ、日本経済は大混乱に陥っていくのだが、亀岡の自慢の一つは、にもかかわらず五千五百*に及ぶ国道昇格をなし遂げたことだ。事務当局の原案は三千*程度だったが、亀岡は国道昇格を求める国民のニーズを主張して大幅に上乘せさせた。佐渡、五島列島、奄美大島のような島に、海路を経て国道をつなげたのも、亀岡のアイデアであった。事件としては、台風による多摩川の決壊で民家が流されるという記憶に新しいあの事件も亀岡建設相時代だ。亀岡は自衛隊に協力を求め、水のコースを変えるための川底爆破を頼んだが、これに協力した東京都練馬の司団長は亀岡の陸士時代の同期生。大いに協力が得られたものだという。

*

現在、農相を務める亀岡は、金丸、竹下、小沢とともに田中派の「四人組」と呼ばれる中核幹部でもある。だが、この三人と比べ、存在は地味であり、同期の小沢と比べても大臣歴などで一步譲っている。議運の委員長を務めるなど国会対策面で苦労してきたのは「四人組」に共通であるが、亀岡の大きな特色は、決して策を用いない正攻法であり、丸い人間味とはったりのない誠実な人柄。こうした点が存在を地味にしていることは否定できないが、逆に信頼度は極めて高いといえる。自民党通

信族の「ボス」の一人でありながら、あのKDD事件で全く疑惑の対象として名前があがらなかったこと一つとっても、亀岡の人柄がしのばれる。だが、そんな亀岡が、ロッキード事件にまみれた田中角栄の復権に強い期待をいだいているのも皮肉なことだ。亀岡が田中を語る時、田中は絶対的存在となる。田中の政策立案能力や実行力、スケールの大きな発想法などに、亀岡は完全に魅了されているのだ。余談になるが、亀岡は陸士仲間を中心とする後援会「達山会」を持っていて、毎年、東京の「椿山荘」で会合を持つ。そこに田中もしばしば顔を出す、これが大いに要注意。五十一年七月、田中は達山会に出席した直後にロッキード事件で逮捕。昨年はやはり達山会出席直後に大平内閣不信任案可決——。「角さんが達山会に出ると、何か起きる」という不思議な因縁が、田中派では語られている。

現在当選八回目の亀岡は、昨年還暦を迎えた。政治家としてはまだ先の長い年齢である。ロッキード裁判の情勢は田中にとってきびしいが、田中そして田中派の行方がどうなろうと、亀岡は政治家としての道を歩まねばならぬ。本当の戦争体験と、東北という粘っこい風土を背景にした亀岡の存在は、これからも地味ではあろうが、貴重なものであり続けるだろう。亀岡は初めての選挙公報に、こう書いている。「軍隊で教えられたのは、東北の兵隊は強いということでした。それはみんな私と同じように貪しさに鍛えられていたからです。貪しさゆえの強さ、それは悲しい強さでした。タカ派の声に押されて危険な道を歩みかねない今後の政治情勢の中で、亀岡の本当の強さは、これから発揮されるかもしれない。

(文中敬称略)

からだにいい話

デイリー5

ファイブ

窪田 登みのる

(早稲田大学教授)

抗重力筋を鍛える

人間が直立して歩くようになって、非常に隆起し発達した筋肉がある。お尻の筋肉、つまり大殿筋がそれ。この筋肉は股関節を伸展させる役を果たす。したがって、大腿で歩いたり、階段を昇ったりするとき、この筋肉がとくに使われる。

人間が直立するには重力の牽引に対して抵抗しなくてはならない。これら重力に抵抗して働く筋肉を抗重力筋と呼ぶ。前記の大殿筋はもちろん抗重力筋の一つである。

抗重力筋は私たちが直立して生活をする以上、絶対に必要な筋肉であるだけに、これらを普段から十分に強化しておくに限る。

そのためには、大殿筋の他にも主要な抗重力筋を知っておく

のがよいだろう。以下にそれを紹介する。

そのひとつが脊柱起立筋だ。脊柱の両側を縦走する強大な筋肉で、胸を張った姿勢をとるときに、これが使われる。重量挙げ選手はこの筋肉の発達がとくに顕著。

次が腹直筋。臍を中心に前腹部を縦走する筋肉である。胸部を下制し、腹圧を高める作用をもつ。

脊柱起立筋と大殿筋、腹直筋が弱いときには腰痛を起こす原因となるので、これらの諸筋を強化しておくなくてはならない。

第三がももの前面にある大腿四頭筋である。この筋肉はひざを伸ばす作用をもつ。

そして最後がふくらはぎの後ろ側にある下腿三頭筋。アキレス腱となつて終わるこの筋肉は足裏を床につけた状態やかかとをもち上げる動作をするときに

使われる。

五つの運動のすすめ

以上に記した抗重力筋の強化運動として適当と思われるものを、次に三種類上げる。

①片足立ちしてかかとをもち上げたまま、しゃがんで立ち上がる動作を、そのときに可能な最大回数繰り返す。次は他方の脚についても同一回数行なう。脚力の弱い人はひざの曲げ方を浅くすればよい。

②床にうつ伏せに寝て、両足が浮かぬように何かで足頭を固定したまま、ゆっくり上体を大きく起こして一〜二秒止める運動をそのとき可能な最大に近いところまで繰り返す。筋力の弱い人は両手を腰の後ろに載せたまま、強い人は、後頭部で両手の指を組み合わせて行なう。脊柱起立筋、大殿筋を強化する運動である。

③床にあお向けに寝て、両足が浮かぬように何かで固定したまま、そのとき可能な最大に近いところまで上体を起こす動作を繰り返す。腹筋力の弱い人は両手で反動を使ってもよい。強い人は後頭部で両手の指を組んで行なう。腹直筋

を強化する運動である。

だが、以上の三種類の運動だけでは全身を鍛えるわけにはいかない。そこで、もう一種目、胸や肩・腕を鍛える運動として腕立て伏せをつけ加えたい。両手を高い台の上につき、両足を床においた前傾姿勢で、そのとき可能な最大に近い回数をゆっくりと繰り返す。腕力がついたら、低い台に移っていき、最終的には床に手足をついて行なうのだ。

ここに上げた四種目はすべて筋力強化の運動である。しかし筋力の他にも大切な体力要素と

してスタミナがある。これの強化にはジョギング、なわとび、自転車乗り、水泳などのうちから好みのものを選んで適宜実施していただきたい。

以上の五つの運動を私は「デイリー5」と呼んでいる。つまり毎日実施すべき五つの運動という意味である。だが、毎日とはいっても別にこれにこだわる必要はない。無理のない範囲で、極力、毎日行なえるようにつとめればよいのだ。

これであなたは体力をつけ、体形を改善し、ストレスを解消できることだろう。



経 済

投資保証協定

協定を結んだ国は互いに最恵国待遇を与え、投資財産や収益の保護を目的とする協定で、自由な事業活動、利益の国外送金を保証している。万一、相手国が進出企業を没収したり、戦争や暴動などで損害を受けたような場合、国が企業に代わって被害補償の交渉を相手国と行なう。日本は、一九七七年一月にエジプトと協定を結んでいる。十一月に開かれた日本マレーシア経済協議会でも投資保証協定の早期締結を求め

ている。

また、日中貿易を拡大し、企業の中
国進出を活発にするため、十二月五日に閉幕した日中閣僚会議でも、投資保証協定の早期交渉の開始を発表している。中国は日本ばかりでなく、西独や米とも協定の話し合いを進めている。近代化を急いでいる中国は、外資導入や合弁事業の推進を望んでいるが、日本側では投下した資本を保証する協定がないため、企業進出が行なわれていない。この協定が締結されれば、中国の近代化がより早く実現されるだろう。

当然増経費

国や地方公共団体が次年度の予算編成を行なう際、社会福祉や教育など従来の事業を継続して行なう場合、必要となり、予算に計上する経費をいう。たとえば、生徒が増えれば学校などの施設の拡充、教職員の増員のために必要となる経費をいう。新規政策を実施しなくても、増やさなければならぬ費用で、年々ふえている。

当然増経費が増えれば、新規政策の実施が制限されるとともに、財政硬直化の原因ともなる。五十六年度の国債費の増額と地方交付税交付金を除いた一般歳出の当然増は大蔵省試算によると、一兆九千億円程度であるが、政府としては半分ぐらいに抑えたい意向である。

五十六年度予算は、国債の減額で歳入がきびしく、法人税や酒税などの増税、電電公社や中央競馬会などの剰余金納付、日本航空株の売却などに歳入の道を求めている。

プリセリング

PRESELLING、PREというのは、辞書によると「あるときより以前に」といった意味だから、これは「事前の売り」「あらかじめ売り込んでしまおう」といった意味になる。といっても、先物を売るとか空売りをするといいのとは違う。消費者が小売店頭にくる以前に、すでに買う物、その銘柄を心に決めている状態をつくり出すようなセリング＝販売という意味である。たとえばそれは、広告宣伝活動によってなされる。全国規模の大メーカーの

製品広告は、多くこのプリセリングをねらったものである。だが、それだけではない。スーパーマーケットや小さなお店のチラシ広告なども、プリセリングをねらっているといえる。プリセリングに成功すれば、販売する側としては、いわゆる「プル＝引き込む」に成功したことになり、「プッシュ＝押し込む」販売は無用となる。口コミや推奨もプリセリングの重要な方法のひとつである。

アドホック労働集団

(組織)

ad hoc というラテン語は、英語でいえば *to this* — このため、とか、そのための特別な、という意味である。アドホック労働集団、あるいはアドホック組織とは『組織とパーソナリティ』の著者として著名なアージリスが提唱した理論——アドホクラシーにもとづく労働集団、あるいは組織のことである。「暫定的」という日本語をアドホックにあてて

いる人もあるが、これはもとの意味とは違いがありすぎて、誤解を招くものでもあるだろう。アージリスは、ある仕事に適した個性——パーソナリティをもつ人びとを集めた労働集団、あるいは組織を考えたのであって、暫定的な有機的適応組織を考えたベニスとは異なる。ベニスの場合、プロジェクト・チームのような柔構造の暫定組織が「仕事のため」に提唱されているし、アージリスの場合は「人間のため」に個性にあつた仕事組織が構想されているといえる。

ビジネス

建設プロジェクト管理研修用テキスト

工程と原価の管理

編集・全国建設研修センター

B5判 196頁，折込み3葉
 頒価 1,950円(送料250円)

工事施工に当たっての、工程と原価の管理を、
 ネットワーク手法との関連で説明!

建設工事では、いかに、早く、やすく、立派に仕上げるのかが技術者の重要な目的になっている。本テキストは、とくに新しい原価管理を具体的事例にもとづく数値にそって解説し、現場技術者の方々にわかりやすく編集してあります。

本テキストは各地区の研修テキストとして、広くご活用願っております。

〈主な内容〉

序 論

1. 建設産業におけるネットワーク手法の
 必要性和価値
2. ネットワーク手法の成立と経緯

第1章 ネットワーク手法

—基礎的概念—

1. ネットワーク図の作成
2. 日程の計算
 結合点時刻の計算
 作業時刻の計算
 余裕日の計算
3. フォロー・アップ
 基本的考え方
 フォロー・アップの意義
 活用する方法

第2章 管理の方法

1. 管理の方法的原則
2. 計画の設定
 考え方の手順
 方法的手順
 設定の方法
 管理図諸表の作成
3. フォロー・アップ
 現状の把握
 差異分析と評価
 再計画の立案

参考文献

演習問題

申込先

(財)全国建設研修センター 建設研修調査会

東京都千代田区永田町1-11-35全国町村会館 Tel.03-581-1281

公共建築の設備設計者のための業務必携書!

建設省大臣官房官庁営繕部設備課監修

建築設備工事設計要領

昭和53年版

B5判 上製 550頁

頒価 6,800円 (送料300円)

この「設計要領」は、実学の手引きとして、現在わが国が置かれている民度を踏まえたこの数値や方式で設計を進めると、建築及び諸設備間の調和もとれるであろうことを狙って作業を進めたものです。しかし、このように或る水準で設備のグレードを設定すると、この中の数値や方式が唯一無二のものとして理解されるおそれがありますので、この「設計要領」を利用されるに当りましては、是非平衡感覚の上に立ち更に検討を加え、種々の施設の設計にも応用して利用いただきたい。(「監修のことば」より)

<主な内容>

- | | |
|----------------|-----------------|
| 第1編 電力設備 | 第4編 衛生設備 |
| 第1章 電灯設備 | 第1章 衛生器具 |
| 第2章 動力設備 | 第2章 給水設備 |
| 第3章 屋内幹線 | 第3章 給湯設備 |
| 第4章 電路の保護 | 第4章 排水設備 |
| 第5章 受変電設備 | 第5章 ガス設備 |
| 第6章 自家発電設備 | 第5編 防災設備 |
| 第7章 構内線路及び外灯 | 第1章 警報設備 |
| 第8章 避雷設備 | 第2章 避難・誘導設備 |
| 第9章 接地 | 第3章 消火設備 |
| 第2編 通信設備 | 第4章 防災措置 |
| 第1章 電話設備 | 第6編 制御装置 |
| 第2章 時計・拡声その他設備 | 第1章 各設備系の監視制御 |
| 第3編 空気調和設備 | 第2章 調節器類 |
| 第1章 熱負荷計算 | 第3章 制御弁類 |
| 第2章 空調機器 | 第4章 基本参考図 |
| 第3章 換気設備 | I 電源設備系 |
| 第4章 配管 | II 空気調和機、換気送風機系 |
| 第5章 風道 | III 衛生設備系 |
| 第6章 防音防振 | IV 防災設備系 |

申込先

(財)全国建設研修センター 建設研修調査会

東京都小平市喜平町1013番地 Tel.0423-21-1632

業務案内

研修部門の業務

■研修部門で行なう研修は、建設省建設大学校の行なう研修を補完するものとして位置づけられており、研修コースの編成及びカリキュラムの作成等については建設大学校の指針に基づき、各種の研修を実施しております。昭和四十八年、研修需要の拡大に対応し研修の強化充実を図るため建設された「全国建設研修会館」は建設大学校に隣接し、建設大学校との調整をはかりながら同校の昭和五十六年度 行政研修・一般研修・地方研修実施予定表

行なう研修の「補完的な役割」を果たすよう努めるとともに、国及び地方公共団体、公団、公社等の職員を対象とした行政研修ならびに建設業界等の職員を対象とした一般研修を行ない、さらに都道府県又は協会等による地方研修の拡充を行ない、官、公、民における建設技術の向上に寄与するため時代に即応した各種の研修をより強力に実施することにしております。

I 行政研修

研 修 名	目 的	対 象 職 員	定 員	研 修 期 間
用 地 (初級)	用地事務を担当する職員に対し、用地取得および損失補償等の実務について基礎的知識を修得させる。	地方公共団体等の実務経験2年未満の用地職員又は新たに用地職員となる者。	各70名	昭和56年5月中旬 12日間 昭和56年11月中旬 12日間
土木工事監督者	土木工事(河川、道路等)の施工監督業務を担当する職員に対し、施工管理、監督について必要な知識を修得させる。	地方公共団体等の職員で工事監督業務を担当する土木系学科を卒業後3年程度の実務経験を有する者。	70名	昭和56年7月下旬 12日間
土木工事積算	土木工事積算業務に従事する地方公共団体等の職員に対し、土木工事費積算及び設計業務委託の積算体系の知識を修得させる。	地方公共団体等において土木工事積算業務を担当する職員のうち実務経験3年未満の者。	80名(第1回) 70名(第2回)	昭和56年9月上旬 4日間 昭和56年2月下旬 5日間
国際協力	国際技術協力活動に対応するため、これに必要な語学、国際的感覚等の教養を高めるとともに、国際協力に関する理解を深めるために実施するものである。	建設省等の職員で係長又はこれと同程度と認められる者。	20名	昭和56年9月下旬 30日間

研修名	目的	対象職員	定員	研修期間
紛争アセスメント	建設事業の地域社会適応のための諸施設(環境対策、住民関与システム、補償対策制度等)に関する専門的知識を修得させる。	建設省地方建設局、北海道開発庁、沖縄開発庁、関係公団、地方公共団体等の中堅幹部職員。	50名	昭和56年10月中旬 12日間
建設施設視察	地方公共団体等の中堅幹部職員に対し、建設施設を視察し、必要な知識・技術を修得させる。	都道府県・市・町村等の中堅幹部職員。	40名	昭和56年11月下旬 4日間
宅地造成技術	宅地造成技術の専門的知識を修得し、都市計画法に基づく開発行為及び宅地造成等規制法に基づく宅地造成工事の適切な執行に資することを目的とする。	原則として宅地指道研修(建設大学校施行)参加資格の要件に満たない都道府県または委任市の職員で審査実務にたずさわっている者及び公社・公団等の職員で宅地造成工事に関する設計または監督業務にたずさわっている者。	50名	昭和56年11月中旬 6日間
建築指導科(監視員)	建築指導行政を担当する職員に対し、建築監視員としての実務知識を修得させる。	建築指導を担当する職員。	60名	昭和56年6月上旬 12日間
建築(構造)	建築業務を担当する職員に対して、建築構造に関する必要な知識を修得させる。	国および地方公共団体の職員で、建築系学科を卒業後、建築に関して3年程度の実務経験を有する者。	60名	昭和56年7月上旬 12日間
建築(積算)	建築業務を担当する職員に対して、建築積算に関する専門知識を修得させる。	地方公共団体等の職員で、建築系学科を卒業後、建築積算に関して3年程度の実務経験を有する者。	60名	昭和56年8月下旬 6日間
建築(初級)	建築業務を担当する職員に対して、建築に関する必要な知識を修得させる。	地方公共団体等の職員で建築の設計・施工を担当する建築系学科を卒業後、3年程度の実務経験を有する者。	40名	昭和56年11月上旬 10日間
建築設備(空調)	建築設備業務を担当する職員に対し、空調設備について、必要な知識を修得させる。	建築設備の設計・施工を担当する建築系学科を卒業後、3年程度の実務経験を有する者。	40名	昭和56年10月上旬 10日間
建築設備(電気)	建築設備業務を担当する職員に対して電気設備について必要な知識を修得させる。	建築設備を担当する電気系学科を卒業後、3年程度の実務経験を有する者。	40名	昭和57年2月上旬 6日間

ダム管理	特殊無線技士 (多重無線設備)	河川総合開発計画	災害復旧実務中堅技術者	災害復旧実務	ダム管理(操作実技訓練)	都市計画 環境アセスメント	都市計画(初級)	都市計画街路(初級)
ダムの管理を担当する職員に必要な知識を修得させる。	特殊無線技士(多重無線設備)の資格を取得させるため、郵政省令で定める基準に適合した講習を受けさせ、無線従事者を養成することを目的とする。	河川総合開発計画にたずさわる中堅幹部技術職員に対して計画業務の遂行に必要な知識を付与する。	災害復旧業務を担当する中堅技術職員に対して、災害復旧の実務に必要な専門知識を修得させる。	災害復旧業務を担当する職員に対して、災害復旧の実務に必要な知識を修得させる。	ダムの管理を担当する職員にダム操作の技術を習得させる。	都市計画業務を担当する職員に、都市計画に関する環境アセスメントの知識を修得させる。	都市計画業務を担当する職員に必要な基礎的知識を修得させる。	都市計画街路業務を担当する職員に対して街路事業に関する基礎的知識を修得させる。
国および地方公共団体等のダム管理所長又は係長以上。	(1)高等学校以上の電気科、通信科、電子科の卒業者。 (2)高等学校以上の前号以外の卒業者で1年以上の実務経験を有する者、又は中学校等を卒業した者で3年以上の実務経験を有する者。	建設省地方建設局、北海道開発庁、沖縄開発庁、関係公団、地方公共団体等の中堅幹部技術職員で河川総合開発計画に関係している者。	地方公共団体等で災害復旧業務にたずさわる経験年数5年以上の技術職員。	地方公共団体等で災害復旧業務にたずさわる経験年数5年未満の技術職員。	国および地方公共団体等のダム管理所においてダム操作に従事している者。	地方公共団体等の職員で、都市計画にたずさわる幹部または中堅職員。	地方公共団体等の職員で、都市計画業務にたずさわる実務経験2年程度の者。	地方公共団体等の都市計画街路業務にたずさわる実務経験2年以下の者。
40名	40名	40名	60名	60名	各6名 5回 計30名	50名(第1回) 100名(第2回)	50名	50名
昭和56年10月下旬 12日間	昭和56年11月下旬 20日間	昭和56年5月上旬 10日間	昭和56年5月中旬 6日間	昭和57年1月下旬 6日間	昭和56年4月上旬より 5月末迄 各4日間	昭和56年7月上旬 昭和56年11月下旬	昭和56年7月下旬 12日間	昭和56年6月下旬 12日間

研修名	目的	対象職員	定員	研修期間
河川(初級)	中小流域の河川に係わる業務にたずさわる職員に対し必要な知識を修得させる。	中小流域の河川に係わる業務に携わる職員。	50名	昭和56年10月下旬 5日間
道路舗装	道路工事(舗装)業務を担当する職員に対して、舗装に関する知識を修得させる。	地方公共団体等の職員で、舗装業務にたずさわる3年程度の実務経験を有する者。	各60名	昭和56年10月中旬 6日間 昭和57年2月中旬 6日間
土木構造物設計	各種構造物の計画、設計審査に必要な理論および設計手法などの専門知識を修得させる。	各種土木構造物の設計業務にたずさわる職員で3年程度の実務経験を有する者。	40名	昭和56年6月下旬 13日間
道路管理	道路管理業務を担当する職員に対し、道路の管理に必要な知識を修得させる。	道路管理業務を担当する職員。	60名	昭和56年9月下旬 11日間
地価調査担当者等 (実施主体国土庁土地局)	地価調査担当者等に対し、土地評価に関する基礎的、専門的知識を習得させる。	都道府県の地価調査又は価格審査担当職員のうち初任者。	100名	昭和56年5月中旬 9日間
土地調査員 (実施主体国土庁土地局)	国土利用計画法の施行に関し、土地調査員に必要な基礎知識の修得を図り、もって同法の円滑かつ的確な運用に資すること。	都道府県および指定都市の土地調査員(土地調査員が任命されていない場合には土地対策担当職員)のうち初任者。	100名	昭和56年9月上旬 6日間
公団等管理者	建設行政に係る公団等の管理者として必要な判断力及び管理能力等の向上を図る。	公団等、本社の課長またはこれに相当する管理者。	30名	昭和56年8月下旬 6日間
II 一般研修コース				
ダム管理主任技術者	ダムの管理を担当する職員にダムの安全管理に必要な知識・技術を修得させる。	河川法第50条に基づく管理主任技術者及びその候補者を対象とする。	70名 実技訓練教科 各6名 計70名	学科 昭和56年6月上旬 6日間 実技訓練教科 昭和56年6月中旬より 昭和57年1月末迄 各4日間

道路工事技術専門講座	建設コンサルタント 環境アセスメント技術	補償コンサルタント (用地)	建設技術(工程管理)	地すべり防止技術	道路工事技術	工事測量	地質調査 計測コース 土質調査コース	
道路建設(舗装)工事に従事する技術者に専門的な知識を高めるため、アスファルト、コンクリート、セメントコンクリートに関する専門講座を設け、施工技術者の資質と技術の向上に寄与せんとするものである。	建設コンサルタント業務を担当する社員に對して、建設工事に伴う公害即ち環境アセスメントに関する研修を実施して技術の向上を図り円滑かつ効率的な業務遂行に資する。	道路建設(舗装)工事に従事する技術者に専門的な知識を高めるため、アスファルト、コンクリート、セメントコンクリートに関する専門講座を設け、施工技術者の資質と技術の向上に寄与せんとするものである。	建設コンサルタント業務を行なう者の資質の向上をはかるため、公共用地の取得に関する専門的知識を修得させる。	建設コンサルタント業務を行なう者の資質の向上をはかるため、公共用地の取得に関する専門的知識を修得させる。	建設コンサルタント業務を行なう者の資質の向上をはかるため、公共用地の取得に関する専門的知識を修得させる。	建設事業に従事する職員に對して、土木工事測量の実務を適確に処理するための技術を習得させる。	建設事業に従事する職員に對して、土木工事測量の実務を適確に処理するための技術を習得させる。	地質調査業務に従事する技術職員に對し、地質調査の専門的な知識を修得させ、職員の資質の向上を図る。
道路建設(舗装)に從事する上級技術職員で大学卒業後道路工事に5年程度、高校卒業後道路工事に8・9年程度の経験者。	建設コンサルタントに携わる中堅技術者。	道路建設(舗装)に從事する上級技術職員で大学卒業後道路工事に5年程度、高校卒業後道路工事に8・9年程度の経験者。	公共用地の取得業務の受託について経験の少ない者。	建設コンサルタントに携わる中堅技術者。	建設事業に従事する職員で測量の基礎知識を有する者。	建設事業に従事する職員に對して、土木工事測量の実務を適確に処理するための技術を習得させる。	建設事業に従事する職員に對して、土木工事測量の実務を適確に処理するための技術を習得させる。	国・地方公共団体及び業界等において、地質調査業務に従事する技術職員。
50名	50名	50名	各60名	60名	50名	80名	60名	各50名
昭和56年6月中旬 6日間	昭和56年5月下旬 6日間	昭和56年6月中旬 昭和56年8月下旬 各6日間	昭和56年2月上旬 3日間	昭和56年6月中旬 10日間	昭和56年4月中旬 17日間	昭和56年9月上旬 6日間	計測コース 昭和56年4月中旬 6日間 土質コース 昭和56年4月下旬 6日間	

研 修 名	目 的	対 象 職 員	定 員	研 修 期 間
建設コンサルタント・ダム技術	建設コンサルタント(ダム調査・設計)業務を担当する職員に対して、ダムの調査・設計に関する実務面の知識について重点的に研修を行ない、職員の能力向上を図り、円滑かつ効率的な業務遂行に寄与せしめることを目的とする。	建設コンサルタント業務に携わる中堅技術者。	50名	昭和56年7月上旬 6日間
ダム工事技術者	土木建設工事に従事する現場の中堅技術者に対して、ダム工事の施工に関する技術について重点的に研修を行ない建設業者の施工能力の向上に寄与せしめることを目的とする。	建設会社の土木技術職員であって、大学土木系卒業後3年以上、高専土木系卒業後5年以上の実務経験を有する者。	80名	昭和57年1月下旬 18日間
建設技術(シールド)	建設技術(シールド工事)に従事する主任技術者を養成するため、シールド工事の施工に関する専門的な技術・知識を修得させ、シールド工事の施工技術の向上に寄与せんとするものである。	建設工事に従事する技術職員で、大学卒業後建設工事に5年以上、高校卒業後建設工事に7年以上の経験を有し、そのうち実務経験(シールド工事)2年以上の者。	50名	昭和56年9月上旬 5日間
海外プロジェクト実務者	海外の建設プロジェクトにたずさわる実務者を対象に、将来プロジェクトマネージャーとして活躍する人材を養成するため、経済技術協力の基礎理念と海外コンサルティング業務に必要な実務的手法及び実務の基礎的知識について体系的な研修を行ない、我が国経済技術協力の拡充に資することを目的とする。	将来、海外コンサルティング業務等の海外プロジェクトにたずさわる実務者で原則として次の資格を有する者。 (1)5～6年以上の業務経験(国内外業務合せ)を有する者。 (2)大学卒業者またはこれと同等以上の専門的知識を有すると認められる者。 (3)一定の語学力を習得している者。	30名	昭和56年7月中旬 20日間
海外建設工事派遣養成	海外建設プロジェクトの施工に従事する人材を養成するため、会社の中堅幹部クラスの実務者を対象に現場で必要な実用英語を中心とし、海外建設業務に必要な知識を付与する体系的な研修を行なうこととする。	海外建設協会の会員会社職員で、国内の実務経験が豊富な現場作業所長または副主任クラスで、下記のいずれも該当するもの。 A実用的な英会話の習熟を必要とするもの。 B近い将来海外現場の要員に向けられる可能性のある者。 C長・短期の海外出張渡航経験のない者。	20名	昭和56年8月下旬 9月中旬 30日間
土木建築技術 オンラインシステム導入 土木建築技術 オンライン計算演習	技術計算の省力化、迅速化に有用なオンライン導入に必要な知識を修得させる。 技術計算の省力化、迅速化、確実化に有用なオンラインシステム利用に必要な技術を修得させる。	各種土木・建築技術計算業務を統轄する中堅職員。 各種土木・建築技術計算業務を担当する職員。	70名 30名	昭和56年4月下旬 3日間 昭和56年9月中旬 4日間

Ⅲ 地方研修

研 修 名	目 的	対 象 職 員	定 員	研 修 期 間
工 事 測 量 (兵庫、山口、神奈川) 福島、愛媛ほか	建設事業に従事する職員に対して、土木工 事測量の実務を適確に処理するための技術 を習得させる。	建設事業に従事する職員で測量の基礎知識 を有する者。	各 60名	各 4日間～6日間
建 設 技 術 (シールド工法) 初級	建設工事(下水道シールド工事)に従事する 技術者を養成するため、下水道シールド工 事の施工に関する専門的な技術・知識を修 得させる。	建設工事に従事する技術職員。 (新たにシールド工事に従事する者)	70名	3日間
土木建築技術 オンラインシステム導入	技術計算の省力化、迅速化、確実化に有用 なオンラインシステム導入に必要な知識を修得させ る。	各種土木・建築計算業務を統轄する中堅職 員。	200名	3日間
土木建築技術 オンライン計算演習	技術計算の省力化、迅速化、確実化に有用 なオンラインシステム利用に必要な技術を 修得させる。	各種土木・建築技術計算業務を担当する職 員。	30名	4日間

行政研修・一般研修・地方研修問合せ先

研修局

〒187

東京都小平市喜平町二一一二

☎ 〇四二三(二四)五三一五

試験部門の業務 《技術検定》

■試験部門で行なっております試験・研修及び講習には建設業法（昭和二十四年法律一〇〇号）第二十七条第一項に基づき、建設大臣が行なう技術検定試験にかわるものとして、当センターが建設大臣の指定をうけて実施しているものと、地質調査業者登録規定（昭和五十二年四月十五日建設省告示第七一八号）にかかわるものがあります。

昭和五十六年度 技術検定関連試験・研修・講習実施予定表

■建設大臣の指定をうけた試験の合格者及び研修の修了試験合格者は、国の行なう検定試験の全部または一部の免除を受けられます。

■地質調査業現場管理者認定講習は、地質調査業者登録規定における登録の要件のうち、営業所ごとに置く専任の現場管理者の認定に必要な資格取得のために行なうものです。

試験・研修・講習名	受験・受講資格	試験・研修・講習日	試験・研修・講習地	募集受付期間
一級土木工事技術者試験	大学、高専卒以上の学歴で、学歴により所定の実務経験年数を有するもの。 二級土木施工管理技士で所定の実務経験年数を有するもの。	昭和56年7月5日(日)	札幌、釧路、仙台、東京、新潟、名古屋、大阪、広島、高松、福岡、那覇	昭和56年3月23日から4月6日まで
二級土木工事技術者試験	学歴により所定の実務経験年数を有するもの。	昭和56年7月19日(日)	右記に同じ	右記に同じ
一級管工事技術者試験 第一部（学科）試験	大学、高専卒以上の学歴で、学歴により所定の実務経験年数を有するもの。 二級管工事施工管理技士で所定の実務経験年数を有するもの。 職業訓練法による管工事関係の一級技能検定合格者。	昭和56年9月6日(日)	札幌、仙台、東京、新潟、名古屋、大阪、広島、高松、福岡、那覇	昭和56年5月21日から6月4日まで
二級管工事技術者試験	学歴により所定の実務経験年数を有するもの。職業訓練法による管工事関係の一級または二級の技能検定合格者。	昭和56年9月27日(日)	右記に同じ	右記に同じ
一級管工事技術者試験 第二部（実地）試験	昭和56年度・昭和55年度一級管工事技術者試験第一部（学科）試験の合格者。 技術士法による本試験のうち管工事関係部門の合格者で学歴により所定の実務経験年数を有するもの。	昭和56年12月6日(日)	札幌、東京、名古屋、大阪、福岡	昭和56年10月23日から11月6日まで

<p>一級造園工事技術者試験</p>	<p>大学、高専卒以上の学歴で、学歴により所定の実務経験年数を有するもの。 二級造園施工管理技士で、所定の実務経験年数を有するもの。 職業訓練法による造園の一級技能検定合格者。</p>	<p>昭和56年9月6日(日)</p>	<p>札幌、仙台、東京、名古屋、大阪、広島、福岡</p>	<p>昭和56年6月20日から7月4日まで</p>
<p>二級造園工事技術者試験</p>	<p>学歴により所定の実務経験年数を有するもの。 職業訓練法による造園の一級または二級の技能検定合格者。</p>	<p>昭和56年9月27日(日)</p>	<p>右記に同じ</p>	<p>右記に同じ</p>
<p>一級土木工事技術者 特別研修</p>	<p>昭和55年度までの二級土木施工管理技術検定合格者で所定の実務経験等を有するもの。</p>	<p>北海道・東北 関東甲信越 中部 近畿・中国 四国 九州・沖縄地区</p> <p>昭和56年 9月下旬 10月下旬 11月中旬</p>	<p>札幌、仙台、東京、新潟、名古屋 大阪、広島、高松 福岡、那覇</p>	<p>昭和56年5月11日から5月25日まで</p>
<p>二級 土木施工管理技術研修</p>	<p>学歴により所定の実務経験年数を有するもの。</p>	<p>九州 (大分県を除く) 沖縄地区 中国・四国地区 近畿地区 関東・甲信地区 東北地区 中部・北陸地区 北海道地区</p> <p>昭和56年 6月上旬 6月中旬 7月中旬 7月下旬 9月上旬 10月下旬 11月中旬</p>	<p>都・府・県庁所在地 札幌、旭川、帯広</p>	<p>昭和56年3月23日から4月6日まで</p>
<p>一級管工事技術者 特別研修</p>	<p>昭和55年度までの二級管工事施工管理技術検定合格者で所定の実務経験等を有するもの。</p>	<p>関東・甲信地区 近畿地区 東北・中部・北陸地区 九州地区 北海道・中国地区 四国地区</p> <p>昭和56年 9月上旬 9月中旬 11月中旬 12月上旬 昭和57年 1月中旬 2月上旬</p>	<p>東京 大阪 仙台・名古屋・新潟 福岡 札幌・広島 高松</p>	<p>昭和56年5月6日から5月20日まで</p>

試験・研修・講習名 地質調査業 現場管理者認定講習	受験・受講資格 社団法人全国地質調査業協会連合会の実施した地質調査技士資格検定試験に合格し登録したもの。	試験・研修・講習日 昭和56年11月4日(水)から 11月6日(金)まで	試験・研修・講習地 東京	募集受付期間 昭和56年10月1日から 10月8日まで
---------------------------------	---	--	-----------------	-----------------------------------

① 研修期間は、一級土木・一級管工事技術者特別研修は6日、二級土木施工管理技術研修は4日である。

技術検定関連試験・研修・講習問合せ先

- 一級土木工事技術者特別研修
- 二級土木施工管理技術研修
- 一級管工事技術者特別研修
- 地質調査業現場管理者認定講習

業務局

〒100 東京都千代田区永田町一―十一―三五
全国町村会館五階 ☎ 〇三(五八二)〇一三八(代)

- 一級土木工事技術者試験
- 二級土木工事技術者試験
- 一級管工事技術者試験第一部・第二部
- 二級管工事技術者試験
- 一級造園工事技術者試験
- 二級造園工事技術者試験

業務局分室

〒102 東京都千代田区平河町二―六―二
ランディック平河町ビル四階 ☎ 〇三(二三〇)一六二(代)

建設大臣指定校、学校教育法による専門学校

学校法人
明倫館

国土建設学院



本学院は、国土建設事業の推進に役立つ実践的専門技術者の育成を使命として努力を重ねてまいりました。開校以来18年、11,000余名に上る卒業生はいずれも各方面第一線において活躍中であり、他にみない独自の教育の実践は高く評価されています。

設置学科

工業専門課程(昼間)

測 量 科(1年制)

測量技術者として現場第一線で独立任務を遂行できる実践的技術者を養成する。

製 図 科(1年制)

地図製図技術を主軸に、土木、建築等を含む広範な製図技術をもつ専門技術者を養成する。

測 量 工 学 科(2年制)

高度の測量技術と幅広い知識を修得、新しい時代の測量技術者として活躍できる専門技術者を養成する。

環境測量工学科(2年制)

測量技術に加えて環境調査計測に関する知識と技術を教授し測量界及び環境調査の分野で活躍できる専門技術者を養成する。

都市建設工学科(2年制)

都市の建設に必要な測量技術と都市計画、土地地区画整理の専門知識を修得した技術者を養成する。

土 木 工 学 科(2年制)

しっかりした幅広い測量技術の素養の上に土木工学を専攻させ、土木工事に係る測量・調査・設計を担当し、また土木工事の現場主任技術者として活躍できる専門技術者を養成する。

土木地質工学科(2年制)

土木工学、測量技術の素養の上に土木地質工学に関する幅広い知識と技術を身につけた新時代に生きる土木地質調査の専門技術者を養成する。

造園緑地工学科(2年制)

現代造園に関する理論と造園の計画・設計・施工・管理の専門技術を修得させ、新時代に即した実践的技術者を養成する。

上下水道工学科(2年制)

上下水道工学に関する専門学科ならびに施設の設計・施工・維持管理についての知識と技術を修得させ、実際に役立つ専門技術者を養成する。

設 備 工 学 科(2年制)

給排水衛生・空気調和等建築設備とその周辺技術について、その知識と技術を修得させ、給水装置技術者、排水設備技術者、管工事技術者等として活躍できる専門技術者を養成する。

その他の課程(昼間)

測 量 専 科(6ヵ月)

官公庁、建設関係の企業等から職員の測量技術研修の場として注目されている。

土地地区画整理専科(3ヵ月)

地方公共団体や民間企業等から職員研修の場として多大の好評をうけている。

卒業生の特典

測量士補、建設業法による技術検定の施工管理技士受験資格、土地地区画整理実務士、地図製図士2級等各科特典あり。

◆詳細は下記にお問合せください。

〔〒187〕東京都小平市喜平町2-1-1 TEL0423-21-6909(代)

出版案内

建設大臣官房官庁営繕部設備課監修

建築設備工事設計要領

建築設備設計に必要な諸元、基本指針、設計指針、設計要領を実務的体系にそってまとめた実務書

●B5判上製/536頁/
6,800円(〒300円)

建設省都市局下水道部公共下水道課監修

下水道事業の手引 昭和55年版

下水道法に基づく事業認可、国庫補助金の交付申請等の諸手続や根拠法令などをまとめた実務担当者の必携書

●A5判上製/400頁/
3,900円(〒300円)

建設プロジェクト管理研修用テキスト

工程と原価の管理

ネットワーク手法の解説と新しい原価管理の方法にまで言及した中堅技術者の研修用教材

●B5判並製/192頁/
演習問題付
1,950円(〒250円)

新刊

現場技術者の

工事測量必携

測量の基本・各種土木工事測量
単曲線・クロソイド・建築の墨出し

建設現場における各種工事の測量作業の実務を、演習を主として分かりやすく編集した初級技術者むきの研修用テキスト

●A5判上製/355頁/3,900円(〒300円)

研修用教材として最適

購入ご希望の方は、はがきに書名と部数をご記入の上、下記お申込み下さい。

(財)全国建設研修センター 建設研修調査会

〒100 東京都千代田区永田町1-11-35 全国町村会館

Tel. 03-581-1281